

### 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

#### 3-1 自然的状況

##### 3-1-1 大気環境の状況

###### (1) 気象の状況

対象事業実施区域に最も近い地域気象観測所として、市浦地域気象観測所がある。気象観測所の位置を表 3-1-1-1 及び図 3-1-1-1 に、市浦地域気象観測所における過去 10 年間の気象の状況を表 3-1-1-2 及び図 3-1-1-2 に、過去 10 年間の風配図を図 3-1-1-3 に、それぞれ示す。

市浦地域気象観測所における最近 10 年間の各年の年平均気温は 10.2～11.0℃、最多風向は北西、年平均風速は 2.2～2.5 m/s、最大風速は 9.1～13.2m/s であり、日照時間は 1,354.0～1,569.0 時間、年間降水量は 976.0～1,897.0mm となっている。

また、平成 30 年の月別の気温、降水量、平均風速、日照時間を表 3-1-1-3 に示す。平均気温は 7 月に最も高く 21.8℃、2 月に最も低く -1.7℃、降水量は 8 月に最も多く 268.5mm、4 月に最も少なく 77.0mm であり、平均風速は 10 月に最も小さく 2.0 m/s、1 月と 12 月に最も大きく 2.8 m/s、日照時間は 1 月に最も少なく 24.1 時間、5 月に最も多く 175.3 時間となっている。なお、降雪の観測は行われていない。

表 3-1-1-1 気象観測所位置

観測所名	住所	北緯	東経	標高	風速計高さ
市浦地域気象観測所	五所川原市相内	41 度 03.4 分	140 度 20.8 分	20m	10m

注：風速計高さは地上高を表す。

出典：「地域気象観測所一覧」（令和元年 気象庁）

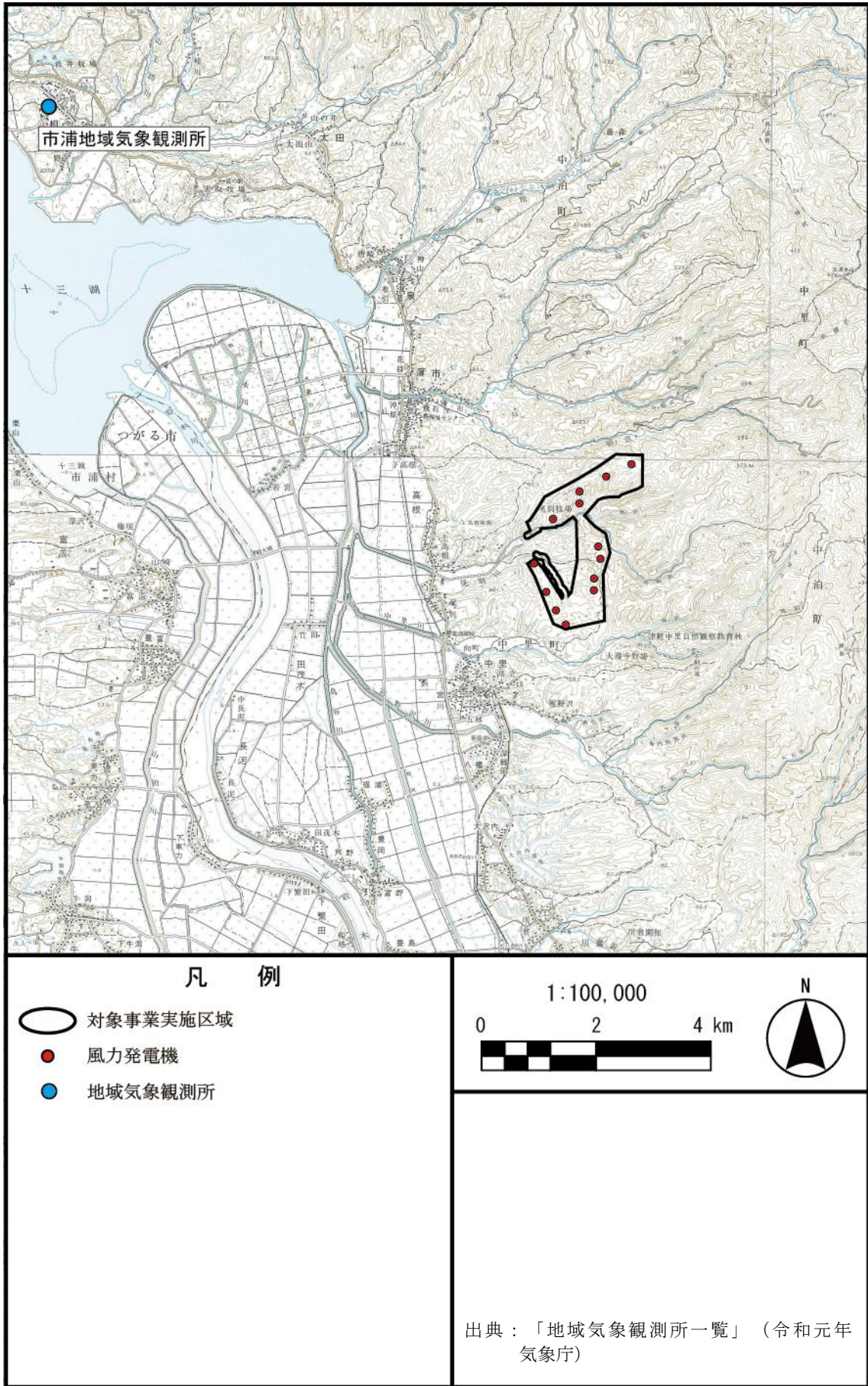


図 3-1-1-1 気象観測所位置

表 3-1-1-2 気象の概況(市浦地域気象観測所 平成 21 年～平成 30 年 10 か月別平均値)

年	気温(平均) (°C)			最多 風向	風速(m/s)		日照 時間 (時間)	降水量(mm)		
	平均	日最高	日最低		平均	最大		合計	日最大	
平成 21 年	10.3	14.0	6.5	東)	2.4	12.6	1518.2	1618.0	83.0	
平成 22 年	10.8	14.3	7.4	北西)	2.2	10.2	1371.1	1897.0	116.5	
平成 23 年	10.3	13.9	6.7	北西)	2.3	10.1	1486.0	1543.5	71.5	
平成 24 年	10.2	13.7	6.9	東)	2.4	12.7	1547.8	1585.5	70.5	
平成 25 年	10.2	13.8	6.7	西北西)	2.4	9.1	1354.0	1632.5	72.5	
平成 26 年	10.3	14.1	6.5	北西)	2.3	10.9	1569.0]	1203.0	56.0	
平成 27 年	11.0	14.6	7.3	北西)	2.4	9.5	1542.6]	976.0	57.5	
平成 28 年	10.6	14.2	7.0	北西)	2.5	13.2	1497.9	1334.0	74.5	
平成 29 年	10.3	13.7	6.6	北西)	2.4	11.1	1510.1	1477.5	103.0	
平成 30 年	10.5	13.9	7.2	北西)	2.4	11.2	1399.5	1760.0	81.5	
10 か年平均	10.5	14.0	6.9	北西	2.4	11.1	1479.6	1502.7	78.7	
10 か 年 月 別 平 均	1 月	-0.7	1.7	-3.6	北西	2.7	7.9	31.9	120.9	37.0
	2 月	-0.4	2.5	-3.0	北西	2.7	8.7	59.2	86.6	32.0
	3 月	2.8	6.1	-0.8	北西	2.6	8.1	115.4	95.0	41.0
	4 月	7.7	11.9	3.4	東	2.5	9.0	179.5	88.1	52.5
	5 月	12.8	16.9	8.7	北西	2.4	9.7	182.8	90.3	81.5
	6 月	17.0	21.1	13.5	東	2.2	8.0	177.6	85.0	47.0
	7 月	21.5	25.0	18.6	東	2.1	7.6	150.0	126.9	57.5
	8 月	23.0	26.7	19.8	東	2.3	8.3	180.5	182.0	103.0
	9 月	19.4	23.6	15.3	東	1.9	7.9	168.8	163.9	116.5
	10 月	13.2	17.4	8.6	北西	2.1	7.0	136.8	147.3	73.5
	11 月	7.4	10.8	3.5	北西	2.3	7.7	64.6	163.4	57.5
	12 月	1.8	4.5	-1.2	西北西	2.8	7.9	32.5	153.6	57.0

注 1：年間、月間の最多風向は、日別の最多風向から求めた。

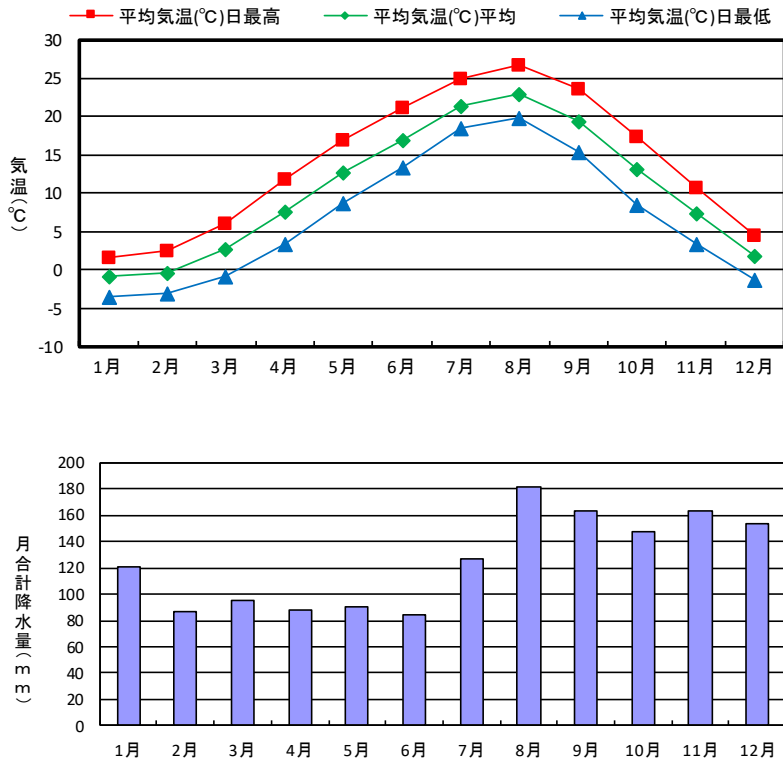
注 2：降水量の「日最大」欄は、年間、月間ともに極値を示す。ただし、10 年間の平均は極値の平均値とした。

注 3：] のある値は、統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けていることを示す（資料不足値）。

注 4：) は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う（準正常値）。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の 80%を基準とする。

注 5：10 か年平均、10 か年月別平均を求めるにあたり、「資料不足値」及び観測結果にやや疑問がある、または統計を行う対象資料が許容範囲内で欠けている「準正常値」についても算定に加えた。

出典：気象庁ホームページ「気象統計情報」（閲覧日：令和元年 11 月）



出典：気象庁ホームページ「気象統計情報」（閲覧日：令和元年11月）

図3-1-1-2 10か年月別平均気温及び降水量(市浦地域気象観測所 平成21年～平成30年)

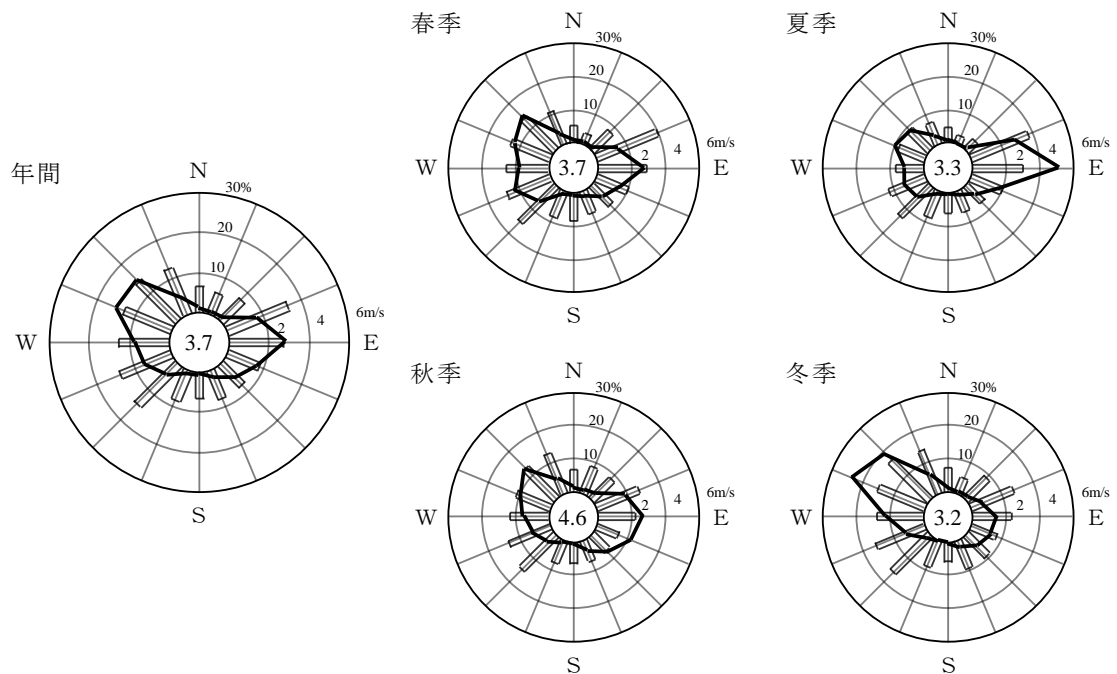


図3-1-1-3 風配図(市浦地域気象観測所 平成21年～平成30年・時間値)

表 3-1-1-3 気象の概況(市浦地域気象観測所 平成 30 年)

月	降水量(mm)			気温(℃)						風向・風速(m/s)				日照時間 (時間)	
	合計	日最大	最大		平均			最高	最低	最大風速		最大瞬間風速			
			1時間	10分間	日平均	日最高	日最低			風速	風向	風速	風向		
1	112.5	10.5	7.0	3.0	-0.4	2.0	-2.8	7.8	-8.9	2.8	7.4	北西	17.1	北北西	24.1
2	95.0	12.5	4.5	1.5	-1.7	1.0	-4.9	5.8	-11.7	2.7	9.7	北西	21.3	北北西	41.6
3	110.5	30.0	6.5	2.0	4.2	7.6	0.3	17.0	-5.8	2.7	9.2	南西	22.0	西南西	128.2
4	77.0	21.0	3.5	1.5	8.3	11.7	5.0	21.1	-0.2	2.6	9.2	東北東	20.3	東	156.6
5	165.5	81.5	15.0	4.0	12.8	16.8	9.2	26.1	3.6	2.5	11.2	東	23.7	東北東	175.3
6	128.5	38.5	18.0	6.0	16.8	20.8	13.3	26.3	9.4	2.4	10.0	東	21.9	東	157.4
7	156.0	37.5	13.0	4.0	21.8	24.9	19.3	34.7	12.7	2.1	8.9	東北東	18.5	東北東	121.5
8	268.5	63.5	26.0	11.5	21.6	25.3	18.4	30.8	10.7	2.5	8.3	東北東	18.8	東	152.1
9	103.0	28.0	6.0	4.5	19.0	22.9	15.0	27.4	8.1	2.1	8.6	南南東	20.1	南南西	168.9
10	234.0	73.5	17.5	6.5	13.9	18.1	9.6	21.6	3.3	2.0	9.0	東北東	18.7	南西	148.3
11	103.0	12.5	5.0	2.5	8.4	11.7	4.4	17.0	-1.5	2.1	7.3	東	17.9	東	89.5
12	206.5	31.0	8.0	3.0	1.8	4.3	-0.9	14.8	-5.9	2.8	8.0	北北西	16.5	北北西	36.0
年	1760.0	81.5	26.0	11.5	10.5	13.9	7.2	34.7	-11.7	2.4	11.2	東	23.7	東北東	1399.5

注 1：市浦地域気象観測所では、降雪について観測を行っていない。

注 2：) を付記した値は「準正常値」(統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値(資料が欠けていない)と同等に扱う。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の 80% を基準とする。) である。

出典：気象庁ホームページ「気象統計情報」(閲覧日：令和元年 11 月)

## (2) 大気質の状況

### 1) 一般環境大気状況

対象事業実施区域に最も近い一般環境大気測定局は、南方向に 20km ほど離れた五所川原第三中学校測定局であり、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質について測定が行われている。

五所川原第三中学校における過去 5 年間の環境基準達成状況を表 3-1-1-4、測定結果を表 3-1-1-5(1)～(4)に、位置を図 3-1-1-4 に示す。

二酸化窒素は過去 5 年間のすべてで環境基準を満足しているが、浮遊粒子状物質では平成 26～27 年度及び平成 30 年度、微小粒子状物質では平成 26 年度及び平成 30 年度で、短期的評価において基準値を超過している。

表 3-1-1-4 一般環境大気測定局（五所川原第三中学校）の測定項目と環境基準達成状況

年度	項目 二酸化窒素	浮遊粒子状物質		微小粒子状物質	
		短期	長期	短期	長期
平成 26	○	×	○	×	○
平成 27	○	×	○	○	○
平成 28	○	○	○	○	○
平成 29	○	○	○	○	○
平成 30	○	×	○	×	○

注 1：○印は環境基準を達成した項目、×印は環境基準を非達成の項目。

注 2：浮遊粒子状物質における「長期」・「短期」は長期的評価と短期的評価を示す。

- ・長期：年間における 1 日平均値について、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、このような取扱いを行わないこととして、その評価を行うものとする。
- ・短期：測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値については、1 時間値の欠測が 1 日のうち 4 時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。

注 3：微小粒子状物質は長期基準（1 年平均値に関する基準）及び短期基準（1 日平均値に関する基準）に対応した環境基準達成状況の評価を各々行う。ただし、年間の総有効測定日数が 250 日に満たない測定局については評価の対象とはしない。

- ・長期基準に対応した環境基準達成状況  
長期的評価として測定結果の 1 年平均値について評価する。
- ・短期基準に対応した環境基準達成状況  
長期的評価としての測定結果の年間 98 パーセントイル値を日平均値の代表値として選択し、評価する。

出典：「環境白書」（平成 27 年度版～令和元年版 青森県）

表 3-1-1-5(1) 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) 濃度(平成 26 年度～平成 30 年度)(五所川原第三中学校)

年 度	年平均値	1 時間値 の最高値	1 時間値が 0.2ppm を 超えた 時間数	1 時間値が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の 時間数	日 平 均 値 が 0.06ppm を超えた 日 数	日 平 均 値 が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の 日 数	日 平 均 値 の 年 間 98% 値	98% 値 評価による 日 平 均 値 が 0.06ppm を 超えた日数
	ppm	ppm	時間	時間	日	日	ppm	日
平成 26	0.004	0.042	0	0	0	0	0.010	0
平成 27	0.003	0.034	0	0	0	0	0.007	0
平成 28	0.003	0.035	0	0	0	0	0.009	0
平成 29	0.003	0.035	0	0	0	0	0.008	0
平成 30	0.003	0.036	0	0	0	0	0.008	0

注：「98%値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数」とは、1 年間の日平均値のうち低い方から 98% の範囲にあって、かつ、0.06ppm を超えたものの日数である。

出典：「環境白書」(平成 27 年版～令和元年版 青森県)

表 3-1-1-5(2) 一酸化窒素 (NO) 濃度及び窒素酸化物 (NO+NO<sub>2</sub>) 濃度  
(平成 26 年度～平成 30 年度)(五所川原第三中学校)

年 度	一酸化窒素 (NO)			窒素酸化物 (NO+NO <sub>2</sub> )			年平均値 NO <sub>2</sub> NO+NO <sub>2</sub> %
	年平均値	1 時間値 の最高値	日 平 均 値 の 年 間 98% 値	年平均値	1 時間値 の最高値	日 平 均 値 の 年 間 98% 値	
	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm	
平成 26	0.000	0.071	0.002	0.004	0.101	0.011	91.0
平成 27	0.000	0.020	0.001	0.003	0.046	0.008	93.4
平成 28	0.000	0.020	0.002	0.004	0.046	0.010	92.7
平成 29	0.000	0.029	0.001	0.003	0.062	0.009	90.0
平成 30	0.000	0.014	0.002	0.003	0.047	0.010	90.2

出典：「環境白書」(平成 27 年版～令和元年版 青森県)

表 3-1-1-5(3) 浮遊粒子状物質 (SPM) 濃度 (平成 26 年度～平成 30 年度)

(五所川原第三中学校)

年 度	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた 時間数	日 平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた 日 数	1 時間値 の最高値	日 平均値の 2%除外値	日 平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日が 2 日 以上連続 したことの 有 無	環境基準の 長期的評価 による 日 平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数
	mg/m <sup>3</sup>	時間	日	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	有×・無○	日
平成 26	0.012	5	0	0.338	0.040	○	0
平成 27	0.013	1	0	0.235	0.036	○	0
平成 28	0.014	0	0	0.197	0.033	○	0
平成 29	0.017	0	0	0.083	0.034	○	-
平成 30	0.017	1	0	0.250	0.048	○	0

注 1: 「環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2% の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち 0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日数である。ただし、日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日が 2 日以上連続した延日数のうち、2%除外該当に入っている日数分については除外しない。

注 2: 平成 29 年度の環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup>を超えた日数については、年間測定時間が 6,000 時間未満であるため、評価の対象としない。

出典: 「環境白書」(平成 27 年版～令和元年版 青森県)

表 3-1-1-5(4) 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) 濃度 (平成 26 年度～平成 30 年度)

(五所川原第三中学校)

年 度	年平均値	日 平均値の 年間 98%値	日 平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> を 超えた日数	日 平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> を 超えた日数の割合
	μg/m <sup>3</sup>	μg/m <sup>3</sup>	日	%
平成 26	12.9	37.5	10	2.8
平成 27	10.6	29.3	3	1.2
平成 28	9.7	27.1	3	1.0
平成 29	9.6	29.0	1	0.3
平成 30	11.5	38.0	9	2.5

注: 環境基準は「1 年平均値が 15 μg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m<sup>3</sup>以下であること。」と定められている。短期基準に関する評価は日平均値の年間 98%値について評価、長期基準に関する評価は測定結果の 1 年平均値について評価する。

出典: 「環境白書」(平成 27 年版～令和元年版 青森県)



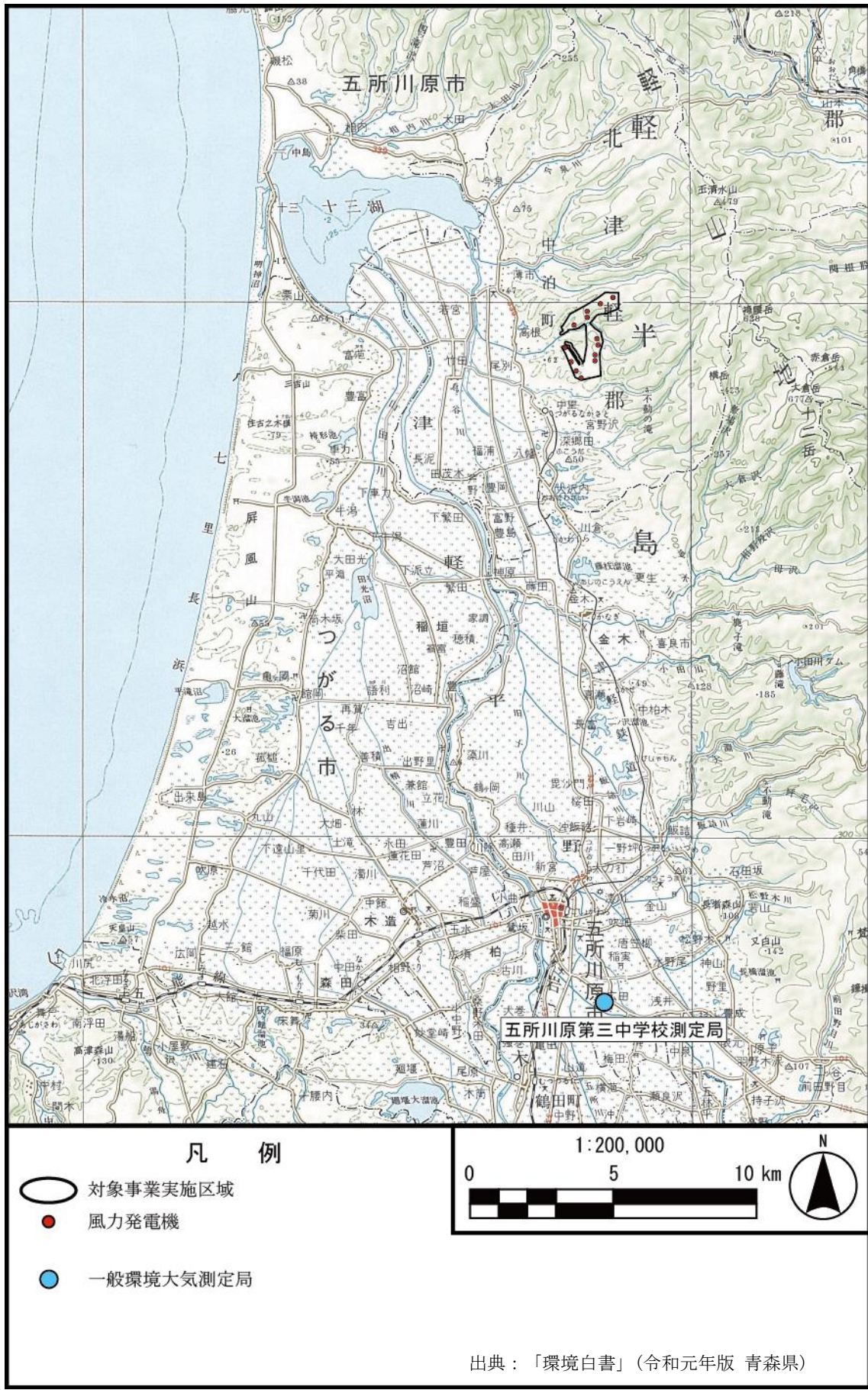


図 3-1-1-4 一般環境大気測定局位置

## 2) 沿道大気の状態

沿道環境の大気測定（自動車排出ガス測定局）は、対象事業実施区域及びその周辺地域において実施されていない。

## 3) 大気汚染に係る苦情の発生状況

対象事業実施区域及びその周辺における、平成 25 年度～平成 29 年度の 5 年間に中泊町及び弘前環境管理事務所で受理された大気汚染に関する苦情の状況を表 3-1-1-6 に示す。

中泊町では、この期間に苦情は発生していない。

表 3-1-1-6 公害苦情受理件数(大気汚染)

年 度	中泊町受理	弘前環境管理事務所受理
平成 25	0	6
平成 26	0	4
平成 27	0	1
平成 28	0	2
平成 29	0	2

注：弘前環境管理事務所(平成 29 年 4 月より廃止され、業務は中南地域県民局環境管理部に引き継がれている。)の管轄区域：弘前市・黒石市・五所川原市・つがる市・平川市・南津軽郡・中津軽郡・西津軽郡・北津軽郡

出典：「青森県統計年鑑」（平成 26 年～平成 31 年 青森県）

### (3) 騒音の状況

#### 1) 自動車騒音及び環境騒音の状況

青森県では、自動車騒音の常時監視が行われている。中泊町では監視地点は設定されていないが、近隣の五所川原市では毎年調査が行われている。

平成 26 年度から平成 30 年度までに五所川原市内で実施された自動車騒音の測定結果を表 3-1-1-7 に、測定地点位置を図 3-1-1-5 にそれぞれ示す。

過去 5 年間の調査では、平成 27 年度の松野木姥菴線の基準達成状況が 97.4%、下平井町姥菴線が 99.8%、平成 29 年度の一般国道 101 号姥菴字船橋が 98%であったが、その他の監視地点では、評価対象における環境基準を満たしている。

なお、環境騒音については、関係市町では測定が行われていない。

表 3-1-1-7 自動車騒音の監視結果

No.	路線名	測定年度	測定地点	環境基準 類型	測定結果 (dB)		評価対象 戸数 (戸)	昼間・夜間共に 基準値以下の 戸数割合(%)
					昼 間	夜 間		
1	一般国道 339 号	平成 26	幾世森 51	A	56	47	43	100
2	妙堂崎五所川原線	平成 26	蓮沼 14	A	64	58	131	100
3	福山五所川原線	平成 26	中央 1 丁目	B	62	57	118	100
4	松野木姥菴線	平成 27	姥菴字船橋 27- 13	B	64	56	38	97.4
5	沖飯詰五所川原線	平成 27	末広町 15-1	A	64	56	280	100
6	下平井町姥菴線	平成 27	中央五丁目 181	B	66	59	537	99.8
7	一般国道 339 号	平成 28	布屋町 55	C	64	55	562	100
8	一般県道 蒔田五所川原線	平成 28	芭蕉 18-4	A	46	37	261	100
9	一般県道 五所川原停車場線	平成 28	大町 36-1	C	60	49	43	100
10	一般国道 101 号-1	平成 29	姥菴字船橋 18-4	C	70	63	210	98
11	一般国道 101 号-2	平成 29	田町 1-1	C	63	55	331	100
12	一般国道 339 号 (バイパス)	平成 29	姥菴字菖蒲 1-13	C	68	59	43	100
13	一般国道 339 号-1	平成 30	湊字千鳥 160	B	63	52	69	100
14	蒔田五所川原線-2	平成 30	柏原町 11	C	58	50	49	100

出典：「環境白書」(平成 27 年版～令和元年版 青森県)

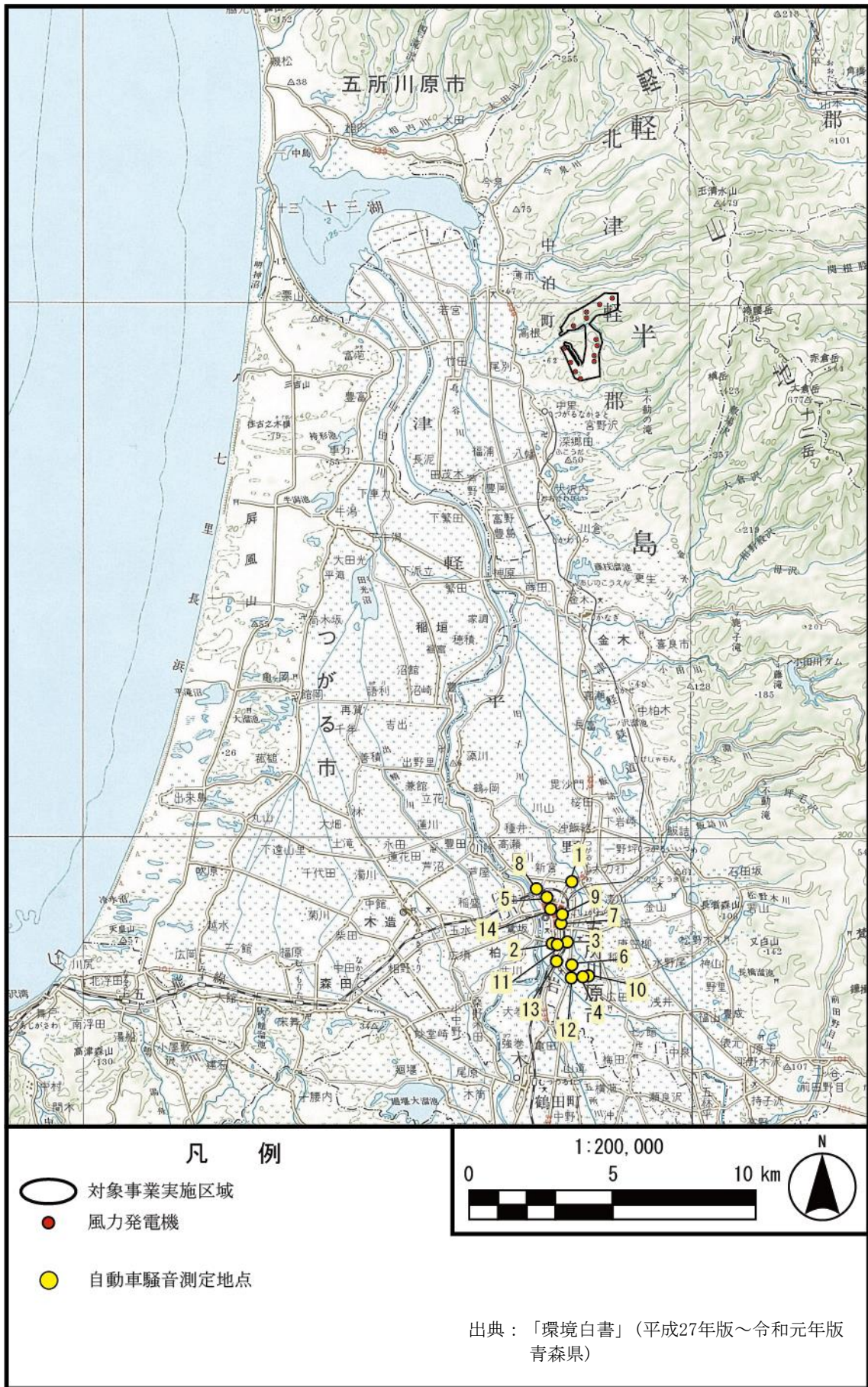


図 3-1-1-5 自動車騒音測定地点

## 2) 低周波音の状況

対象事業実施区域及びその周辺では、低周波音の測定は実施されていない。

## 3) 騒音に係る苦情の発生状況

対象事業実施区域及びその周辺における、平成 25 年度～平成 29 年度の 5 年間に中泊町及び弘前環境管理事務所で受理された騒音に関する苦情の状況を表 3-1-1-8 に示す。

中泊町では、この期間に苦情は発生していない。

表 3-1-1-8 公害苦情受理件数(騒音)

年度	中泊町受理	弘前環境管理事務所受理
平成 25	0	0
平成 26	0	0
平成 27	0	1
平成 28	0	1
平成 29	0	0

注：弘前環境管理事務所(平成 29 年 4 月より廃止され、業務は中南地域県民局環境管理部に引き継がれている。)の管轄区域：弘前市・黒石市・五所川原市・つがる市・平川市・南津軽郡・中津軽郡・西津軽郡・北津軽郡

出典：「青森県統計年鑑」(平成 26 年～平成 31 年 青森県)

## (4) 振動の状況

### 1) 道路交通振動及び環境振動の状況

青森県では、道路交通振動及び環境振動に係る測定は行われていない。

### 2) 振動に係る苦情の発生状況

対象事業実施区域及びその周辺における、平成 25 年度～平成 29 年度の 5 年間に中泊町及び弘前環境管理事務所で受理された振動に関する苦情の状況を表 3-1-1-9 に示す。

中泊町及び弘前環境管理事務所では、この期間に苦情は発生していない。

表 3-1-1-9 公害苦情受理件数(振動)

年度	中泊町受理	弘前環境管理事務所受理
平成 25	0	0
平成 26	0	0
平成 27	0	0
平成 28	0	0
平成 29	0	0

注：弘前環境管理事務所(平成 29 年 4 月より廃止され、業務は中南地域県民局環境管理部に引き継がれている。)の管轄区域：弘前市・黒石市・五所川原市・つがる市・平川市・南津軽郡・中津軽郡・西津軽郡・北津軽郡

出典：「青森県統計年鑑」(平成 26 年～平成 31 年 青森県)

### 3-1-2 水環境の状況

#### (1) 水象の状況

##### 1) 河川及び湖沼の状況

対象事業実施区域の西側を流れる岩木川は、青森・秋田県境の白神山地にある雁森岳に発し、津軽平野を貫流して十三湖に至り日本海に注ぐ一級河川であり、多くの支川が岩木川本川に流入している。

対象事業実施区域及びその周辺の河川名一覧を表 3-1-2-1 に、河川位置を図 3-1-2-1 にそれぞれ示す。

対象事業実施区域は、岩木川水系の尾別川及び中里川の流域に位置しており、鳥谷川に合流後、十三湖に流入している。

表 3-1-2-1 河川名一覧

No	水系	幹川名	河川名	支派川 次数	区間延長 (m)	備考
1	岩木川	岩木川	岩木川	幹川	110,401.3	十三湖を含む
2		岩木川	相内川	1	8,950.0	
3		相内川	山王川	2	2,700.0	
4		相内川	桂川	2	3,000.0	
5		岩木川	今泉川	1	6,000.0	
5		岩木川	昆布掛川	1	1,200.0	
7		岩木川	薄市川	1	4,500.0	
8		岩木川	鳥谷川	1	15,709.0	
9		鳥谷川	尾別川	2	4,700.0	
10		鳥谷川	中里川	2	6,000.0	
11		中里川	岩谷川	3	1,000.0	
12		鳥谷川	宮野沢川	2	6,500.0	
13		岩木川	山田川	1	32,270.4	田光沼を含む

出典：「国土数値情報河川データ」（平成19年度 国土交通省）  
「河川調書」（平成17年4月 青森県県土整備部河川砂防課）

##### 2) 湧水の状況

対象事業実施区域及びその周辺においては、「名水百選」（昭和60年 環境省）に選定された湧水は存在しない。「平成の名水百選」（平成20年 環境省）及び「湧水保全ポータルサイト」（平成30年度 環境省）に代表的な湧水として、中泊町の「湧きつぼ」が選定されている。「湧きつぼ」は芦野池沼群県立自然公園内にあり、中高地にブナ・ヒバ等が生育する自然豊かな林地の裾野から湧き出ている清水である。所在地を図 3-1-2-1 に示す。

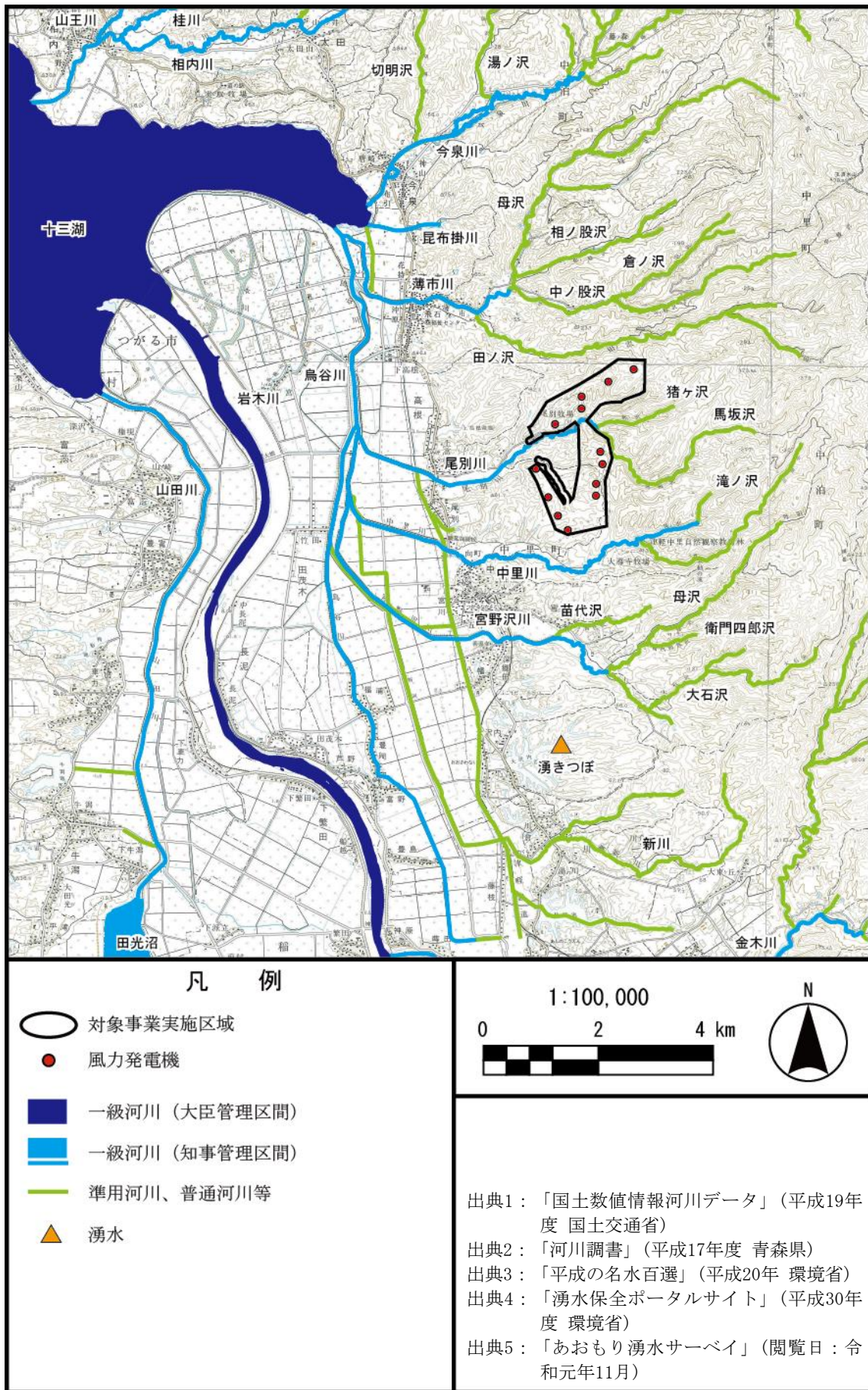


図 3-1-2-1 河川及び湧水位置

## (2) 水質の状況

対象事業実施区域及びその周辺では、岩木川下流の津軽大橋、十三湖中央、十三湖山田川河口、十三湖鳥谷川河口、岩木川上流の神田橋、山田川の車力橋の計6箇所水質調査が行われている。なお、これらの河川はそれぞれ環境基準の類型指定がなされており、生物化学的酸素要求量(BOD)等に関して、岩木川下流(神田橋から下流、十三湖を含む。)はB類型に、岩木川上流(神田橋から上流)及び山田川はA類型に、それぞれ指定されている。また、全亜鉛、ノニルフェノール、LASの水生生物保全に係る項目に関して、岩木川(全域)、山田川(全域)は生物A類型に指定されている。

公共用水域水質調査地点一覧を表3-1-2-2に、公共用水域水質調査地点位置を図3-1-2-2にそれぞれ示す。

表 3-1-2-2 公共用水域水質調査地点一覧

水域名	地点名	類型
岩木川下流	津 軽 大 橋	B、生物A
	十 三 湖 中 央	B、生物A
	十三湖山田川河口	B、生物A
	十三湖鳥谷川河口	B、生物A
岩木川上流	神 田 橋	A、生物A
山 田 川	車 力 橋	A、生物A

出典：「公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成29年度 青森県）



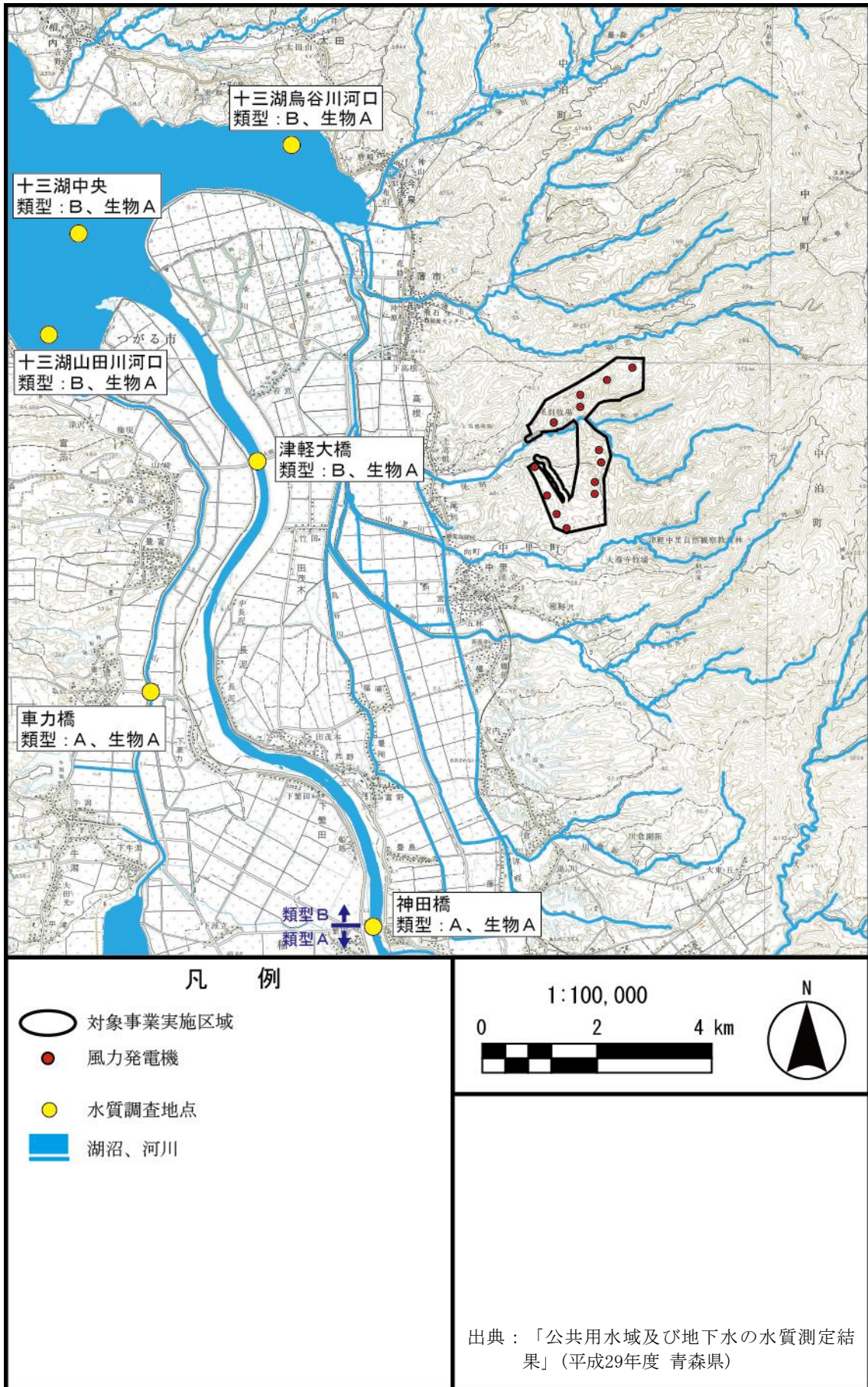


図 3-1-2-2 公共用水域水質調査地点位置

## 1) 河川

### ① 津軽大橋

対象事業実施区域から西側約 5km にある津軽大橋の水質測定結果を表 3-1-2-3(1)～(2)に示す。

津軽大橋の水質は、生活環境項目(水生生物保全に係る項目を含む。)、健康項目、要監視項目、特殊項目、その他項目が測定されている。

生活環境項目では水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)及び生物化学的酸素要求量(BOD)が毎年環境基準を満足しているが、浮遊物質(SS)は環境基準を超過する年度も見られ、大腸菌群数は毎年環境基準を超過している。水生生物保全に係る全亜鉛、ノニルフェノール、LAS は測定年度で環境基準を満足している。

なお、健康項目は、各項目とも毎年環境基準を満足している。

表 3-1-2-3(1) 公共用水域水質測定結果(津軽大橋・生活環境項目)

水域名：岩木川下流、地点名：津軽大橋、類型：B/生物A

測定項目		単位	測定年度の平均値等					環境基準値	
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	最小値～最大値	—	7.0～7.5	6.9～7.7	7.1～7.7	6.9～7.5	7.0～7.5	6.5 以上 8.5 以下
	溶存酸素量 (DO)	最小値～最大値	mg/L	7.0～13	7.9～13	8.6～12	7.2～13	7.0～14	5 以上
		日間平均値の平均	mg/L	10	10	10	10	10	
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	最小値～最大値	mg/L	0.7～1.4	0.5～3.7	0.5～3.5	1.0～2.2	0.5～2.4	3 以下
		日間平均値の平均	mg/L	1.0	1.5	1.6	1.6	1.3	
		75%値	mg/L	1.2	1.6	1.9	1.9	1.5	
	化学的酸素要求量 (COD)	最小値～最大値	mg/L	2.6～6.2	2.2～5.7	2.8～7.2	2.7～7.4	2.6～8.1	—
		日間平均値の平均	mg/L	3.7	4.0	4.5	4.7	4.4	
		75%値	mg/L	3.8	4.3	6.2	5.7	5.2	
	浮遊物質 (SS)	最小値～最大値	mg/L	3～23	4～29	4～30	2～24	3～28	25 以下
		日間平均値の平均	mg/L	12	10	11	10	10	
	大腸菌群数	最小値～最大値	MPN/100mL	490～79,000	790～49,000	1,300～24,000	230～54,000	790～130,000	5,000 以下
		日間平均値の平均	MPN/100mL	16,000	10,000	7,800	8,000	19,000	
全窒素	最小値～最大値	mg/L	0.77～1.3	0.79～1.3	0.55～1.3	0.69～1.4	0.67～1.4	—	
	日間平均値の平均	mg/L	0.95	1.1	1.0	1.1	0.97		
全燐	最小値～最大値	mg/L	0.045～0.094	0.039～0.088	0.045～0.094	0.040～0.12	0.044～0.11	—	
	日間平均値の平均	mg/L	0.068	0.074	0.064	0.080	0.075		
全亜鉛	最小値～最大値	mg/L	—	—	0.005～0.013	<0.005～0.011	0.006～0.012	0.03 以下	
	日間平均値の平均	mg/L	—	—	0.009	0.008	0.009		
ノニルフェノール	最小値～最大値	mg/L	—	—	<0.00006～0.00006	<0.00006～<0.00006	<0.00006～<0.00006	0.001 以下	
	日間平均値の平均	mg/L	—	—	0.00006	<0.00006	<0.00006		
LAS	最小値～最大値	mg/L	—	—	<0.0006～0.0017	<0.0006～0.0029	<0.0006～<0.0006	0.03 以下	
	日間平均値の平均	mg/L	—	—	0.0010	0.0013	<0.0006		

注1：「日間平均値」とは1日の測定値の平均値を示す。

注2：「75%値」とは年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ、 $[0.75 \times \text{日間平均値のデータ数}]$  番目のデータ値を示す。

注3：全窒素・全燐について「平均値」とは、青森県の測定結果に基づき日間平均値の平均値を環境基準における年平均値と読み替えるものとした。

注4：LASとは、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 (Linear Alkylbenzene Sulfonate) 及びその塩化物

出典：「公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成25年度～平成29年度 青森県)

表 3-1-2-3(2) 公共用水域水質測定結果(津軽大橋・健康項目等)

水域名：岩木川下流、地点名：津軽大橋

測定項目	単位	測定年度の平均値					環境基準値	
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0003	0.003 以下
	全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	<0.002	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.05 以下
	砒素	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.01 以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	P C B	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.002 以下
	チウラム	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.57	0.59	0.56	0.58	0.53	10 以下
	ふっ素	mg/L	<0.15	<0.15	0.24	<0.15	<0.15	0.8 以下
ほう素	mg/L	0.04	0.04	0.14	0.07	0.05	1 以下	
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	—	—	<0.005	<0.005	0.05 以下	
要監視項目	4-tert-オクチルフェノール	mg/L	—	—	<0.00007	<0.00007	<0.00017	—
	アニリン	mg/L	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	
	2,4-ジクロロフェノール	mg/L	—	—	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
特殊項目	銅	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	—
	亜鉛	mg/L	0.011	0.008	0.009	0.008	0.009	
	溶解性鉄	mg/L	0.4	0.3	0.2	0.5	0.3	
	溶解性マンガン	mg/L	0.10	0.11	0.11	0.13	0.07	
その他項目	塩化物イオン	mg/L	25	36	62	34	26	—
	硫酸イオン	mg/L	13	14	17	12	11	
	アンモニア性窒素	mg/L	0.16	0.17	0.18	0.16	0.17	
	リン酸性リン	mg/L	0.041	0.048	0.036	0.051	0.050	
	メチレンブルー活性物質	mg/L	0.033	0.037	0.038	0.034	0.031	

出典：「公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成 25 年度～平成 29 年度 青森県)

② 十三湖中央

対象事業実施区域の下流に位置する十三湖中央の水質測定結果を表 3-1-2-4(1)～(2)に示す。

生活環境項目では水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)及び溶存酸素量(DO)が毎年環境基準を満足しているが、浮遊物質(SS)及び大腸菌群数は環境基準を超過する年度も見られる。水生生物保全に係る全亜鉛は測定年度で環境基準を満足している。

なお、健康項目は水質測定が行われているすべての項目で環境基準を満足している。

表 3-1-2-4(1) 公共用水域水質測定結果(十三湖中央・生活環境項目)

水域名：岩木川下流、地点名：十三湖中央、類型：B/生物A

測定項目		単位	測定年度の平均値等					環境基準値	
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	最小値～最大値	—	7.2～8.0	7.2～7.6	7.5～8.1	7.0～8.5	7.3～7.6	6.5以上 8.5以下
	溶存酸素量(DO)	最小値～最大値	mg/L	8.0～11	8.4～11	8.7～11	9.6～11	8.3～12	5以上
		日間平均値の平均	mg/L	9.7	9.5	9.9	10	9.6	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	最小値～最大値	mg/L	1.1～2.9	0.6～1.6	1.0～4.5	1.1～4.7	<0.5～1.1	3以下
		日間平均値の平均	mg/L	1.9	1.1	2.4	2.2	0.8	
		75%値	mg/L	1.8	1.4	2.2	1.7	1.0	
	化学的酸素要求量(COD)	最小値～最大値	mg/L	2.4～8.0	3.8～6.5	2.6～6.4	2.7～9.2	2.3～7.0	—
		日間平均値の平均	mg/L	4.8	4.9	5.2	6.5	4.6	
		75%値	mg/L	5.1	5.2	6.4	8.7	4.6	
	浮遊物質(SS)	最小値～最大値	mg/L	6～26	6～53	3～37	4～65	5～9	25以下
		日間平均値の平均	mg/L	19	31	15	21	7	
	大腸菌群数	最小値～最大値	MPN/100mL	790～24,000	220～13,000	49～13,000	33～540,000	490～4,900	5,000以下
日間平均値の平均		MPN/100mL	12,000	4,700	3,600	140,000	2,500		
全窒素	最小値～最大値	mg/L	0.76～1.1	0.73～0.99	0.05～0.86	0.32～1.5	0.64～0.97	—	
	日間平均値の平均	mg/L	0.95	0.87	0.50	0.86	0.86		
全燐	最小値～最大値	mg/L	0.036～0.15	0.047～0.13	0.038～0.13	0.033～0.21	0.038～0.12	—	
	日間平均値の平均	mg/L	0.079	0.089	0.067	0.085	0.066		
全亜鉛	最小値～最大値	mg/L	—	—	0.005	<0.005	0.006	0.03以下	
	日間平均値の平均	mg/L	—	—	0.005	<0.005	0.006		

注1：「日間平均値」とは1日の測定値の平均値を示す。

注2：「75%値」とは年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ、 $[0.75 \times \text{日間平均値のデータ数}]$ 番目のデータ値を示す。

注3：全窒素・全燐について「平均値」とは、青森県の測定結果に基づき日間平均値の平均値を環境基準における年平均値と読み替えるものとした。

出典：「公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成25年度～平成29年度 青森県)

表 3-1-2-4(2) 公共用水域水質測定結果(十三湖中央・健康項目等)

水域名：岩木川下流、地点名：十三湖中央

測定項目	単位	測定年度の平均値					環境基準値	
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0003	0.003 以下
	全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.002	0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.05 以下
	砒素	mg/L	0.001	0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.01 以下
	総水銀	mg/L	-	<0.0005	<0.0005	-	<0.0005	0.0005 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.49	0.44	0.18	0.38	0.44	10 以下
特殊項目	銅	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	-
	亜鉛	mg/L	0.011	0.011	0.005	<0.005	0.006	
	溶解性鉄	mg/L	0.4	0.3	<0.1	<0.1	0.3	
	溶解性マンガン	mg/L	0.08	0.07	0.15	0.62	0.07	
その他項目	塩化物イオン	mg/L	368	2,166	4,370	1,371	1,175	-
	アンモニア性窒素	mg/L	0.08	0.07	0.06	0.09	0.13	
	リン酸性リン	mg/L	0.037	0.047	0.019	0.059	0.043	
	メチレンブルー活性物質	mg/L	0.044	0.034	0.041	0.042	0.039	
	クロロフィル-a	μg/L	16	13	27	18	4	

出典：「公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成 25 年度～平成 29 年度 青森県)

### ③ 十三湖山田川河口

岩木川より西側を流れ、十三湖に流入している岩木川下流の十三湖山田川河口の水質測定結果を表 3-1-2-5 に示す。

生活環境項目の水素イオン濃度(pH)及び溶存酸素量(DO)は毎年環境基準を満足しているが、生物化学的酸素要求量(BOD)は環境基準を超過する年度も見られ、浮遊物質(SS)及び大腸菌群数は毎年環境基準を超過している。

表 3-1-2-5 公共用水域水質測定結果(十三湖山田川河口・生活環境項目等)

水域名：岩木川下流、地点名：十三湖山田川河口、類型：B/生物A

測定項目			単位	測定年度の平均値等					環境基準値
				25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	最小値～最大値	—	7.2～7.7	7.1～7.9	7.5～8.5	7.0～7.8	7.3～7.6	6.5以上 8.5以下
	溶存酸素量(DO)	最小値～最大値	mg/L	8.1～11	8.5～11	9.3～11	8.7～10	6.2～11	5以上
		日間平均値の平均	mg/L	9.6	9.6	10	9.4	8.8	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	最小値～最大値	mg/L	0.7～2.5	0.8～2.7	1.3～4.1	1.9～5.9	<0.5～ 2.0	3以下
		日間平均値の平均	mg/L	1.5	1.8	2.5	3.0	1.1	
		75%値	mg/L	1.5	2.6	3.1	2.1	1.0	
	化学的酸素要求量(COD)	最小値～最大値	mg/L	2.0～8.8	3.2～8.9	4.9～8.1	2.9～10	2.8～8.0	—
		日間平均値の平均	mg/L	4.3	5.2	6.8	6.4	5.5	
		75%値	mg/L	3.4	4.8	7.9	7.6	6.0	
	浮遊物質(SS)	最小値～最大値	mg/L	6～27	10～89	16～81	6～84	5～30	25以下
		日間平均値の平均	mg/L	14	40	46	27	18	
	大腸菌群数	最小値～最大値	MPN/100mL	490～ 54,000	490～ 13,000	490～ 7,900	220～ 240,000	490～ 24,000	5,000以下
		日間平均値の平均	MPN/100mL	20,000	5,200	3,200	60,000	9,300	
	全窒素	最小値～最大値	mg/L	0.76～ 1.0	0.74～ 1.2	0.74～ 1.0	0.50～ 1.8	0.68～ 1.1	—
日間平均値の平均		mg/L	0.88	0.92	0.88	1.1	0.94		
全燐	最小値～最大値	mg/L	0.036～ 0.18	0.060～ 0.19	0.097～ 0.14	0.045～ 0.19	0.054～ 0.23	—	
	日間平均値の平均	mg/L	0.083	0.099	0.11	0.10	0.12		
その他項目	塩化物イオン	日間平均値	mg/L	26	1,400	1,093	403	852	—
	クロロフィル-a	日間平均値の平均	μg/L	—	23	25	20	4	—

注1：「日間平均値」とは1日の測定値の平均値を示す。

注2：「75%値」とは年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ、 $[0.75 \times \text{日間平均値のデータ数}]$ 番目のデータ値を示す。

注3：全窒素・全燐について「平均値」とは、青森県の測定結果に基づき日間平均値の平均値を環境基準における年平均値と読み替えるものとした。

出典：「公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成25年度～平成29年度 青森県）

④ 十三湖鳥谷川河口

十三湖の東側に位置する十三湖鳥谷川河口の水質測定結果を表 3-1-2-6 に示す。

生活環境項目では溶存酸素量(DO)及び生物化学的酸素要求量(BOD)は毎年環境基準を満足しているが、水素イオン濃度(pH)及び浮遊物質(SS)は環境基準を超過する年度も見られ、大腸菌群数は毎年環境基準を超過している。

表 3-1-2-6 公共用水域水質測定結果(十三湖鳥谷川河口・生活環境項目等)

水域名：岩木川下流、地点名：十三湖鳥谷川河口、類型：B/生物A

測定項目			単位	測定年度の平均値等					環境基準値
				25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	最小値～最大値	—	7.4～8.5	7.2～7.6	7.4～8.1	7.0～8.6	7.3～7.8	6.5以上 8.5以下
		溶存酸素量(DO)	最小値～最大値	mg/L	7.3～11	8.1～11	7.8～11	8.8～12	7.1～12
	日間平均値の平均		mg/L	9.6	9.4	9.7	10	8.8	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	最小値～最大値	mg/L	0.5～2.2	<0.5～1.6	1.1～2.7	0.9～6.3	<0.5～1.5	3以下
		日間平均値の平均	mg/L	1.2	0.9	1.7	2.7	1.0	
		75%値	mg/L	1.1	1.0	1.7	2.2	1.0	
	化学的酸素要求量(COD)	最小値～最大値	mg/L	3.5～6.6	3.9～6.6	2.9～7.1	3.7～10	2.6～7.3	—
		日間平均値の平均	mg/L	5.2	4.8	5.1	6.9	5.1	
		75%値	mg/L	5.5	4.8	5.4	8.5	6.1	
	浮遊物質(SS)	最小値～最大値	mg/L	5～34	3～58	4～44	5～90	4～15	25以下
		日間平均値の平均	mg/L	20	27	20	31	10	
	大腸菌群数	最小値～最大値	MPN/100mL	490～24,000	490～13,000	49～7,900	130～170,000	490～13,000	5,000以下
		日間平均値の平均	MPN/100mL	7,700	3,900	3,100	43,000	5,900	
	全窒素	最小値～最大値	mg/L	0.64～0.86	0.59～0.99	0.33～0.94	0.55～1.7	0.52～1.1	—
日間平均値の平均		mg/L	0.75	0.79	0.70	1.0	0.74		
全磷	最小値～最大値	mg/L	0.067～0.12	0.039～0.11	0.078～0.11	0.064～0.21	0.043～0.17	—	
	日間平均値の平均	mg/L	0.096	0.081	0.094	0.11	0.10		
項その他	塩化物イオン	日間平均値	mg/L	1,236	—	4,595	771	2,582	—
	クロロフィル-a	日間平均値の平均	μg/L	—	—	15	21	3	

注1：「日間平均値」とは1日の測定値の平均値を示す。

注2：「75%値」とは年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ、 $[0.75 \times \text{日間平均値のデータ数}]$ 番目のデータ値を示す。

注3：全窒素・全磷について「平均値」とは、青森県の測定結果に基づき日間平均値の平均値を環境基準における年平均値と読み替えるものとした。

出典：「公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成25年度～平成29年度 青森県)



⑤ 神田橋

対象事業実施区域から南南西約 7km にある岩木川の神田橋における水質測定結果を表 3-1-2-7(1)～(2)に示す。

生活環境項目では水素イオン濃度 (pH) 及び生物化学的酸素要求量 (BOD) は毎年環境基準を満足しているが、浮遊物質量 (SS) は環境基準を超過する年度も見られ、溶存酸素量 (DO) 及び大腸菌群数は毎年環境基準を満足していない。

なお、健康項目では、鉛及び砒素が毎年環境基準を満足している。

表 3-1-2-7(1) 公共用水域水質測定結果(神田橋・生活環境項目)

水域名：岩木川上流、地点名：神田橋、類型：A/生物A

測定項目		単位	測定年度の平均値等					環境基準値	
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	最小値～最大値	—	7.1～7.3	7.0～7.4	7.1～7.5	7.0～7.3	7.0～7.5	6.5 以上 8.5 以下
	溶存酸素量 (DO)	最小値～最大値	mg/L	7.1～13	7.4～13	7.1～12	6.3～13	7.0～14	7.5 以上
		日間平均値の平均	mg/L	10	10	9.8	9.9	10	
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	最小値～最大値	mg/L	0.5～1.4	0.7～1.8	0.6～2.6	0.9～2.1	<0.5～ 2.3	2 以下
		日間平均値の平均	mg/L	1.0	1.2	1.5	1.5	1.4	
		75%値	mg/L	1.1	1.4	1.9	1.6	1.5	
	化学的酸素要求量 (COD)	最小値～最大値	mg/L	2.2～4.7	2.6～5.0	2.9～5.6	2.4～6.4	2.7～6.7	—
		日間平均値の平均	mg/L	3.3	3.5	4.1	4.0	4.0	
		75%値	mg/L	3.6	3.8	4.6	4.7	4.7	
	浮遊物質量 (SS)	最小値～最大値	mg/L	5～28	3～31	5～40	3～25	3～20	25 以下
日間平均値の平均		mg/L	14	10	14	9	8		
大腸菌群数	最小値～最大値	MPN/100mL	490～ 79,000	2,400～ 220,000	2,400～ 49,000	790～ 22,000	490～ 140,000	1,000 以下	
	日間平均値の平均	MPN/100mL	22,000	44,000	13,000	5,800	30,000		
全窒素	最小値～最大値	mg/L	0.77～ 1.3	0.88～ 1.3	0.61～ 1.3	0.70～ 1.3	0.66～ 1.2	—	
	日間平均値の平均	mg/L	0.94	1.0	1.0	1.1	0.93		
全磷	最小値～最大値	mg/L	0.049～ 0.11	0.055～ 0.095	0.052～ 0.093	0.050～ 0.090	0.046～ 0.081	—	
	日間平均値の平均	mg/L	0.071	0.072	0.071	0.068	0.064		

注1：「日間平均値」とは1日の測定値の平均値を示す。

注2：「75%値」とは年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ、 $[0.75 \times \text{日間平均値のデータ数}]$  番目のデータ値を示す。

注3：全窒素・全磷について「平均値」とは、青森県の測定結果に基づき日間平均値の平均値を環境基準における年平均値と読み替えるものとした。

出典：「公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成25年度～平成29年度 青森県)

表 3-1-2-7(2) 公共用水域水質測定結果(神田橋・健康項目)

水域名：岩木川上流、地点名：神田橋

測定項目		単位	測定年度の平均値					環境基準値
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
健康項目	鉛	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
	砒素	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.01以下

出典：「公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成25年度～平成29年度 青森県)

⑥ 車力橋

対象事業実施区域から南西側約 7km にある山田川の車力橋における水質測定結果を表 3-1-2-8(1)～(2)に示す。

生活環境項目では溶存酸素量(DO)は毎年環境基準を満足しているが、水素イオン濃度(pH)、浮遊物質(SS)は環境基準を超過する年度も見られ、生物化学的酸素要求量(BOD)及び大腸菌群数は毎年環境基準を超過している。水生生物保全に係る全亜鉛、ノニルフェノール、LAS は測定年度で環境基準を満足している。

なお、健康項目では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が毎年環境基準を満足している。

表 3-1-2-8(1) 公共用水域水質測定結果(車力橋・生活環境項目)

水域名：山田川、地点名：車力橋、類型：A/生物A

測定項目		単位	測定年度の平均値等					環境基準値	
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	最小値～最大値	—	7.0～7.9	6.6～8.0	7.0～8.7	7.1～8.4	7.1～7.4	6.5以上 8.5以下
	溶存酸素量(DO)	最小値～最大値	mg/L	8.8～12	7.6～12	9.8～11	7.5～12	7.9～13	7.5以上
		日間平均値の平均	mg/L	10	10	10	10	9.6	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	最小値～最大値	mg/L	0.6～4.4	1.2～4.7	1.2～7.1	<0.5～4.2	1.4～3.9	2以下
		日間平均値の平均	mg/L	2.2	2.4	4.2	2.0	2.8	
		75%値	mg/L	3.5	2.9	5.6	2.8	3.5	
	浮遊物質(SS)	最小値～最大値	mg/L	5～15	8～22	6～27	5～43	5～26	25以下
		日間平均値の平均	mg/L	11	17	19	21	18	
	大腸菌群数	最小値～最大値	MPN/100mL	2,300～24,000	460～9,200	110～4,900	1,700～79,000	700～7,900	1,000以下
		日間平均値の平均	MPN/100mL	8,200	4,500	1,900	24,000	3,600	
	全窒素	最小値～最大値	mg/L	1.0～2.6	0.73～2.6	1.6～3.1	1.1～2.5	0.81～1.6	—
		日間平均値の平均	mg/L	1.8	1.4	2.1	1.8	1.2	
全磷	最小値～最大値	mg/L	0.11～0.14	0.098～0.16	0.10～0.20	0.14～0.25	0.053～0.14	—	
	日間平均値の平均	mg/L	0.12	0.13	0.16	0.18	0.11		
全亜鉛	最小値～最大値	mg/L	—	—	—	0.005	0.008	0.03以下	
	日間平均値の平均	mg/L	—	—	—	0.005	0.008		
ノニルフェノール	最小値～最大値	mg/L	—	—	—	<0.00006	<0.00006	0.001以下	
	日間平均値の平均	mg/L	—	—	—	<0.00006	<0.00006		
LAS	最小値～最大値	mg/L	—	—	—	<0.0006	0.0010	0.03以下	
	日間平均値の平均	mg/L	—	—	—	<0.0006	0.0010		

注1：「日間平均値」とは1日の測定値の平均値を示す。

注2：「75%値」とは年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ、 $[0.75 \times \text{日間平均値のデータ数}]$ 番目のデータ値を示す。

注3：全窒素・全磷について「平均値」とは、青森県の測定結果に基づき日間平均値の平均値を環境基準における年平均値と読み替えるものとした。

注4：LASとは、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸(Linear Alkylbenzene Sulfonate)及びその塩化物

出典：「公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成25年度～平成29年度 青森県)

表 3-1-2-8(2) 公共用水域水質測定結果(車力橋・健康項目等)

水域名：山田川、地点名：車力橋

測定項目	単 位	測定年度の平均値					環境基準値	
		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度		
健康項目	硝酸性窒素	mg/L	0.62	0.56	0.39	0.84	0.51	—
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.014	0.13	0.010	0.017	0.014	—
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.63	0.68	0.40	0.85	0.52	10 以下
その他項目	塩化物イオン	mg/L	44	56	76	50	50	—
	アンモニア性窒素	mg/L	0.16	0.19	0.13	0.16	0.16	—

出典：「公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 25 年度～平成 29 年度 青森県）

## 2) 地下水

地下水に関する水質測定は、平成 29 年度に概況調査が中泊町芦野で実施されている。

測定項目及び測定の結果を表 3-1-2-9 に示す。平成 29 年度の測定では、すべての項目で環境基準を満足している。

なお、対象事業実施区域及びその周辺において、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査を行っている地区は存在しない。

表 3-1-2-9 地下水の水質測定結果（中泊町芦野）

測定項目	単位	測定値	環境基準値
カドミウム	mg/L	<0.0003	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.002	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.02	0.05 以下
砒素	mg/L	<0.001	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	—	検出されないこと
PCB	mg/L	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.001	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0001	0.002 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	mg/L	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0001	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0001	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0001	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0005	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0001	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.001	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.027	10 以下
ふっ素	mg/L	<0.10	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.08	1 以下
1,4-ジオキササン	mg/L	<0.005	0.05 以下

注 1：1,2-ジクロロエチレンの濃度は、測定されたシス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

注 2：トリクロロエチレンに係る環境基準値は、平成 25 年度までは 0.03 mg/L 以下、平成 26 年度以降は 0.01 mg/L 以下である。

注 3：塩化ビニルモノマーは平成 29 年 4 月以降、「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に名称変更されている。

出典：「公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 29 年度 青森県）

### 3) 水質汚濁に係る苦情の発生状況

対象事業実施区域及びその周辺における、平成 25 年度～平成 29 年度の 5 年間に中泊町及び弘前環境管理事務所で受理された水質汚濁に関する苦情の状況を表 3-1-2-10 に示す。

中泊町では、この期間に苦情は発生していない。

表 3-1-2-10 公害苦情受理件数(水質汚濁)

年 度	中泊町受理	弘前環境管理事務所受理
平成 25	0	4
平成 26	0	11
平成 27	0	14
平成 28	0	4
平成 29	0	1

注：弘前環境管理事務所(平成 29 年 4 月より廃止され、業務は中南地域県民局環境管理部に引き継がれている。)の管轄区域：弘前市・黒石市・五所川原市・つがる市・平川市・南津軽郡・中津軽郡・西津軽郡・北津軽郡

出典：「青森県統計年鑑」(平成 26 年～平成 31 年 青森県)

### (3) 水底の底質の状況

対象事業実施区域及びその周辺では、平成 29 年度に岩木川水域の十三湖で水底の底質の測定が行われている。また、岩木川水域の岩木川河口、山田川水域の車力橋で水底のダイオキシン類の測定が行われている。測定結果を表 3-1-2-11 に示す。

表 3-1-2-11(1) 公共用水域の底質測定結果 (十三湖 St. 1 中央)

測定項目		単 位	測定値
項 一 目 般	化学的酸素要求量 (COD)	mg/g	20
	強熱減量	%	6.0
健 康 項 目	カドミウム	mg/kg	0.1
	鉛	mg/kg	25
	砒素	mg/kg	7.9
	総水銀	mg/kg	0.11
	PCB	mg/kg	<0.01
特 殊 項 目	銅	mg/kg	23
	亜鉛	mg/kg	170
	総クロム	mg/kg	44
の そ 項 の 目 他	硫化物	mg/g	0.22
	総窒素	mg/g	1.2
	総磷	mg/g	0.72

出典：「公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成 29 年度 青森県)

表 3-1-2-11(2) ダイオキシン類モニタリング調査結果

水域名	調査地点名	測定項目	単 位	測定値
岩木川	岩木川河口	ダイオキシン類	Pg-TEQ/g	0.22
山田川	車力橋			11

出典：「環境白書」(令和元年版 青森県)

### 3-1-3 土壌及び地盤の状況

#### (1) 土壌の状況

##### 1) 土壌の状況

対象事業実施区域及びその周辺の土壌の状況を図 3-1-3-1 に示す。

対象事業実施区域周辺の土壌は森林土壌で、東側はポドソル化土壌が、西側はグライ土壌や黒泥土壌が分布しており、一部黒ボク土となっている。

対象事業実施区域は乾性褐色森林土壌、褐色森林土壌、褐色森林土壌（赤褐色系）が多くを占め、一部粗粒淡色黒ボク土壌となっている。

##### 2) 土壌汚染の状況

対象事業実施区域及びその周辺では、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 法律第 53 号）に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はされていない。

##### 3) 土壌汚染に係る苦情の発生状況

対象事業実施区域及びその周辺における、平成 25 年度～平成 29 年度の 5 年間に中泊町及び弘前環境管理事務所で受理された土壌汚染に関する苦情の状況を表 3-1-3-1 に示す。

中泊町及び弘前環境管理事務所では、この期間に苦情は発生していない。

表 3-1-3-1 公害苦情受理件数(土壌汚染)

年 度	中泊町受理	弘前環境管理事務所受理
平成 25	0	0
平成 26	0	0
平成 27	0	0
平成 28	0	0
平成 29	0	0

注：弘前環境管理事務所(平成 29 年 4 月より廃止され、業務は中南地域県民局環境管理部に引き継がれている。)の管轄区域：弘前市・黒石市・五所川原市・つがる市・平川市・南津軽郡・中津軽郡・西津軽郡・北津軽郡

出典：「青森県統計年鑑」（平成 26 年～平成 31 年 青森県）

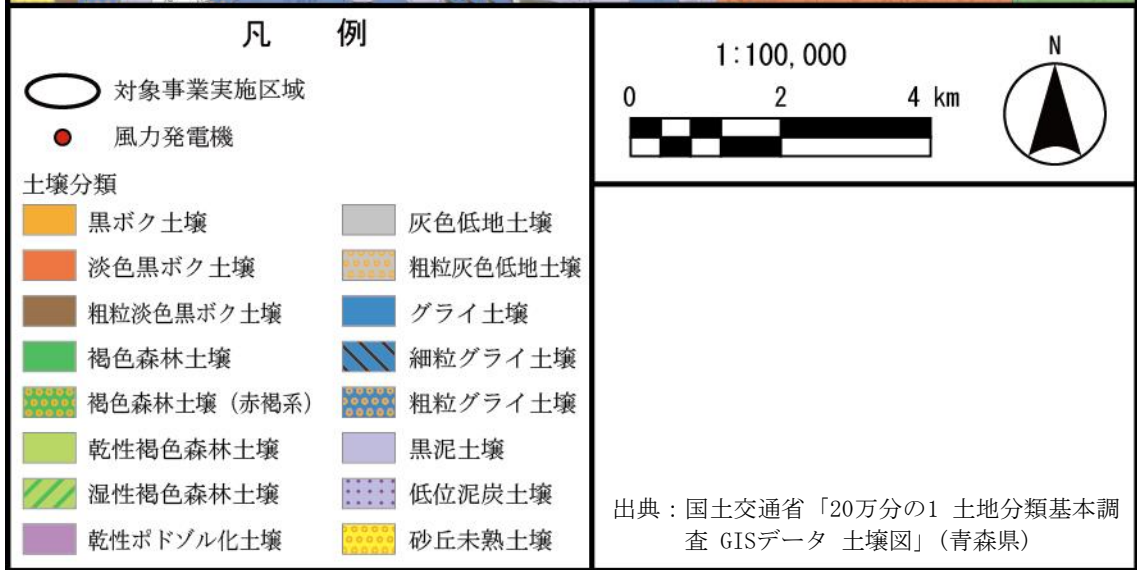
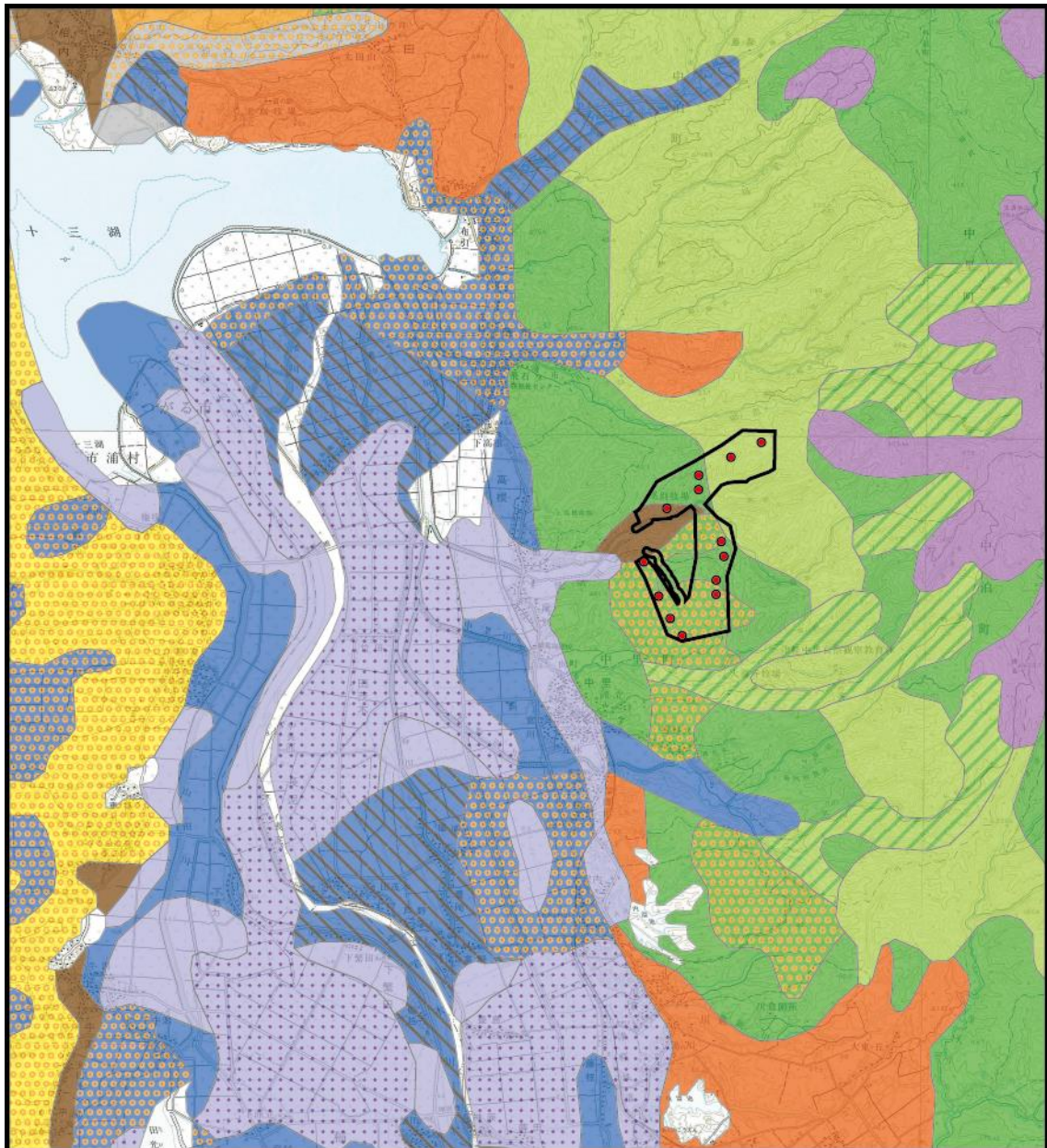


図 3-1-3-1 土壌分類図



## (2) 地盤の状況

### 1) 地盤沈下の状況

地下水位の低下及び地盤沈下に関する調査は、対象事業実施区域の位置する中泊町では実施していない。しかし、環境省が公表している「地盤沈下情報（津軽平野）」（全国地盤環境情報ディレクトリ平成 29 年度版 環境省）によれば、中泊町の南側に位置する五所川原市街と弘前市街にかけての津軽平野では、地下水位の低下及び地盤沈下が観測されている。

### 2) 地盤沈下に係る苦情の発生状況

対象事業実施区域及びその周辺における、平成 25 年度～平成 29 年度の 5 年間に中泊町及び弘前環境管理事務所で受理された地盤沈下に関する苦情の状況を表 3-1-3-2 に示す。

中泊町及び弘前環境管理事務所では、この期間に苦情は発生していない。

表 3-1-3-2 公害苦情受理件数(地盤沈下)

年 度	中泊町受理	弘前環境管理事務所受理
平成 25	0	0
平成 26	0	0
平成 27	0	0
平成 28	0	0
平成 29	0	0

注：弘前環境管理事務所(平成 29 年 4 月より廃止され、業務は中南地域県民局環境管理部に引き継がれている。)の管轄区域：弘前市・黒石市・五所川原市・つがる市・平川市・南津軽郡・中津軽郡・西津軽郡・北津軽郡

出典：「青森県統計年鑑」(平成 26 年～平成 31 年 青森県)

### 3-1-4 地形及び地質の状況

#### (1) 地形の状況

対象事業実施区域及びその周辺の地形の状況を図 3-1-4-1 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺の地形は、東側が山地となっており、西側の十三湖側にかけて丘陵地、砂礫台地、低地と続いており、一部、自然堤防・砂州・砂丘が分布する。

対象事業実施区域は小起伏山地、大起伏丘陵地、小起伏丘陵地が分布している。

なお、「日本の地形レッドデータブック第1集 新装版」(平成12年 古今書院)によると、危機にある地形として「屏風山砂丘」が選定されている。

また、「日本の典型地形「青森」」(国土地理院技術資料 D1-No. 357)に選定された地形として、「岩木川中流～下流部」「田茂木」「岩木川河口部」「十三湖」がある。

これら重要な地形の位置を図 3-1-4-2 に示す。

#### (2) 地質の状況

対象事業実施区域及びその周辺の表層地質を図 3-1-4-3 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺の表層地質は、東側から安山岩・玄武岩・石英安山岩、泥岩、流紋岩、軽石、砂岩・シルト質砂岩、泥・砂・礫、砂丘砂となっている。

対象事業実施区域は泥岩、流紋岩、砂岩・シルト質砂岩に位置している。

なお、対象事業実施区域及びその周辺には、「文化財保護法」(昭和25年 法律第214号)により指定されている重要な地質はない。

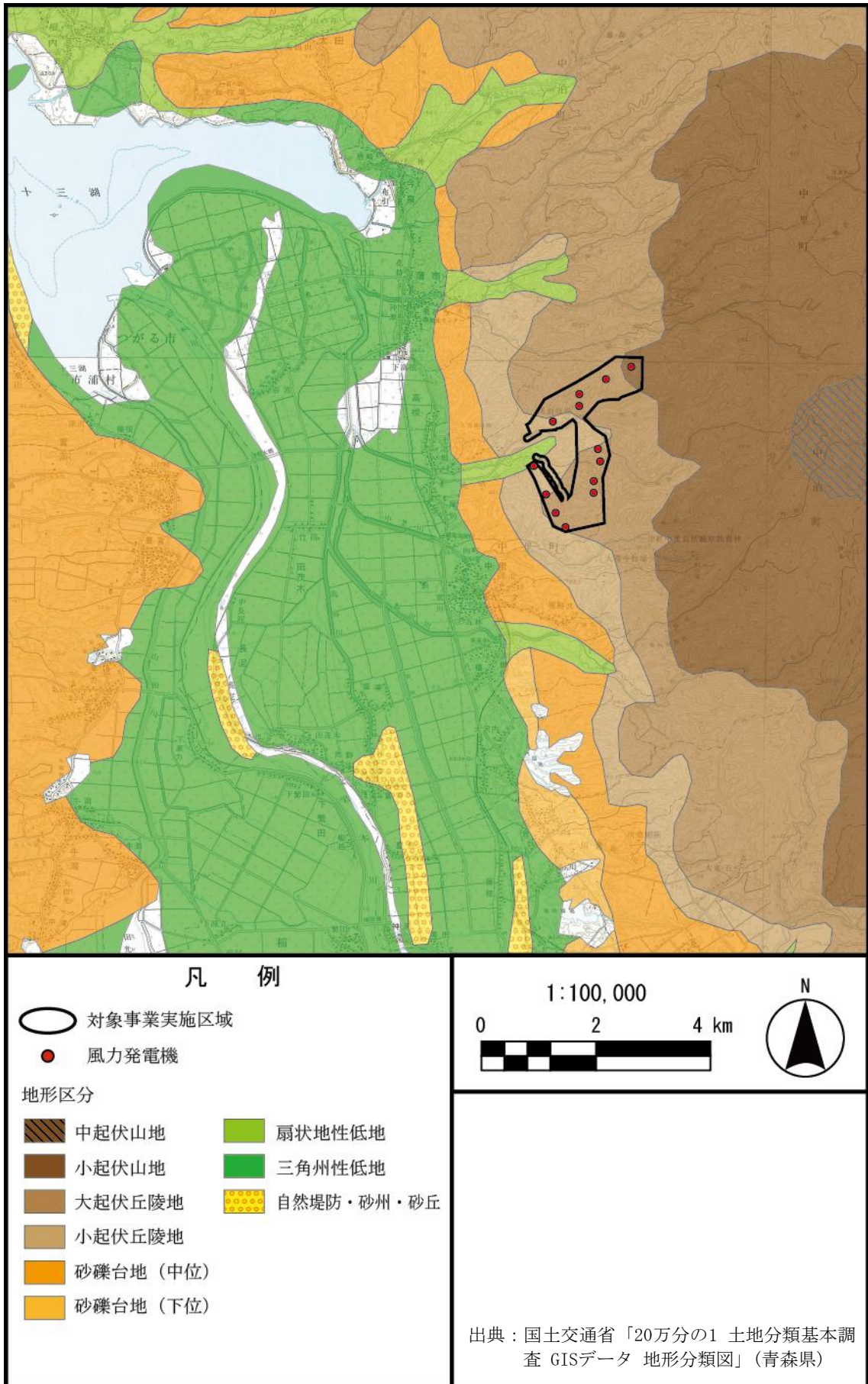


図 3-1-4-1 地形分類図

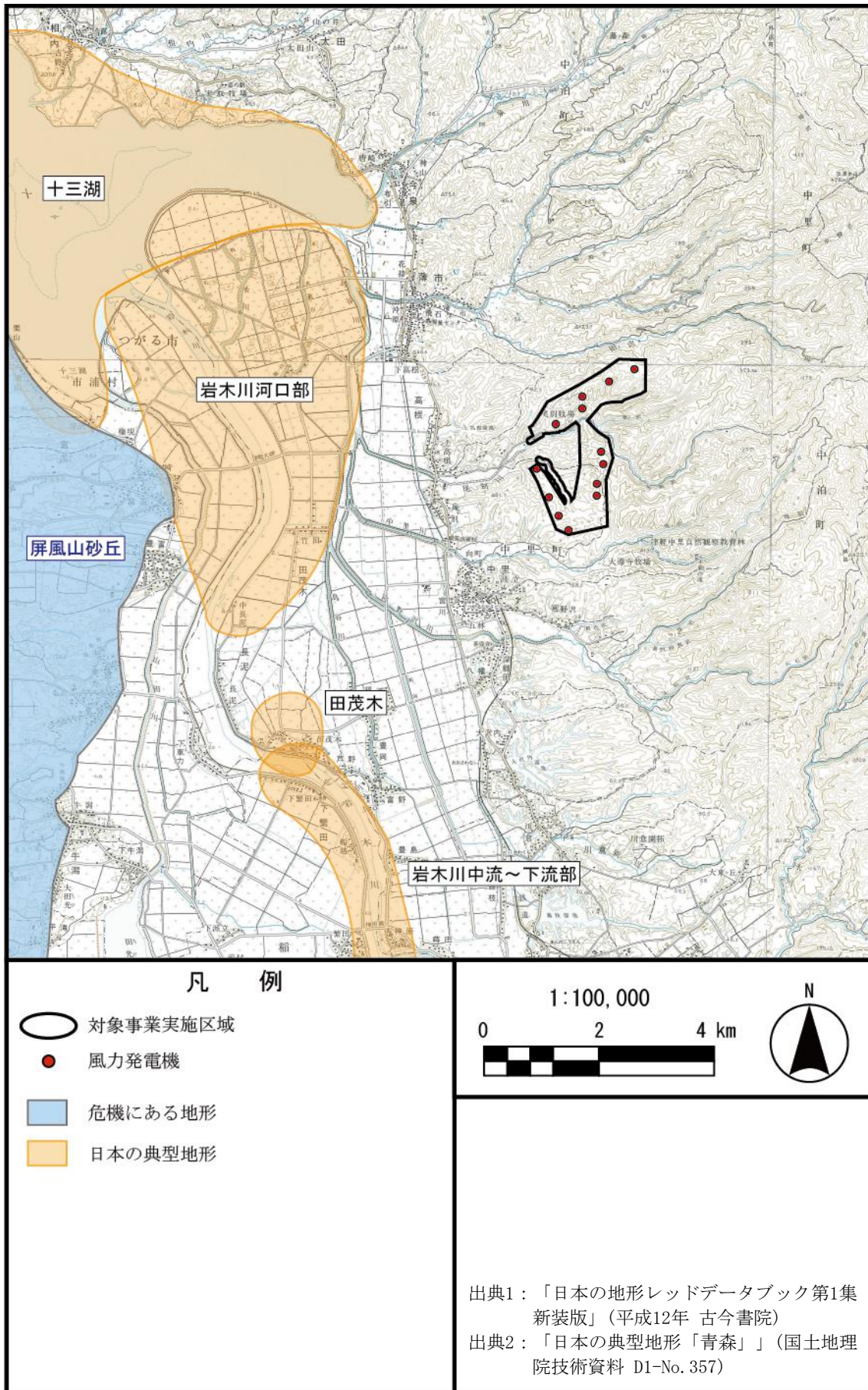
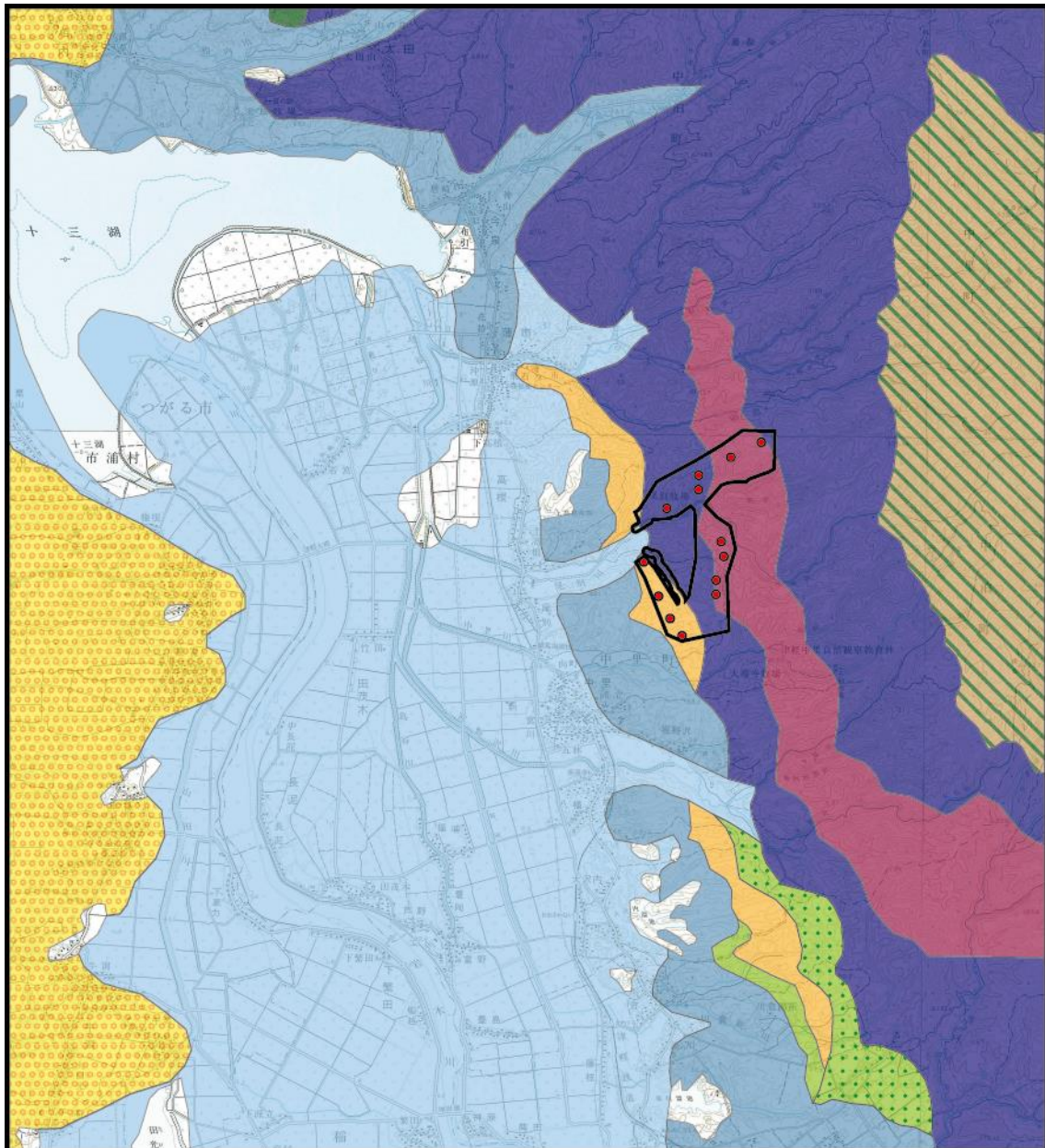














図 3-1-4-2 重要な地形位置



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機

表層地質

-  砂丘砂 (砂州を含む)
-  泥・砂・礫 (gsm) (沖積統)
-  泥・砂・礫 (msg) (洪積統)
-  砂岩・シルト質砂岩
-  泥岩
-  流紋岩
-  安山岩・玄武岩・石英安山岩
-  凝灰岩・溶結凝灰岩 (主に綠色凝灰岩)
-  軽石 (浮石質凝灰岩) Pt I (鮮新統)
-  軽石 (浮石質凝灰岩) Pt II (中新統)

1:100,000



出典：国土交通省「20万分の1 土地分類基本調査 GISデータ 表層地質図」(青森県)

図 3-1-4-3 表層地質図

### 3-1-5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

#### (1) 動物の生息の状況

##### 1) 哺乳類

文献調査による哺乳類確認種一覧を表 3-1-5-1 に示す。生息の情報が得られた哺乳類は 7 目 11 科 18 種であった。これらの種のうち同表の注釈に示す重要種の選定基準に該当したのは、ニホンザル、ホンドモモンガ、ムササビ、ヤマネ、カモシカの 5 種である。

表 3-1-5-1 文献調査哺乳類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準				文献・資料No.					
				I	II	III	IV	1	2	3	4	5	
1	モグラ(食虫)	トガリネズミ	ジネズミ							●			
2		モグラ	ヒミズ									●	
3			アズマモグラ							●		●	
4	コウモリ(翼手)	—	コウモリ目							●			
5	サル(霊長)	オナガザル	ニホンザル			LP	LP	●	●		●	●	
6	ウサギ	ウサギ	ノウサギ					●			●	●	
7	ネズミ(齧歯)	リス	ニホンリス					●				●	
8			ホンドモモンガ				C					●	
9			ムササビ				C					●	
10		ヤマネ	ヤマネ	国天			C					●	
11		ネズミ	ハタネズミ	ハタネズミ							●		
12				ハツカネズミ									●
13	ネコ(食肉)	イヌ	タヌキ					●	●		●	●	
14			キツネ					●	●	●	●		
15		イタチ	テン					●			●	●	
16			イタチ							●	●	●	
17			ニホンアナグマ					●	●			●	
18	ウシ(偶蹄)	ウシ	カモシカ	国特				●	●		●	●	
計	7 目	11 科	18 種	2 種	0 種	1 種	4 種	8 種	5 種	6 種	7 種	14 種	

注 1：分類、配列、種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 30 年度生物リスト」(河川環境データベース 平成 30 年 国土交通省)に準拠。

注 2：コウモリ目は、種が特定できないため、1 科あるいは 1 種として扱った。

注 3：重要種の選定基準は以下のとおり。

I 「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号)

国特：国指定特別天然記念物 国天：国指定天然記念物

II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 法律第 75 号)

III 「環境省レッドリスト 2019 の公表について」(平成 31 年 1 月公表 環境省)

LP：絶滅のおそれのある地域個体群

IV 「青森県の希少な野生生物—青森県レッドデータブック(2010 年改訂版)—」(平成 22 年 青森県)

C：希少野生生物 LP：地域限定希少野生生物

出典：

文献 1：「第 5 回自然環境保全基礎調査」(生物多様性センターホームページ)

文献 2：「第 6 回自然環境保全基礎調査」(生物多様性センターホームページ)

文献 3：「河川水辺の国勢調査 平成 14 年岩木川両生類・爬虫類・哺乳類」のうち、津軽大橋における確認種(水情報国土データ管理センターホームページ)

文献 4：「市町村別鳥獣生息状況調査報告書」(平成元年 青森県自然保護課)

文献 5：「中里町誌」(昭和 41 年 中里町) 山添地帯の生物を抜粋

## 2) 鳥類

文献調査による鳥類確認種一覧を表 3-1-5-2(1)～(4)に示す。生息情報が得られた鳥類は16目42科167種であった。これらの種のうち、同表の注釈に示す重要種の選定基準に該当したのは、マガン、オオヨシゴイ、クマタカ、オオセッカなど59種である。また、図3-1-5-1に示すとおり、対象事業実施区域の周辺の二次メッシュでは、希少猛禽類イヌワシ、クマタカ及びオオタカの一部滞在や生息が確認されている。

渡り鳥については、猛禽類のハチクマとノスリの渡り経路を図3-1-5-2(1)～(4)に、ハクチョウ類・ガン類の個体数分布状況を図3-1-5-3に示す。環境省の「ガンカモ類の生息調査」(平成21年～平成25年)では、十三湖でハクチョウ類、ガン類、カモ類の飛来(中継地)が報告されている。

表 3-1-5-2(1) 文献調査鳥類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準				文献・資料No.					
				I	II	III	IV	1	2	3	4		
1	キジ	キジ	ウズラ			VU	A				●		
2			ヤマドリ				C	●	●	●			
3			キジ							●	●		
4	カモ	カモ	ヒシクイ	国天		VU	C			●			
5			マガン	国天		NT	C			●			
6			コハクチョウ								●		
7			オオハクチョウ						●	●			
8			オシドリ			DD					●	●	
9			オカヨシガモ				C		●				
10			ヨシガモ				C				●		
11			ヒドリガモ								●		
12			マガモ					●	●	●	●		
13			カルガモ					●	●	●			
14			ハシビロガモ				C				●		
15			オナガガモ								●		
16			シマアジ				C				●		
17			トモエガモ			VU	C				●		
18			コガモ						●	●			
19			ホシハジロ								●		
20			キンクロハジロ						●	●			
21			スズガモ								●		
22			ミコアイサ						●				
23			カワアイサ						●	●			
24			ウミアイサ								●		
25			カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ					●		●	●
26					カンムリカイツブリ			LP	C	●			
27			ハト	ハト	キジバト					●	●	●	●
28	アオバト						C	●		●	●		
29	カツオドリ	ウ	カワウ						●				
30			ウミウ							●			
31	ペリカン	サギ	ヨシゴイ			NT	B	●		●	●		
32			オオヨシゴイ			CR	A			●			
33			ゴイサギ					●	●	●			
34			アマサギ							●			
35			アオサギ						●	●			
36			ダイサギ						●	●			
37			チュウサギ			NT					●		
38			コサギ								●		
39			トキ	ヘラサギ			DD				●		

表 3-1-5-2(2) 文献調査鳥類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準				文献・資料No.				
				I	II	III	IV	1	2	3	4	
40	ツル	クイナ	クイナ				B			●	●	
41			ヒメクイナ				A			●		
42			ヒクイナ			NT	A			●		
43			バン				C	●		●	●	
44	カッコウ	カッコウ	ジュウイチ				C			●		
45			ホトトギス							●	●	
46			ツツドリ							●	●	
47			カッコウ						●	●	●	
48	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	B			●		
49	チドリ	チドリ	タゲリ				C			●		
50			ケリ			DD	B	●		●		
51			ムナグロ							●		
52			ダイゼン							●		
53			イカルチドリ					B			●	
54			コチドリ								●	
55			シロチドリ				VU				●	
56			メダイチドリ								●	
57			シギ	ヤマシギ				B			●	
58				タシギ						●	●	
59				ツルシギ			VU				●	
60				アオアシシギ							●	
61		クサシギ							●	●		
62		タカブシギ				VU				●		
63		イソシギ								●		
64		ヒバリシギ						C			●	
65		アカエリヒレアシシギ									●	
66		カモメ		ユリカモメ						●	●	
67			ウミネコ						●	●		
68			カモメ							●		
69			セグロカモメ						●	●		
70			オオセグロカモメ						●	●		
71	コアジサシ				VU	A			●			
72	アジサシ									●		
73	タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	B			●		
74		タカ	ハチクマ			NT	C			●		
75			トビ					●	●	●	●	
76			オジロワシ	国天	国内	VU	B			●		
77			オオワシ	国天	国内	VU	B			●		
78			チュウヒ		国内	EN	B			●		
79			ハイイロチュウヒ				B			●		
80			ツミ				B			●		
81			ハイタカ			NT	B			●		
82			オオタカ			NT	B			●		
83			ノスリ						●	●	●	
84			ケアシノスリ					B		●		
85			クマタカ		国内	EN	A			●		
86	フクロウ	フクロウ	コノハズク				A				●	
87			フクロウ				C			●	●	
88	ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ					●	●	●	●	
89			ヤマセミ				C			●		
90	キツツキ	キツツキ	コゲラ					●		●		
91			オオアカゲラ				C			●		
92			アカゲラ					●		●	●	
93			アオゲラ					●		●	●	
94	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ				C			●		
95			コチョウゲンボウ				C		●	●		
96			ハヤブサ		国内	VU	B			●	●	



表 3-1-5-2(3) 文献調査鳥類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準				文献・資料No.				
				I	II	III	IV	1	2	3	4	
97	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU	B			●		
98		モズ	モズ					●	●	●		
99			アカモズ			EN	A	●				
100		カラス	カケス					●		●		
101			コクマルガラス						●			
102			ミヤマガラス						●			
103			ハシボソガラス					●	●	●		
104			ハシブトガラス					●	●	●		
105		キクイタダキ	キクイタダキ							●		
106		シジュウカラ	コガラ								●	
107			ヤマガラ					●		●	●	
108			ヒガラ					●		●		
109			シジュウカラ					●	●	●	●	
110		ヒバリ	ヒバリ					●	●	●	●	
111		ツバメ	ショウドウツバメ								●	
112	ツバメ							●		●		
113	イワツバメ							●				
114	ヒヨドリ	ヒヨドリ					●		●	●		
115	ウグイス	ウグイス					●		●	●		
116		ヤブサメ					●		●			
117	エナガ	エナガ					●		●			
118	ムシクイ	メボソムシクイ								●		
119		エゾムシクイ					●		●			
120		センダイムシクイ					●		●			
121	センニュウ	オオセッカ		国内	EN	A	●		●			
122	ヨシキリ	オオヨシキリ					●	●	●			
123		コヨシキリ					●	●	●			
124	レンジャク	キレンジャク								●		
125		ヒレンジャク								●		
126	ゴジュウカラ	ゴジュウカラ								●		
127	ミソサザイ	ミソサザイ					●		●			
128	ムクドリ	ムクドリ					●	●	●	●		
129		コムクドリ								●		
130	カワガラス	カワガラス					●		●			
131	ヒタキ	マミジロ					C			●		
132		トラツグミ								●		
133		クロツグミ					C			●	●	
134		アカハラ						●		●		
135		ツグミ							●	●	●	
136		コルリ						●		●		
137		ルリビタキ									●	
138		ノビタキ							●			
139		エゾビタキ									●	
140		サメビタキ									●	
141		コサメビタキ									●	
142		キビタキ						●		●	●	
143		オオルリ						●		●		
144		スズメ	ニュウナイスズメ								●	
145	スズメ							●	●	●	●	
146	セキレイ	キセキレイ					●		●			
147		ハクセキレイ					●	●	●			
148		セグロセキレイ					C			●		
149		ビンズイ								●		
150		タヒバリ								●		
151	アトリ	アトリ								●		
152		カワラヒワ					●	●	●			
153		マヒワ								●		

表 3-1-5-2(4) 文献調査鳥類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準				文献・資料No.				
				I	II	III	IV	1	2	3	4	
154	スズメ	アトリ	ベニヒワ							●		
155			ベニマシコ							●		
156			イスカ				D	●				
157			ウソ							●	●	
158			シメ					●		●		
159			イカル							●	●	
160			ホオジロ	ホオジロ					●	●	●	●
161				ホオアカ					●	●	●	
162				カシラダカ						●	●	
163				ミヤマホオジロ							●	
164	ノジコ				NT	C			●			
165	アオジ						●	●	●			
166	コジュリン				VU	B	●		●			
167	オオジュリン					B		●	●			
計	16 目	42 科	167 種	4 種	6 種	31 種	53 種	50 種	48 種	153 種	36 種	

注 1：分類、配列、種名は「日本鳥類目録 改訂第 7 版」(平成 24 年 日本鳥学会)に準拠。

注 2：重要種の選定基準は以下のとおり。

I 「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号)

国天：国指定天然記念物

II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 法律第 75 号)

国内：国内希少野生動植物種

III 「環境省レッドリスト 2019 の公表について」(平成 31 年 1 月公表 環境省)

CR：絶滅危惧 I A 類 EN：絶滅危惧 I B 類 VU：絶滅危惧 II 類

NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群

IV 「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック(2010 年改訂版)－」(平成 22 年 青森県)

A：最重要希少野生生物 B：重要希少野生生物 C：希少野生生物 D：要調査野生生物

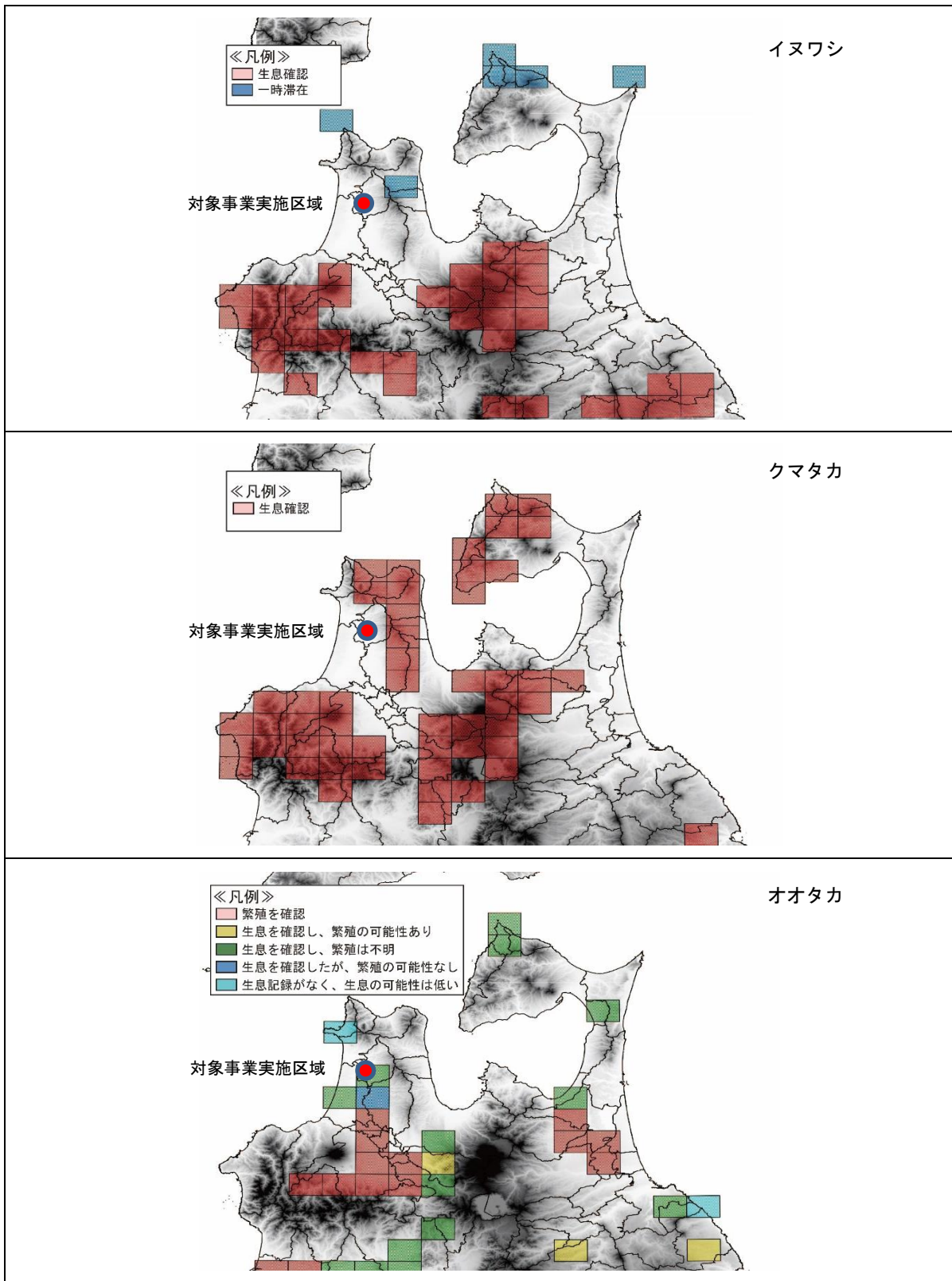
出典：

文献 1：「第 6 回自然環境保全基礎調査」(生物多様性センターホームページ)

文献 2：「河川水辺の国勢調査 平成 15 年岩木川鳥類」のうち、津軽大橋における確認種 (水情報国土データ管理センターホームページ)

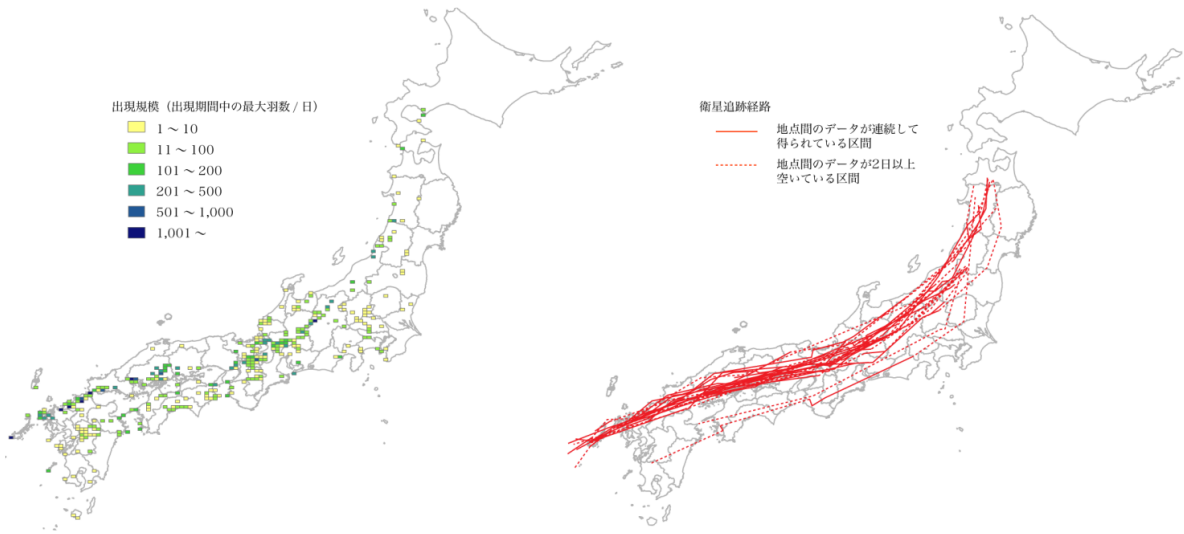
文献 3：「市町村別鳥獣生息状況調査報告書」(平成元年 青森県自然保護課)

文献 4：「中里町誌」(昭和 41 年 中里町) 山添地帯の生物を抜粋



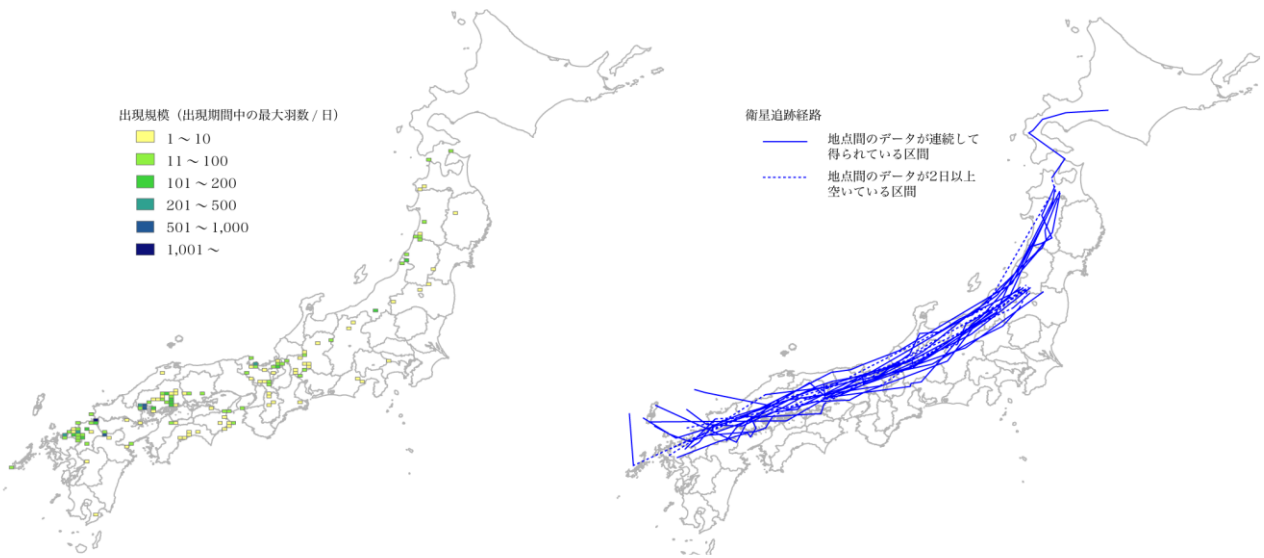
出典：「環境省報道発表資料-希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について」（平成16年 環境省ホームページ）  
「環境省報道発表資料-オオタカ保護指針策定調査の結果について」（平成17年 環境省ホームページ）

図 3-1-5-1 青森県における二次メッシュ単位でのイヌワシ・クマタカ・オオタカ生息情報



出典：「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成 27 年 9 月修正版 環境省自然環境局野生生物課）

図 3-1-5-2(1) ハチクマの秋季の渡り経路（衛星追跡経路図は 20 個体の結果に基づく）



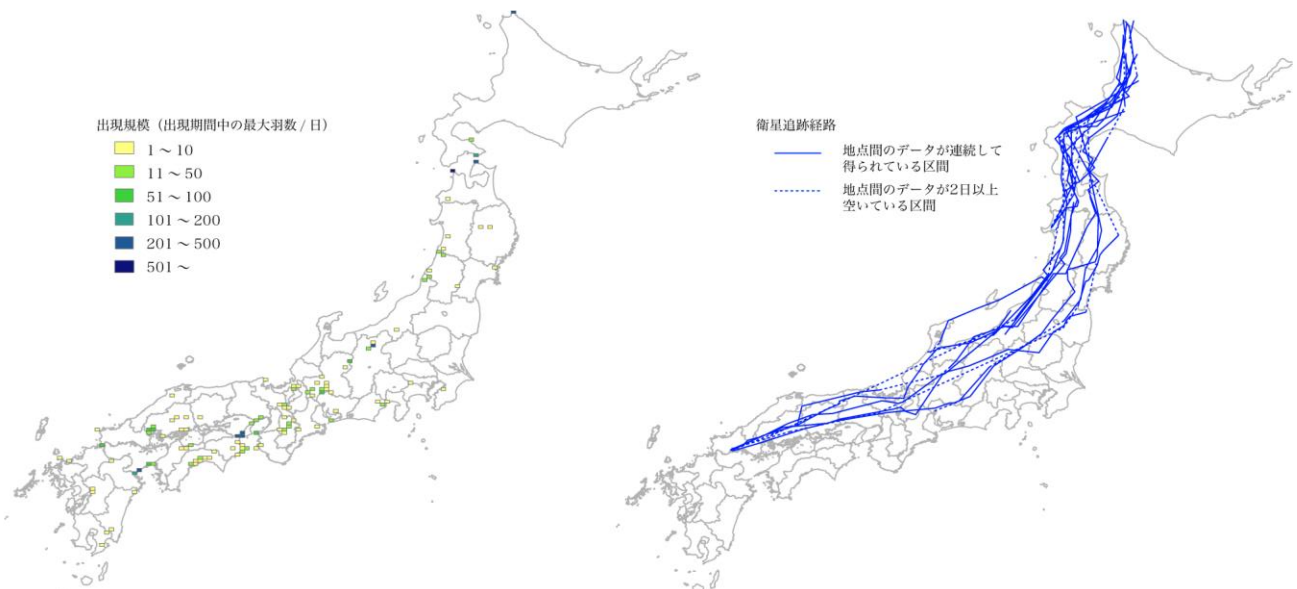
出典：「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成 27 年 9 月修正版 環境省自然環境局野生生物課）

図 3-1-5-2(2) ハチクマの春季の渡り経路（衛星追跡経路図は 20 個体の結果に基づく）



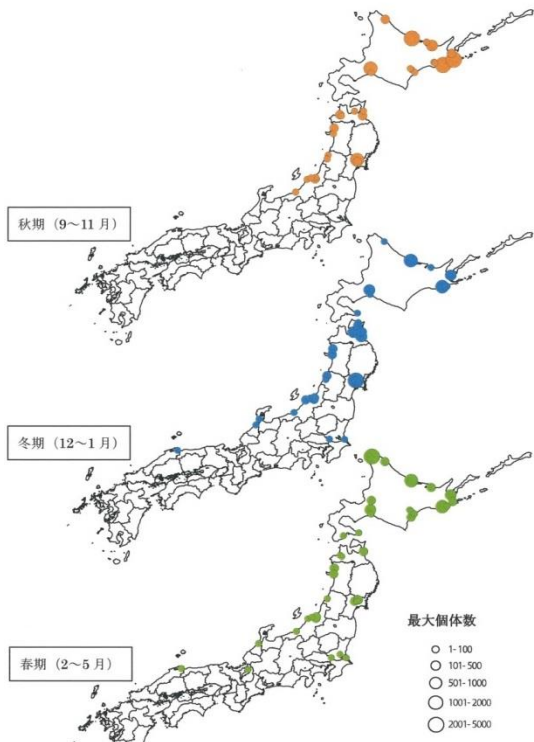
出典：「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成27年9月修正版 環境省自然環境局野生生物課）

図 3-1-5-2(3) ノスリの秋季の渡り経路（衛星追跡経路図は14個体の結果に基づく）

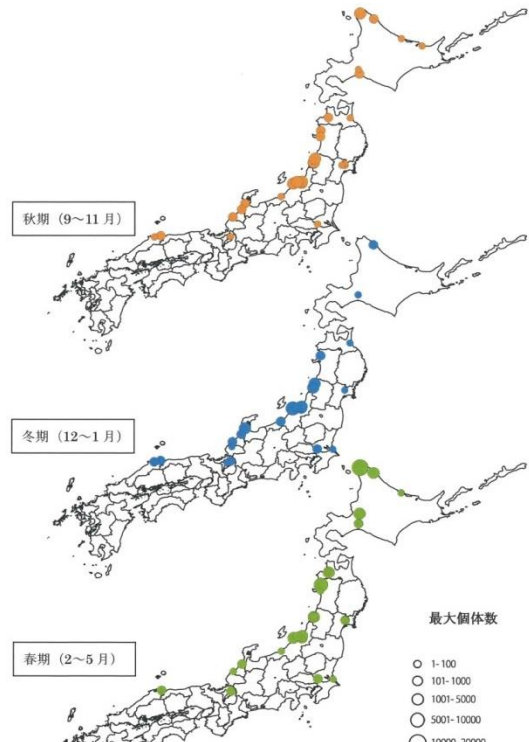


出典：「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成27年9月修正版 環境省自然環境局野生生物課）

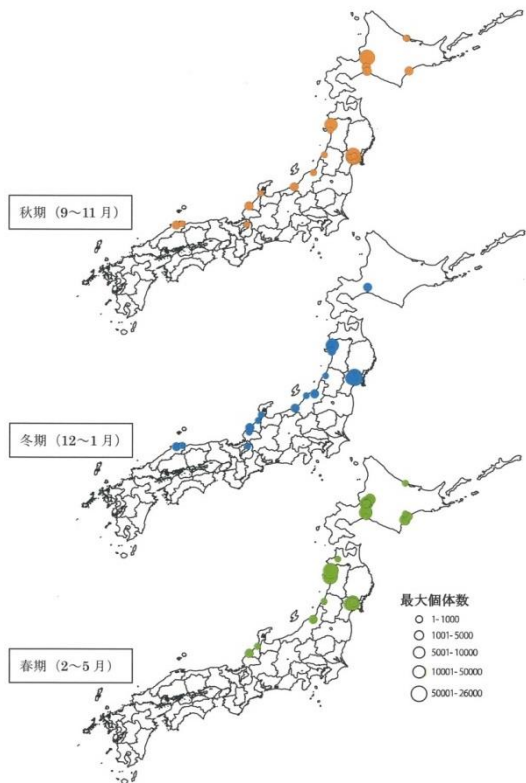
図 3-1-5-2(4) ノスリの春季の渡り経路（衛星追跡経路は14個体の結果に基づく）



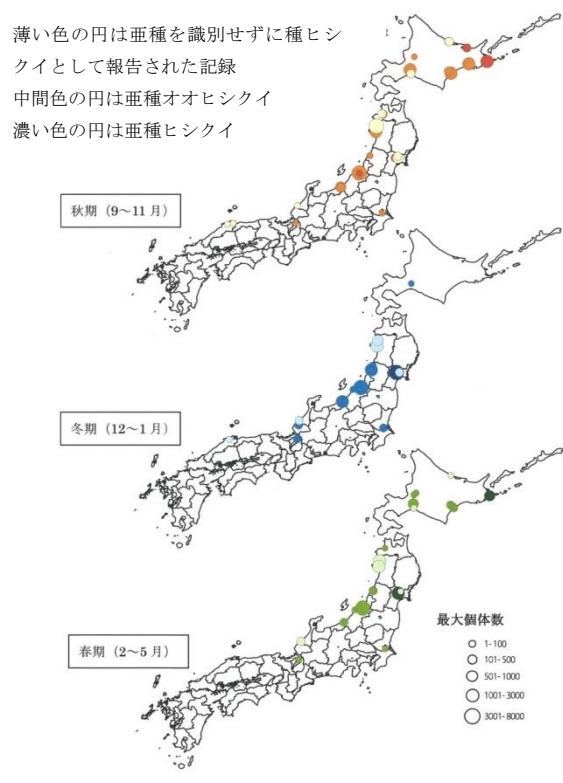
オオハクチョウの個体数分布



コハクチョウの個体数分布



マガンの個体数分布



ヒシクイの個体数分布

出典：「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成27年9月修正版 環境省自然環境局野生生物課）

図 3-1-5-3 ハクチョウ類・ガン類の個体数分布状況

### 3) 両生類・爬虫類

文献調査による両生類・爬虫類確認種一覧を表 3-1-5-3 に示す。生息の情報が得られた両生類は 2 目 6 科 11 種、爬虫類は 1 目 3 科 5 種であった。

これらの種のうち、同表の注釈に示す重要種の選定基準に該当したのは、両生類ではクロサンショウウオ、アカハライモリ、トノサマガエル、カジカガエルの 4 種、爬虫類では該当する種はなかった。

表 3-1-5-3 文献調査両生類・爬虫類確認種一覧

No.	綱名	目名	科名	種名	重要種選定基準				文献・資料 No.			
					I	II	III	IV	1	2	3	
1	両生綱	有尾	サンショウウオ	クロサンショウウオ			NT	C	●			
2				キタオウシュウサンショウウオ								●
—				サンショウウオ科								○
3			イモリ	アカハライモリ			NT	C			●	
4		無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル					●	●	●	
5				アマガエル	ニホンアマガエル						●	●
6				アカガエル	タゴガエル					●		
7					ヤマアカガエル					●		
8					トノサマガエル			NT			●	●
9				アオガエル	ツチガエル							●
10					モリアオガエル							●
11				カジカガエル					D			●
計	—	2 目	6 科	11 種	0 種	0 種	3 種	3 種	4 種	3 種	8 種	
1	爬虫綱	有鱗	カナヘビ	ニホンカナヘビ					●			
2				ナミヘビ	シマヘビ							●
3					ジムグリ							●
4					ヤマカガシ							●
5				クサリヘビ	ニホンマムシ							●
計	—	1 目	3 科	5 種	0 種	0 種	0 種	0 種	1 種	0 種	4 種	

注 1：分類、配列、種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 30 年度生物リスト」（河川環境データベース 平成 30 年 国土交通省）に準拠。

注 2：表中の「○」は、リスト中により下位の種等がある場合、種数に計上しない。

注 3：重要種の選定基準は以下のとおり。

I 「文化財保護法」（昭和 25 年 法律第 214 号）

II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 法律第 75 号）

III 「環境省レッドリスト 2019 の公表について」（平成 31 年 1 月公表 環境省）

NT：準絶滅危惧

IV 「青森県の希少な野生生物—青森県レッドデータブック（2010 年改訂版）—」（平成 22 年 青森県）

C：希少野生生物 D：要調査野生生物

出典：

文献 1：「第 5 回自然環境保全基礎調査」（生物多様性センターホームページ）

文献 2：「河川水辺の国勢調査 平成 14 年岩木川両生類・爬虫類・哺乳類」のうち、津軽大橋における確認種（水情報国土データ管理センターホームページ）

文献 3：「中里町誌」（昭和 41 年 中里町）山添地帯の生物を抜粋

4) 昆虫類等

文献調査による昆虫類等（昆虫類及びクモ類）確認種一覧を表 3-1-5-4(1)～(9)に示す。生息の情報が得られた昆虫類等は 13 目 136 科 512 種であった。

これらの種のうち、同表の注釈に示す重要種の選定基準に該当したのは、ヒメシロチョウ北海道・本州亜種やアカガネオサムシ本州亜種等 36 種である。

表 3-1-5-4(1) 文献調査昆虫類等確認種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準				文献・資料No.		
				I	II	III	IV	1	2	3
1	ザトウムシ	—	ザトウムシ目							●
2	クモ	ユウレイグモ	ユウレイグモ							●
3		ヒメグモ	<i>Anelosimus</i> 属						●	
4			ヤマトコノハグモ						●	
5		サラグモ	テナガグモ						●	
6			ノコギリヒザグモ						●	
7			ニセアカムネグモ						●	
8			セムシアカムネグモ						●	
9			クロナンキングモ						●	
10			ヤガスリサラグモ						●	
11			コトガリアカムネグモ						●	
12			トガリアカムネグモ						●	
—			サラグモ科						○	●
13		アシナガグモ	トガリアシナガグモ						●	
14			ハラビロアシナガグモ						●	
15			アシナガグモ						●	●
16			ウロコアシナガグモ						●	
—			<i>Tetragnatha</i> 属						○	
17		コガネグモ	オニグモ						●	
—			<i>Araneus</i> 属						○	
18			コガネグモ							●
19			<i>Cyclosa</i> 属						●	
20			<i>Larinia</i> 属						●	
21			ナカムラオニグモ						●	
22			<i>Neoscona</i> 属						●	
23			ズグロオニグモ						●	
—			コガネグモ科						○	
24		コモリグモ	<i>Alopecosa</i> 属						●	
25			エビチャコモリグモ						●	
—			<i>Arctosa</i> 属						○	
26			イナダハリゲコモリグモ						●	
27			ウヅキコモリグモ						●	
—			<i>Pardosa</i> 属						○	
28			ハテコモリグモ						●	
29			イモコモリグモ						●	
30			チビコモリグモ						●	
31			キバラコモリグモ						●	
32			コガタコモリグモ						●	
—			<i>Pirata</i> 属						○	
33			アライトコモリグモ						●	
—			<i>Trochosa</i> 属						○	
34		シボグモ	シボグモ						●	
35		タナグモ	クサグモ							●
—			<i>Agelena</i> 属						●	
36			ヒメクサグモ						●	
37		ナミハグモ	ミズグモ			VU	B			●
38		フクログモ	ヤマトコマチグモ						●	
—			<i>Chiracanthium</i> 属						○	
39			ハマキフクログモ						●	
40			ヒメフクログモ						●	
—			<i>Clubiona</i> 属						○	
41		ワシグモ	トラフワシグモ						●	
42			チクニヨリメケムリグモ						●	



表 3-1-5-4(2) 文献調査昆虫類等確認種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準				文献・資料No.			
				I	II	III	IV	1	2	3	
43	クモ	ワシグモ	メキリグモ						●		
—			ワシグモ科						○		
44		エビグモ	<i>Philodromus</i> 属						●		
45				ヤマトヤドカリグモ					●		
—				<i>Thanatus</i> 属					○		
46		カニグモ	ハナグモ	ハナグモ					●		
47				ワカバグモ					●		
48				<i>Oxyptila</i> 属					●		
49				トラフカニグモ					●		
50				クロボシカニグモ					●		
51				ゾウシキカニグモ					●		
52		ハエトリグモ	ネコハエトリ						●		
53				シッチハエトリ					●		
54				ウスリーハエトリ					●		
55				マガネアサヒハエトリ					●		
56				メガネアサヒハエトリ					●		
57				<i>Rhene</i> 属					●		
—	ハエトリグモ科							○			
58	トンボ(蜻蛉)	アオイトトンボ	アオイトトンボ						●		
59			オツネトンボ						●		
60		イトトンボ	キイトトンボ			B			●		
61			モートンイトトンボ			NT	C	●			
62			セスジイトトンボ						●		
63			オオイトトンボ						●		
64			モノサシトンボ	モノサシトンボ						●	
65		カワトンボ	ミヤマカワトンボ					●			
66				アオハダトンボ			NT	A		●	
67				ニホンカワトンボ					●		
68		ムカシトンボ	ムカシトンボ					●			
69		ヤンマ	アオヤンマ				NT		●		
70				オオルリボシヤンマ					●		
71				ルリボシヤンマ					●		
72				ギンヤンマ					●	●	
73				コシボソヤンマ				B	●		
74				ミルンヤンマ					●		
75		サナエトンボ	モイワサナエ					●			
76				コオニヤンマ					●		
77				ヒメサナエ				A	●		
78				コサナエ					●		
79		ムカシヤンマ	ムカシヤンマ					●			
80		オニヤンマ	オニヤンマ					●			
81		エゾトンボ	コヤマトンボ				C	●			
82				タカネトンボ					●		
83		トンボ	ショウジョウトンボ				C			●	
84				コフキトンボ						●	
85				ハラビロトンボ				C	●		
86				シオカラトンボ					●	●	
87				オオシオカラトンボ				C	●		
88				ウスバキトンボ						●	
89				ナツアカネ					●	●	
90				マユタテアカネ					●	●	
91				アキアカネ					●	●	
92				ノシメトンボ					●	●	
93		マイコアカネ				B		●			
94		カマキリ(蟷螂)	カマキリ	ウスバカマキリ			DD	B		●	
95		ハサミムシ(革翅)	マルムネハサミムシ	マルムネハサミムシ科						●	
96		バッタ(直翅)	ツユムシ	セスジツユムシ						●	
97				ツユムシ						●	
98		キリギリス	ウスイロササキリ							●	
99				ホシササキリ						●	
100				ヒメクサキリ						●	
101	ケラ	ケラ						●			
102	マツムシ	カンタン						●			

表 3-1-5-4(3) 文献調査昆虫類等確認種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準				文献・資料No.				
				I	II	III	IV	1	2	3		
103	バッタ(直翅)	コオロギ	タンボオカメコオロギ						●			
104			エンマコオロギ						●			
105		ヒバリモドキ	シバズ						●			
106			ヤチズ						●			
107			エゾズ						●			
108		バッタ	ヒナバッタ						●			
109		イナゴ	コバネイナゴ						●			
110		オンブバッタ	オンブバッタ						●			
111		ヒシバッタ	ヒメヒシバッタ						●			
—				<i>Tetrix</i> 属					○			
112		カメムシ(半翅)	コガシラウンカ	アカフコガシラウンカ						●		
113	ヒシウンカ		ヒシウンカ						●			
114	ウンカ		ゴマフウンカ						●			
115			タテヤマヨシウンカ						●			
116			クロスジオウンカ						●			
117	セミ		エゾゼミ					●		●		
118			アブラゼミ					●		●		
119			ニイニイゼミ					●		●		
120	アワフキムシ		シロオピアワフキ							●		
121			ハマベアワフキ						●	●		
122	ヨコバイ		ツマグロオオヨコバイ						●			
123			オオヨコバイ						●			
124			オナガトガリヨコバイ						●			
125	ハナカメムシ		ツヤヒメハナカメムシ						●			
—			<i>Orius</i> 属						○			
126	カスミカメムシ		ナカグロカスミカメ						●			
127			<i>Apolygus</i> 属						●			
128			モンキマキバカスミカメ						●			
129			フタトゲムギカスミカメ						●			
130	ナガカメムシ		<i>Cymus</i> 属						●			
131			ニッポンコバネナガカメムシ						●			
132			コバネナガカメムシ						●			
133			ホソメダカナガカメムシ						●			
134			ヒラタヒョウタンナガカメムシ						●			
135			ジュウジナガカメムシ						●			
136	ツノカメムシ		セアカツノカメムシ						●			
137			ヒメツノカメムシ						●			
138	カメムシ		ブチヒゲカメムシ						●	●		
139			ナガメ						●			
140			オオトゲシラホシカメムシ						●			
141			アカスジカメムシ							●		
142			ヒメクロカメムシ						●			
143	アメンボ		アメンボ					●				
144			ヒメアメンボ					●	●			
145	コオイムシ		コオイムシ			NT	C	●				
146			タガメ			VU	A			●		
147	タイコウチ		ミズカマキリ					●		●		
148			ヒメミズカマキリ					●				
149	マツモムシ		マツモムシ					●				
150	アミメカゲロウ(脈翅)		ヒロバカゲロウ	ヒロバカゲロウ						●		
151			ウスバカゲロウ	ウスバカゲロウ						●		
152			オオウスバカゲロウ	オオウスバカゲロウ						●		
153	トビケラ(毛翅)		エグリトビケラ	エグリトビケラ科					●			
154	チョウ(鱗翅)		ボクトウガ	ヒメボクトウ						●		
155				ハイイロボクトウ			NT				●	
156				ゴマフボクトウ							●	
157			イラガ	ナシイラガ							●	
158		アオイラガ								●		
159		クロシタアオイラガ								●		
160		セセリチョウ	ヒメキマダラセセリ					●		●		
161			コキマダラセセリ					●		●		
162			イチモンジセセリ					●		●		
163			オオチャバネセセリ				C	●		●		
164			コチャバネセセリ					●		●		

表 3-1-5-4(4) 文献調査昆虫類等確認種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準				文献・資料No.		
				I	II	III	IV	1	2	3
165	チョウ(鱗翅)	セセリチョウ	スジグロチャバネセセリ北海道・本州・九州亜種			NT	C	●		
166		シジミチョウ	ルリシジミ					●	●	●
167			ツバメシジミ					●	●	●
168			カラスシジミ					●		
169			ベニシジミ					●	●	●
170			ミドリシジミ					●		
171			ゴマシジミ北海道・東北亜種			NT	C	●		
172		トラフシジミ							●	
173		タテハチョウ	コムラサキ					●		●
174			サカハチチョウ					●		
175			ウラギンスジヒョウモン			VU	C			●
176			オオウラギンスジヒョウモン					●	●	●
177			メスグロヒョウモン					●		
178			ウラギンヒョウモン					●		●
179			クジャクチョウ					●		●
180			ルリタテハ本土亜種					●		
181			キマダラモドキ			NT		●		
182			クロヒカゲ本土亜種							●
183			イチモンジチョウ					●		
184			ジャノメチョウ					●		●
185			ヒメジャノメ					●	●	●
186			ヤマキマダラヒカゲ本土亜種					●		
187	コムスジ本州以南亜種								●	
188	オオヒカゲ						●			
189	シータテハ						●		●	
190	キタテハ						●	●	●	
191	ヒメアカタテハ						●			
192	アカタテハ							●	●	
193	ヒメウラナミジャノメ						●			
194	ヒメキマダラヒカゲ						●			
195	アゲハチョウ		カラスアゲハ本土亜種					●		
196		キアゲハ					●	●	●	
197		オナガアゲハ					●			
198	シロチョウ	モンキチョウ					●	●		
199		スジボソヤマキチョウ				B			●	
200		ヒメシロチョウ北海道・本州亜種			EN	C	●		●	
201		スジグロシロチョウ					●			
202		ヤマトスジグロシロチョウ本州中・南部亜種					●			
203		モンシロチョウ					●	●	●	
204	ツトガ	コブノメイガ						●		
205		ワタノメイガ							●	
206		ヘリキスジノメイガ						●		
207		アワノメイガ							●	
208		ヨツボシノメイガ							●	
209	シャクガ	ウメエダシャク							●	
210		オオハガタナミシャク							●	
211		オオトビスジエダシャク							●	
212		クロテントビヒメシャク							●	
213		クワエダシャク							●	
214	カイコガ	カイコ						●		
215	カレハガ	マツカレハ							●	
216		タケカレハ							●	
217		ヨシカレハ							●	
218		オビカレハ							●	
219	ヤママユガ	オオミズアオ本土亜種					●			
220	スズメガ	クルマスズメ本土亜種							●	
221		ウンモンズズメ							●	
222		トビイロスズメ							●	
223		ベニスズメ							●	
224		モモスズメ							●	
225		コスズメ							●	
226		シャチホコガ	セダカシャチホコ						●	

表 3-1-5-4(5) 文献調査昆虫類等確認種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準				文献・資料 No.			
				I	II	III	IV	1	2	3	
227	チョウ(鱗翅)	シャチホコガ	モンクロシャチホコ							●	
228			オオエグリシャチホコ							●	
229		ヒトリガ	カノコガ							●	
230			ゴマダラベニコケガ							●	
231			シロヒトリ					●		●	
232			クワゴマダラヒトリ							●	
233			クロバネヒトリ							●	
234			フタスジヒトリ							●	
235			アカハラゴマダラヒトリ							●	
236			ドクガ	ドクガ							●
237				ヤナギドクガ							●
238				ノンネマイマイ							●
239		ヒメシロモンドクガ								●	
240		ヤガ	キマダラコヤガ							●	
241			ショウブヨトウ							●	
242			ウスエグリバ							●	
243			コシロシタバ			NT				●	
244			ワモンキンタバ本州亜種							●	
245			モンオビヒメヨトウ							●	
246			クロクモヤガ					●			
247			ナカスジキヨトウ					●			
248			フタオビコヤガ					●	●		
249			ヨシヨトウ					●			
250			オオアカキリバ							●	
—			ヤガ科						○		
251		ハエ(双翅)	ヒメガガンボ	<i>Styringomyia nipponensis</i>						●	
252			ガガンボ	スネプトクシヒゲガガンボ							●
—				<i>Nephrotoma hirsuticauda</i>							●
253				<i>Nephrotoma</i> 属						○	
254			ムシヒキアブ	アオメアブ							●
255				ヒサマツムシヒキ							●
256	ハナアブ		ハナダカマガリモンハナアブ							●	
—			<i>Anasimyia</i> 属						○		
257			ホソヒラタアブ							●	
258			タテジマクロハナアブ							●	
259			ナミハナアブ							●	
260			フタホシヒラタアブ							●	
261			<i>Melanostoma</i> 属							●	
262			シマアシブトハナアブ							●	
263			カルマイツヤタマヒラタアブ							●	
264			キアシマメヒラタアブ							●	
265			オオハナアブ							●	
266			アシブトヒラアシヒラタアブ							●	
267			ハナナガモモブトハナアブ							●	
268			ミナミヒメヒラタアブ							●	
269	ホソヒメヒラタアブ								●		
270	モモブトコハナアブ								●		
271	ミギワバエ		ニノミヤトビクチミギワバエ							●	
272			ワタナベトゲミギワバエ							●	
—			<i>Notiphila</i> 属							○	
273			キヒゲクロツヤミギワバエ							●	
274			トキワクロツヤミギワバエ							●	
275			ヨツモンハマダラミギワバエ							●	
276	マルズヤセバエ		キアシアシナガヤセバエ						●		
277	ヤチバエ		カスリマルヒゲヤチバエ							●	
278			マダラヤチバエ							●	
279		ヒゲナガヤチバエ							●		
280	ミバエ	センダングサケブカミバエ							●		
281		コウゾリナケブカミバエ							●		
282		キイロケブカミバエ							●		
283	クロバエ	コガネキンバエ							●		
284		キンバエ							●		
285		ミドリキンバエ							●		
286		ヒロズキンバエ							●		

表 3-1-5-4(6) 文献調査昆虫類等確認種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準				文献・資料No.								
				I	II	III	IV	1	2	3						
287	ハエ(双翅)	クロバエ	ムナギンクロバエ						●							
288			ツマグロキンバエ						●							
289		イエバエ		マンシュウハナレメイバエ						●						
290				ヤマトハナレメイバエ						●						
291				アシマダラハナレメイバエ						●						
292				カガハナゲバエ						●						
293				トウヨウカトリバエ						●						
294				Phaonia 属						●						
—				イエバエ科						○						
295				ニクバエ		ギンガクヤドリニクバエ						●				
296		カワユニクバエ								●						
—		ニクバエ科								○						
297		コウチュウ(鞘翅)	ホソクビゴミムシ	ミイデラゴミムシ						●						
298			オサムシ		キイロチビゴモクムシ						●					
299	アオグロヒラタゴミムシ										●					
300	セスジヒラタゴミムシ											●				
301	マルガタゴミムシ												●			
—	Amara 属											●				
302	ホシボシゴミムシ											●				
303	ゴミムシ											●	●			
304	キベリゴモクムシ												●			
305	メダカチビカワゴミムシ											●				
306	ヨツボシミズギワゴミムシ												●			
307	ドウイロミズギワゴミムシ												●			
308	アオアトキリゴミムシ												●			
309	アカガネオサムシ本州亜種								VU				●			
310	アカガネオサムシ												●			
311	オオアトボシアオゴミムシ													●		
312	アオゴミムシ												●	●		
313	ハラアカモリヒラタゴミムシ													●		
314	オサムシモドキ													●		
315	ミズギワアトキリゴミムシ												●			
316	セアカヒラタゴミムシ												●			
317	オオゴモクムシ													●		
318	アカアシマルガタゴモクムシ													●		
319	トックリゴミムシ												●			
320	コルリアトキリゴミムシ												●			
321	オオゴミムシ												●			
322	ノグチアオゴミムシ													●		
323	キンナガゴミムシ													●		
324	オオキンナガゴミムシ												●			
—	Pterostichus 属												○			
325	ヨツモンコミズギワゴミムシ												●	●		
326	ハンミョウ					ニワハンミョウ						●	●			
327						コニワハンミョウ						●		●		
328						エリザハンミョウ						B*1	●		●	
329	ゲンゴロウ					クロズマメゲンゴロウ							●			
330			シマケシゲンゴロウ								●					
331			チビゲンゴロウ									●				
332			ナガケシゲンゴロウ							C	●					
333			ケンゲンゴロウ						NT		●					
334			キベリクロヒメゲンゴロウ						NT			●				
335			ツブゲンゴロウ								●					
336			チャイロシマチビゲンゴロウ								●					
337			オオヒメゲンゴロウ									●				
338			ヒメゲンゴロウ									●				
339			コガシラミズムシ			コガシラミズムシ							●			
340	コツブゲンゴロウ			ヒゲブトコツブゲンゴロウ				D	●							
341	ガムシ			ゴマフガムシ							●					
342		ヒメセマルガムシ									●					
343		キイロヒラタガムシ									●					
344		ガムシ						NT			●	●				
—		ガムシ科									○					
345	エンマムシ		エンマムシ								●					

表 3-1-5-4(7) 文献調査昆虫類等確認種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準				文献・資料 No.		
				I	II	III	IV	1	2	3
346	コウチュウ(鞘翅)	エンマムシ	オオナガエンマムシ							●
347		シデムシ	オニヒラタシデムシ							●
348			ヒメヒラタシデムシ							●
349		ハネカクシ	ズマルハネカクシ							●
350			オオアカバコガシラハネカクシ							●
351			ツヤケシアカバウミベハネカクシ							●
—			ハネカクシ科							●
352		マルハナノミ	Cyphon 属							●
353			トビイロマルハナノミ							●
354		クワガタムシ	コクワガタ					●		●
355	スジクワガタ						●		●	
356	アカアシクワガタ						●			
357	ミヤマクワガタ								●	
358	ノコギリクワガタ						●			
359	コガネムシ	サクラコガネ							●	
360		ツヤコガネ						●	●	
361		ヒメコガネ						●		
362		ウスイロマグソコガネ							●	
363		マエカドコエンマコガネ							●	
364		セマダラコガネ						●	●	
365		クロコガネ							●	
366		オオビロウドコガネ						●		
367		コフキコガネ							●	
368		コガネムシ							●	
369		スジコガネ							●	
370		カドマルエンマコガネ							●	
371		ナガスネエンマコガネ							●	
372		ウスチャコガネ						●		
373		シロスジコガネ							●	
374		マメコガネ						●		
375		カブトムシ							●	
376	ヒメドロムシ	キスジミゾドロムシ						●		
377	コメツキムシ	サビキコリ						●		
378		Ampedus 属							●	
379		カバイロコメツキ							●	
380		コガタクシコメツキ						●		
381		クシコメツキ							●	
382		Paracardiophorus 属							●	
—		コメツキムシ科						○	○	
383	コメツキダマシ	エダヒゲコメツキダマシ						●		
384	ジョウカイボン	ムネアカフトジョウカイ						●		
385		ムネアカクロジョウカイ							●	
386		ミヤマクビアカジョウカイ						●		
387	ホタル	ヘイケボタル						●		
388	ジョウカイモドキ	イシハラジョウカイモドキ						●		
389		Intybia 属							●	
390	テントウムシ	カメノコテントウ						●	●	
391		アイヌテントウ							●	
392		ナナホシテントウ						●	●	
393		ナミテントウ						●	●	
394		オオニジュウヤホシテントウ							●	
395		ジュウサンホシテントウ						●	●	
396		ヒメカメノコテントウ						●	●	
397		クモガタテントウ							●	
398		クロヘリヒメテントウ						●		
—		テントウムシ科						○		
399	キスイムシ	Atomaria 属						●		
400	オオキスイムシ	ヨツボシオオキスイ						●	●	
401	ヒメマキムシ	ヒメマキムシ科						●		
402	ケシキスイ	クロハナケシキスイ						●		
403		ヒメヒラタケシキスイ							●	
404		ヨツボシケシキスイ						●	●	
405		Meligethes 属							●	
406		ヘリグロヒラタケシキスイ								●

表 3-1-5-4(8) 文献調査昆虫類等確認種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準				文献・資料No.			
				I	II	III	IV	1	2	3	
—	コウチュウ(鞘翅)	ケシキスイ	ケシキスイ科						○		
407		カミキリモドキ	キイロカミキリモドキ						●		
408		オオハナノミ	クロオオハナノミ							●	
409		ハナノミダマシ	クロフナガタハナノミ						●		
410		ゴミムシダマシ	コスナゴミムシダマシ						●		
411			ムネビロスナゴミムシダマシ						●	●	
412			カクスナゴミムシダマシ						●		
413			ニホンキマワリ本土亜種							●	
414			ホンドニジゴミムシダマシ							●	
415			カミキリムシ	ウスバカミキリ						●	●
416				ゴマダラカミキリ							●
417				クワカミキリ							●
418				クロトラカミキリ							●
419				クモガタケシカミキリ							●
420		アトモンマルケシカミキリ								●	
421		オオクロカミキリ								●	
422		カタシロゴマフカミキリ								●	
423		ノコギリカミキリ								●	
424		トガリシロオビサビカミキリ								●	
425		ルリボシカミキリ								●	
426		クロカミキリ								●	
427		アカハナカミキリ								●	
428		ハムシ		アカガネサルハムシ							●
429				キタカミナリハムシ						●	
430				アカバナカミナリハムシ						●	
—				<i>Altica</i> 属							○
431			ジンガサハムシ								●
432			ウリハムシモドキ								●
433			アオブネサルハムシ							●	
434			<i>Bruchus</i> 属							●	
435			ヨモギハムシ								●
436			ハッカハムシ							●	●
437			オオルリハムシ			NT	C			●	●
438			ヤナギハムシ							●	
439			イモサルハムシ								●
440			スズキミドリトビハムシ							●	
441			キアシチビツツハムシ							●	
442			タテスジキツツハムシ							●	
443			ニセセスジツツハムシ							●	
444			イチゴハムシ							●	
445			クルミハムシ								●
446			チュウジョウアシナガトビハムシ							●	
447			ヨモギアシナガトビハムシ							●	
448			カクムネチビトビハムシ							●	
449			イネクビボソハムシ							●	
450			ヤナギルリハムシ							●	
451			ルリハムシ								●
452			ナトビハムシ							●	
453			ダイコンナガスネトビハムシ							●	
454			ミソハギハムシ							●	
455			オトシブミ	ヒメクロオトシブミ						●	
456				セアカヒメオトシブミ						●	●
457		カシルリオトシブミ								●	
458		ゾウムシ	イチゴハナゾウムシ							●	
459			ダイコンサルゾウムシ						●		
460			オオアオゾウムシ							●	
461			ヤナギシリジロゾウムシ						●	●	
462			アカイネゾウモドキ						●		
463			コフキゾウムシ						●		
464			フタキボシゾウムシ							●	
465			ババスゲヒメゾウムシ						●		
466			カツオゾウムシ							●	
467			スグリゾウムシ							●	
468		サビヒョウタンゾウムシ							●		

表 3-1-5-4(9) 文献調査昆虫類等確認種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準				文献・資料 No.			
				I	II	III	IV	1	2	3	
469	コウチュウ(鞘翅)	ゾウムシ	ヤナギノミゾウムシ						●		
470		オサゾウムシ	オオゾウムシ							●	
471		イネゾウムシ	クロイネゾウムシ						●		
472		チビゾウムシ	ホソチビゾウムシ						●		
473	ハチ(膜翅)	ハバチ	カブラハバチ						●		
474		ヒメバチ	オオホシオナガバチ							●	
475		アシプトコバチ	キアシプトコバチ						●		
476		マルハラコバチ	ルリマルハラコバチ						●		
477		セイボウ	ホシドツヤセイボウ						●		
478		アリ	クロヤマアリ						●		
479			キイロケアリ						●		
480			トビイロケアリ						●		
481			カワラケアリ						●		
482			トビイロシワアリ						●		
483		スズメバチ	ケブカスジドロバチ						●		
484			フタスジスズメバチ							●	
485			ナミカバフドロバチ							●	
486			フタモンアシナガバチ本土亜種							●	
487			セグロアシナガバチ本土亜種							●	
488			キアシナガバチ本土亜種							●	
489			フトカギチビドロバチ						●		
490			モンズメバチ			DD				●	
491			クロスズメバチ							●	
492			ギングチバチ	イワタギングチ本土奄美亜種						●	
493		クロタビギングチ							●		
494		ヒメハヤバチ							●		
495		ドロバチモドキ	ニッポンハナダカバチ			VU	C			●	
496		アリマキバチ	アシジロヨコバイバチ						●		
497			ヒメイスカバチ						●		
498			キアシマエダテバチ						●		
499		フシダカバチ	キスジツチスガリ							●	
500		アナバチ	ヤマトルリジガバチ				B			●	
—			アナバチ科								○
501		ミツバチ	ニホンミツバチ							●	
502			セイヨウミツバチ						●		
503		ムカシハナバチ	オオムカシハナバチ						●		
504			スミスメンハナバチ						●		
505			ホソメンハナバチ						●		
—			<i>Hylaeus</i> 属							○	
—			ムカシハナバチ科								●
506	コハナバチ	アカガネコハナバチ						●			
507		フタモンカタコハナバチ						●			
508	ハキリバチ	チビトガリハナバチ							●		
509		シロオビキホリハナバチ							●		
510		アルファルファハキリバチ						●			
511		バラハキリバチ本土亜種						●			
—		<i>Megachile</i> 属								●	
512	ケアシハナバチ	シロアシクサレダマバチ				C		●			
計	13 目	136 科	512 種	0 種	0 種	21 種	27 種	87 種	280 種	220 種	

注1：分類、配列、種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成30年度生物リスト」(河川環境データベース 平成30年国土交通省)に準拠したが、一部については図鑑等の文献を参考にした。

注2：表中の「○」は、リスト中により下位の種等がある場合、種数に計上しない。

注3：重要種の選定基準は以下のとおり。

I 「文化財保護法」(昭和25年 法律第214号)

II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年 法律第75号)

III 「環境省レッドリスト2019の公表について」(平成31年1月公表 環境省)

EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足

IV 「青森県の希少な野生生物—青森県レッドデータブック(2010年改訂版)—」(平成22年 青森県)

A：最重要希少野生生物 B：重要希少野生生物 C：希少野生生物 D：要調査野生生物

注4：選定基準における注釈は以下のとおり。

\*1 ヒメハンミョウ海浜型で記載

出典：文献1：「第5回自然環境保全基礎調査」(生物多様性センターホームページ)

文献2：「河川水辺の国勢調査 平成20年岩木川陸上昆虫類等」のうち、津軽大橋における確認種(水情報国土データ管理センターホームページ)

文献3：「中里町誌」(昭和41年 中里町) 岩木川沿岸の生物を抜粋



5) 魚類

文献調査による魚類確認種一覧を表 3-1-5-5(1)～(2)に示す。生息の情報が得られた魚類は9目19科53種であった。これらの種のうち同表の注釈に示す重要種の選定基準に該当したのは、スナヤツメ北方種、エゾウグイ、カジカなど20種である。

表 3-1-5-5(1) 文献調査魚類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準				文献・資料No.			
				I	II	III	IV	1	2	3	4
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ北方種			VU	B				●
2			カワヤツメ			VU	C				●
3	コイ	コイ	コイ								●
4			コイ(飼育品種)						●		
5			ゲンゴロウブナ			EN*1					●
6			ギンブナ					●	●		●
—			フナ属						○	●	
7			ヤリタナゴ			NT	A				●
8			タイリクバラタナゴ						●		●
9			オイカワ						●		●
10			アブラハヤ				LP			●	●
11			マルタ				D				●
12			エゾウグイ			LP	C				●
13			ウグイ				LP	●	●		●
—			ウグイ属						○		
14			モツゴ					●	●		●
15			ビワヒガイ						●		
16			タモロコ						●		●
17			ゼゼラ			VU*1			●		●
18			カマツカ						●		●
19			ニゴイ						●		●
—			コイ科								●
20		ドジョウ	ドジョウ			NT		●		●	●
21			ヒガシシマドジョウ					●			●
22		フクドジョウ	エゾホトケドジョウ			EN*1					●
23	ナマズ	ギギ	ギギ						●		
24		ナマズ	ナマズ					●			●
25	サケ	キュウリウオ	ワカサギ					●	●		●
26		アユ	アユ					●		●	●
27		シラウオ	シラウオ						●		
28		サケ	カワマス								●
29			アメマス					●			●
—			アメマス類					○		●	
30			ニジマス								●
31			サケ					●			●
32			サクラマス(ヤマメ)			NT	LP	●			●
33	トゲウオ	トゲウオ	ニホンイトヨ			LP	B	●			●
34			トミヨ属淡水型			LP	B				●
35	ボラ	ボラ	ボラ						●		
36			メナダ						●		
37	ダツ	メダカ	メダカ類			VU*2	B*3	●		●	●
38	スズキ	サンフィッシュ	オオクチバス						●		
39		ヒイラギ	ヒイラギ						●		
40		カジカ	カジカ			EN・NT*4	B・C*4	●		●	●
41		ハゼ	ミミズハゼ								●
42			シロウオ			VU	C	●			
43			マハゼ						●		
44			アシシロハゼ					●	●		●
45			ヌマチチブ						●		
46			チチブ				D*5	●			●

表 3-1-5-5(2) 文献調査魚類確認種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準				文献・資料No.				
				I	II	III	IV	1	2	3	4	
47	スズキ	ハゼ	旧トウヨシノボリ類						●			
—			ヨシノボリ属					●				●
48			スミウキゴリ			LP		●				
49			ウキゴリ						●			●
50			ビリンゴ					●	●			●
51			ジュズカケハゼ			NT		●				●
52			タイワンドジョウ	カムルチー					●			
53	カレイ	カレイ	ヌマガレイ					●	●			
計	9目	19科	53種	0種	0種	16種	14種	23種	25種	7種	41種	

注1：分類、配列、種名は河川水辺の国勢調査のための生物リスト「平成30年度生物リスト」（河川環境データベース 平成30年 国土交通省）に従ったが、一部他の文献を参考にした。

注2：表中の「○」は、リスト中により下位の種等があるため、種数に計上しない。

注3：重要種の選定基準は以下のとおり。

I 「文化財保護法」（昭和25年 法律第214号）

II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年 法律第75号）

III 「環境省レッドリスト2019の公表について」（平成31年1月公表 環境省）

EN：絶滅危惧ⅠB類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足

LP：絶滅のおそれのある地域個体群

IV 「青森県の希少な野生生物—青森県レッドデータブック（2010年改訂版）—」（平成22年 青森県）

A：最重要希少野生生物 B：重要希少野生生物 C：希少野生生物

D：要調査野生生物 LP：地域限定希少野生生物

注4：選定基準における注釈は以下のとおり。

\*1 選定基準IIIでゲンゴロウブナはEN、ゼゼラはVU、エゾホトケドジョウはVUに指定されているが、国内外来種（日本国内で本来の分布域以外に持ち込まれた種）と考えられる。

\*2 ミナミメダカ、キタノメダカがVUに指定されており、青森県で生息が確認されたメダカ類にはキタノメダカが含まれている可能性があるため、重要種とした。

\*3 メダカ北日本集団がBに指定されているため、重要種とした。

\*4 カジカは現在、小卵型、中卵型、大卵型に分類されており、選定基準IIIでは小卵型および中卵型がENランクに、大卵型がNTランクに、選定基準IVでは小卵型及び中卵型がBランクに、大卵型がCランクに、それぞれ指定されている。

\*5 青森県で生息が確認されたチチブにはヌマチチブが含まれていると考えられるが両種の県内での分布状況は明らかではない。

出典：

文献1：「第5回自然環境保全基礎調査」（生物多様性センターホームページ）

文献2：「河川水辺の国勢調査 平成19年岩木川魚類」のうち、岩木川河口及び長泥における確認種（水情報国土データ管理センターホームページ）

文献3：「中里町誌」（昭和41年 中里町）山添地帯の生物を抜粋

文献4：「青森県の淡水魚類相について」（淡水魚第11号抜粋 竹内他 昭和60年）

6) 底生動物等

文献調査による底生動物等確認種一覧を表 3-1-5-6(1)～(2)に示す。生息の情報が得られた底生動物等は 16 目 26 科 43 種であった。これらの種のうち同表の注釈に示す重要種の選定基準に該当したのは、ヤマトシジミ、ガムシの 2 種である。

表 3-1-5-6(1) 文献調査底生動物等確認種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準				文献・資料No.		
				I	II	III	IV	1	2	3
1	ザラカイメン	タンスイカイメン	ヨワカイメン						●	
2	イシガイ	イシガイ	イシガイ						●	
3			ヌマガイ						●	
4	マルスダレガイ	シジミ	ヤマトシジミ			NT		●		
—			シジミ属						●	
5	サシバゴカイ	ゴカイ	カワゴカイ属						●	
6	イトゴカイ	イトゴカイ	Notomastus 属						●	
7	オヨギミミズ	オヨギミミズ	オヨギミミズ科						●	
8	イトミミズ	ミズミミズ	エラミミズ						●	
9			ウチワミミズ属						●	
10			ユリミミズ属						●	
11			ミズミミズ属						●	
12			ヨゴレミズミミズ						●	
13			アカオビミズミミズ						●	
—			ミズミミズ科						○	
14	ヨコエビ	ユンボソコエビ	ニッポンドロソコエビ						●	
15	ワラジムシ	ミズムシ(甲)	ミズムシ(甲)						●	
16		コツブムシ	イソコツブムシ属						●	
17	アミ	アミ	クロイサザアミ						●	
18	エビ	ヌマエビ	ヌマエビ							●
19		テナガエビ	スジエビ						●	
20		アメリカザリガニ	アメリカザリガニ科							●
21		モクズガニ	モクズガニ						●	●
22			イソガニ属						●	
23	カゲロウ(蜉蝣)	コカゲロウ	フタバカゲロウ属						●	
24	トンボ(蜻蛉)	トンボ	アカネ属						●	
25	カメムシ(半翅)	アメンボ	アメンボ						●	
26		カタビロアメンボ	カタビロアメンボ科						●	
27		コオイムシ	オオコオイムシ						●	
28		マツモムシ	マツモムシ						●	
29	ハエ(双翅)	ユスリカ	ユスリカ属						●	
30			ナガコブナシユスリカ属						●	
31			トゲナシコガタユスリカ属						●	
32			セボリユスリカ属						●	
33			オオミドリユスリカ属						●	
34			カワリユスリカ属						●	
35			ハモンユスリカ属						●	
36			アシマダラユスリカ属						●	
37			ヒゲユスリカ属						●	
—		ユスリカ科						○		
38	カ	カ科						●		

表 3-1-5-6(2) 文献調査底生動物等確認種一覧

No.	目名	科名	種名	重要種選定基準				文献・資料No.		
				I	II	III	IV	1	2	3
39	コウチュウ(鞘翅)	ゲンゴロウ	マメゲンゴロウ						●	
40			オオヒメゲンゴロウ						●	
41			ヒメゲンゴロウ						●	
42		ガムシ	ガムシ			NT			●	
43		マルハナノミ	マルハナノミ科						●	
計	16目	26科	43種	0種	0種	2種	0種	1種	41種	3種

注1：分類、配列、種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成30年度生物リスト」（河川環境データベース 平成30年 国土交通省）に従ったが、一部他の文献を参考にした。

注2：表中の「○」は、リスト中により下位の種等があるため、種数に計上しない。

注3：重要種の選定基準は以下のとおり。

I 「文化財保護法」（昭和25年 法律第214号）

II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年 法律第75号）

III 「環境省レッドリスト2019の公表について」（平成31年1月公表 環境省）

NT：準絶滅危惧

IV 「青森県の希少な野生生物－青森県レッドデータブック（2010年改訂版）－」（平成22年 青森県）

出典：

文献1：「第5回自然環境保全基礎調査」（生物多様性センターホームページ）

文献2：「河川水辺の国勢調査 平成21年岩木川底生動物」のうち、津軽大橋における確認種（水情報国土データ管理センターホームページ）

文献3：「中里町誌」（昭和41年 中里町）山添地帯の生物を抜粋

## (2) 植物の生育の状況

### 1) 植物相

文献調査における植物確認種一覧を表 3-1-5-7(1)～(9)に示す。生育の情報が得られた植物は 109 科 554 種(変種・品種等含む。)であった。

これらの種のうち、同表の注釈に示す重要種の選定基準に該当する種は、ヌカボタデ、イトハコベ等 23 種である。

### 2) 植生

対象事業実施区域及びその周辺の植生の状況を図 3-1-5-4(1)～(2)に示す。

対象事業実施区域及びその周辺の植生帯はブナクラス域となっている。北側の尾根及び中央部の標高は約 100m 前後であり、主にヒノキアスナロ群落、ブナミズナラ群落、カシワミズナラ群落が広がっている。また、南東部は標高約 60m 程度であり、主にスギ植林が広がっている。

表 3-1-5-7(1) 文献調査植物相一覧

No.	分類	科名	種名	重要種選定基準				文献・資料No.								
				I	II	III	IV	1	2	3	4	5	6			
1	シダ植物	トクサ	スギナ										●	●		
2			イヌスギナ											●		
3		ゼンマイ	ゼンマイ												●	
4		コバノイシカグマ	ワラビ											●	●	
5		ミズワラビ	カラクサシダ						●							
6		オシダ	シノブカグマ						●							
7			リョウメンシダ						●							
8			シラネワラビ						●							
9			オシダ							●						●
10			サカゲイノデ							●					●	
11			ジュウモンジンダ							●						
12			ヒメシダ	ミゾシダ											●	
13		ヒメシダ							●	●				●		
14		ミヤマワラビ								●						
15		メシダ	ヘビノネゴザ							●						
16			クサソテツ											●		
17			コウヤワラビ											●		
18		ウラボシ	ヒメノキシノブ						●							
19			ノキシノブ						●							
20			ミヤマノキシノブ							●						
21			オシヤグジデンダ							●						
22	裸子植物	マツ	カラマツ						●							
23			アカマツ												●	
24			クロマツ								●			●	●	
25		スギ	スギ						●						●	
26		ヒノキ	ヒノキアスナロ						●						●	
27		イヌガヤ	イヌガヤ												●	
28			ハイイヌガヤ						●							
29		離弁花類	ヤマモモ	ヤチヤナギ					●							
30	クルミ		オニグルミ						●					●	●	
31			サワグルミ						●						●	
32	ヤナギ		ドロノキ												●	
33			セイヨウハコヤナギ												●	
34			ヤマナラシ												●	
35			バッコヤナギ								●				●	
36			カワヤナギ												●	
37			ネコヤナギ													●
38			イヌコリヤナギ							●					●	
39			シロヤナギ												●	
40			コリヤナギ													●
41			エゾノキヌヤナギ												●	
42			オオタチヤナギ												●	
43			オノエヤナギ												●	
44			タチヤナギ							●					●	
45			オオバヤナギ												●	●
46			カバノキ	ヤシャブシ												●
47				ケヤマハンノキ												●
48	ヤマハンノキ														●	
49	ハンノキ									●						
50	ダケカンバ									●						●
51	ツノハシバミ														●	
52	ブナ		クリ											●	●	
53			ブナ							●						●
54			ミズナラ													●
55			ミヤマナラ							●						
56			カシワ								●					●
57			コナラ													●
58	ニレ		ハルニレ						●					●		
59			ケヤキ											●		
60	クワ		コウゾ												●	
61			カナムグラ												●	
62			カラハナソウ												●	●
63		ヤマグワ							●					●		
64	イラクサ	カラムシ												●		

表 3-1-5-7(2) 文献調査植物相一覧

No.	分類	科名	種名	重要種選定基準				文献・資料 No.						
				I	II	III	IV	1	2	3	4	5	6	
65	離弁花類	イラクサ	アカソ									●	●	
66			ミヤマイラクサ											●
67			アオミズ										●	
68			エゾイラクサ										●	
69		タデ	ミズヒキ										●	●
70			ヤナギタデ						●				●	
71			オオイスタデ										●	
72			イヌタデ										●	
73			サデクサ										●	
74			ヤノネグサ										●	
75			イシミカワ										●	
76			ママコノシリヌグイ										●	
77	アキノウナギツカミ							●				●		
78	ヌカボタデ					VU	B			●	●			
79	ミゾソバ							●				●	●	
80	オオミゾソバ											●		
81	ミチヤナギ											●		
82	イタドリ									●		●	●	
83	オオイタドリ							●				●		
84	スイバ									●		●	●	
85	ヒメスイバ								●		●	●		
86	ギシギシ										●	●		
87	エゾノギシギシ										●			
88	スベリヒユ	スベリヒユ									●			
89	ナデシコ	オランダミミナグサ									●			
90		ミミナグサ									●			
91		カワラナデシコ										●		
92		オオヤマフスマ								●		●		
93		ツメクサ										●		
94		ムシトリナデシコ								●				
95		ノミノフスマ										●		
96		ウシハコベ										●	●	
97		イトハコベ				VU	A			●	●			
98		ミドリハコベ									●			
99	アカザ	シロザ									●			
100		アカザ						●			●			
101		コアカザ									●			
102	ヒユ	ヒナタイノコズチ									●			
103	モクレン	ホオノキ										●		
104		コブシ										●		
105	マツブサ	マツブサ							●					
106	クスノキ	クロモジ										●		
107		オオバクロモジ							●					
108		アブラチャン										●		
109	キンボウゲ	ニリンソウ										●		
110		イチリンソウ										●		
111		リュウキンカ										●		
112		ミヤマハンショウヅル						●						
113		ボタンヅル										●		
114		オキナグサ				VU	A					●		
115		ツルキツネノボタン										●		
116		ウマノアシガタ										●	●	
117		タガラシ										●		
118		キツネノボタン										●	●	
119	アキカラマツ								●		●	●		
120	シラネアオイ	シラネアオイ										●		
121	メギ	ヒロハヘビノボラズ							●					
122		ヘビノボラズ										●		
123		イカリソウ											●	
124	アケビ	ミツバアケビ							●					
125	ツツラフジ	アオツツラフジ									●			
126		コウモリカズラ										●		
127	スイレン	ジュンサイ										●		
128		コウホネ						●						

表 3-1-5-7(3) 文献調査植物相一覧

No.	分類	科名	種名	重要種選定基準				文献・資料 No.								
				I	II	III	IV	1	2	3	4	5	6			
129	離弁花類	スイレン	ヒツジグサ											●		
130		ドクダミ	ドクダミ										●			
131		ウマノスズクサ	カンアオイ											●		
132		ボタン	ヤマシャクヤク			NT	B				●					
133		オトギリソウ	オトギリソウ											●	●	
134			オシマオトギリ							●						
135			ミズオトギリ											●		
136		ケシ	クサノオウ												●	
137			ムラサキケマン												●	
138		アブラナ	セイヨウアブラナ											●		
139			ナズナ											●		
140			タネツケバナ											●		
141			コンロンソウ											●		
142			ミズタガラシ												●	
143			オランダガラシ												●	
144			ハマダイコン												●	
145			イヌガラシ												●	
146			スカシタゴボウ												●	
147			マンサク	マルバマンサク						●						
148			ベンケイソウ	ツルマンネングサ											●	
149		ユキノシタ	トリアシショウマ												●	
150			ウツギ												●	
151			ノリウツギ												●	
152			ゴトウヅル							●	●					
153			タコノアシ				NT	C		●						
154			ダイヤモンドソウ							●						
155			イワガラミ													●
156			ズダヤクシュ													●
157			バラ	キンミズヒキ						●					●	●
158				ヘビイチゴ											●	●
159		ヤブヘビイチゴ												●		
160		オオダイコンソウ												●		
161		ダイコンソウ								●				●		
162		ヒメヘビイチゴ									●			●		
163		ミツバツチグリ												●		
164		クロバナロウゲ								●						
165		ウワミズザクラ														●
166		エゾヤマザクラ														●
167		シウリザクラ									●					
168		カスミザクラ									●					●
169		ノイバラ													●	●
170		クマイチゴ									●					
171		クサイチゴ														●
172		ナワシロイチゴ													●	
173		ヒメゴヨウイチゴ								●	●					
174		ベニバナイチゴ								●						
175	ナガボノシロワレモコウ									●				●		
176	ナナカマド														●	
177	マメ	クサネム											●			
178		イタチハギ											●			
179		ヤブマメ											●			
180		ツルマメ											●			
181		ヤハズソウ											●			
182		ハマエンドウ											●			
183		エゾノレンリソウ							●				●			
184		ヤマハギ											●			
185		メドハギ								●			●			
186		セイヨウミヤコグサ											●			
187		ミヤコグサ								●			●			
188		コメツブウマゴヤシ											●			
189		シナガワハギ											●			
190		クズ											●	●		
191		ハリエンジュ								●			●			
192		クララ											●	●		



表 3-1-5-7(4) 文献調査植物相一覧

No.	分類	科名	種名	重要種選定基準				文献・資料 No.							
				I	II	III	IV	1	2	3	4	5	6		
193	離弁花類	マメ	エンジュ											●	
194			センダイハギ						●						
195			コメツブツメクサ										●		
196			ムラサキツメクサ										●		
197			シロツメクサ							●			●		●
198			ツルフジバカマ										●		●
199			クサフジ										●		
200			ヒロハクサフジ										●		
201			フジ										●		●
202			カタバミ	カタバミ									●		
203				エゾタチカタバミ									●		
204		フウロソウ	ゲンノショウコ									●			
205		トウダイグサ	エノキグサ									●			
206		ユズリハ	エゾユズリハ											●	
207		ミカン	ミヤマシキミ											●	
208			サンショウ										●		●
209		ニガキ	ニガキ									●			
210		ウルシ	ツタウルシ						●	●			●	●	
211			スルデ										●	●	
212			ヤマウルシ								●				●
213		カエデ	ハウチワカエデ											●	
214			ヤマモミジ											●	
215			イタヤカエデ						●	●				●	
216			エゾイタヤ										●	●	
217			アカイタヤ										●		
218			ミネカエデ							●	●				
219		トチノキ	トチノキ						●					●	
220		ツリフネソウ	キツリフネ						●						
221			ツリフネソウ											●	
222		モチノキ	イヌツゲ											●	
223			ツルツゲ											●	
224			アカミノイヌツゲ											●	
225	ニシキギ	ツルウメモドキ						●				●	●		
226		コマユミ											●		
227		ツリバナ								●					
228	ツゲ	フッキソウ											●		
229	クロウメモドキ	クマヤナギ										●	●		
230	ブドウ	ノブドウ										●			
231		ヤマブドウ						●					●		
232		エビヅル											●		
233	シナノキ	シナノキ										●	●		
234	ジンチョウゲ	オニシバリ											●		
235	グミ	ナツグミ											●		
236		トウグミ											●		
237		アキグミ											●		
238	スマレ	タチツボスマレ										●	●		
239		オオバタチツボスマレ				NT	B			●					
240		スマレ												●	
241		ミヤマスマレ								●					
242		スマレサイシン												●	
243		ツボスマレ								●			●		
244	キブシ	キブシ										●	●		
245	ミゾハコベ	ミゾハコベ										●			
246	ウリ	ゴキヅル										●			
247		アマチャヅル										●			
248		アレチウリ							●				●		
249	ミソハギ	ミソハギ										●			
250		エゾミソハギ										●			
251		キカシグサ										●			
252	ヒシ	ヒシ						●				●	●		
253	アカバナ	ミスタマソウ										●			
254		アカバナ										●			
255		チョウジタデ										●			
256		メマツヨイグサ										●			

表 3-1-5-7(5) 文献調査植物相一覧

No.	分類	科名	種名	重要種選定基準				文献・資料 No.								
				I	II	III	IV	1	2	3	4	5	6			
257	離弁花類	アカバナ	オオマツヨイグサ						●				●	●		
258			アレチマツヨイグサ							●						
259		アリノトウグサ	アリノトウグサ										●			
260			ホザキノフサモ					●					●			
261		ミズキ	アオキ											●		
262			ヒメアオキ						●							
263			ミズキ										●	●		
264			クマノミズキ										●			
265		ウコギ	ケヤマウコギ										●			
266			コシアブラ											●		
267			ウコギ											●		
268			ヤマウコギ											●		
269			ウド											●	●	
270			タラノキ											●	●	
271			ハリギリ								●			●	●	
272			ハリブキ							●					●	
273			トチバニンジン												●	
274			セリ	エゾボウフウ							●					
275				シシウド												●
276				エゾニュウ											●	
277		シャク													●	
278		ドクゼリ												●		
279		ミツバ												●		
280		オオハナウド												●		
281		オオチドメ												●		
282		セリ												●	●	
283		ヤブニンジン													●	
284		イブキゼリ								●						
285	ヤブジラミ												●	●		
286	合弁花類	イチヤクソウ		ベニバナイチヤクソウ											●	
287				ジンヨウイチヤクソウ							●					●
288		ツツジ	ハナヒリノキ						●	●					●	
289			ムラサキヤシオ												●	
290			ハクサンシャクナゲ							●						
291			ヤマツツジ												●	
292			ホツツジ							●					●	
293			クロマメノキ												●	
294			コケモモ							●						
295			ヤブコウジ	ヤブコウジ						●						●
296		サクラソウ	オカトラノオ							●				●	●	
297			ヌマトラノオ											●		
298			コナスビ											●		
299			ヤナギトラノオ							●						
300			クサレダマ							●					●	
301		エゴノキ	エゴノキ											●	●	
302		モクセイ	アオダモ							●						
303			ヤチダモ							●				●		
304			ミヤマイボタ								●			●		
305		キョウチクトウ	チョウジソウ				NT	B				●				
306		ガガイモ	シロバナカモメヅル											●		
307			ガガイモ											●		
308		アカネ	ヤエムグラ							●				●	●	
309			ホソバノヨツバムグラ											●		
310			クルマムグラ												●	
311			キバナカワラマツバ								●			●		
312			ツルアリドオシ							●					●	
313			ヘクソカズラ											●		
314			アカネ											●	●	
315			アカネムグラ							●					●	
316			ヒルガオ	ヒルガオ											●	
317		ムラサキ	ハナイバナ											●		
318	ワスレナグサ												●			
319	ヒレハリソウ												●			
320	キュウリグサ												●			

表 3-1-5-7(6) 文献調査植物相一覧

No.	分類	科名	種名	重要種選定基準				文献・資料 No.								
				I	II	III	IV	1	2	3	4	5	6			
321	合弁花類	クマツヅラ	ムラサキシキブ											●		
322		シン	クルマバナ											●		
323			トウバナ												●	
324			カキドオシ												●	●
325			ヒメオドリコソウ												●	
326			シロネ							●					●	
327			ヒメシロネ								●				●	
328			コシロネ												●	
329			エゾシロネ												●	●
330			ハッカ												●	
331			ウツボグサ									●			●	
332			ヒメナミキ												●	
333			エゾナミキソウ				VU	A	●						●	
334			イヌゴマ												●	
335			ニガクサ												●	
336		ナス	オオマルバノホロシ				C							●		
337		ゴマノハグサ	キクモ				B					●				
338			アメリカアゼナ												●	
339			アゼナ												●	
340			トキワハゼ												●	
341			タチイヌノフグリ												●	
342			オオイヌノフグリ												●	
343			タヌキモ	タヌキモ			NT	B				●				
344		オオバコ	オオバコ							●				●		
345			トウオオバコ							●				●		
346			ヘラオオバコ											●		
347		スイカズラ	キンギンボク											●	●	
348			アラゲヒョウタンボク								●					
349			エゾニワトコ												●	
350			ニワトコ												●	●
351			ガマズミ												●	
352			オオカメノキ							●					●	●
353			カンボク							●					●	●
354	ケナシヤブデマリ								●					●		
355	マルバゴマギ													●		
356	ミヤマガマズミ									●				●		
357	タニウツギ													●	●	
358	オミナエシ	オミナエシ												●		
359		オトコエシ													●	
360	キキョウ	ツリガネニンジン							●					●		
361		ツルニンジン												●		
362		ミゾカクシ												●		
363		タニギキョウ							●							
364		キキョウ				VU	B								●	
365	キク	ノコギリソウ							●				●			
366		エゾノコギリソウ												●		
367		ノブキ												●		
368		ブタクサ												●		
369		オオブタクサ												●		
370		ヤマハハコ							●	●						
371		ヨモギ							●	●				●	●	
372		オトコヨモギ								●				●	●	
373		ハマオトコヨモギ												●		
374		オオヨモギ												●		
375		コンギク													●	
376		アメリカセンダングサ							●					●		
377		ヤブタバコ													●	
378		トキンソウ												●		
379		フランスギク												●		
380		ヒメアザミ													●	
381		ノアザミ												●		
382		マアザミ													●	
383		アメリカオニアザミ												●		
384		サワアザミ													●	

表 3-1-5-7(7) 文献調査植物相一覧

No.	分類	科名	種名	重要種選定基準				文献・資料No.								
				I	II	III	IV	1	2	3	4	5	6			
385	合弁花類	キク	アレチノギク											●		
386			ヒメムカシヨモギ											●		
387			ハルジオン											●		
388			ヨツバヒヨドリ											●		
389			サワヒヨドリ											●		
390			オオヒヨドリバナ								●			●	●	
391			ハハコグサ								●			●		
392			キクイモ											●		
393			コウリンタンポポ											●		
394			ヤナギタンポポ								●					
395			ブタナ								●			●		
396			オグルマ											●	●	
397			カセンソウ								●					
398			オオヂシバリ											●		
399			ニガナ								●			●	●	
400			ハナニガナ											●		
401			アキノノゲシ								●			●		
402			トゲチシャ											●		
403			モミジガサ												●	
404			ヨブスマソウ												●	
405			フキ								●					
406			アキタブキ											●		
407			コウゾリナ								●			●		
408			オオハンゴンソウ							●				●		
409			ミヤマキタアザミ					VU			●					
410			ハンゴンソウ											●	●	
411			サワオグルマ							●						
412			ノボロギク											●		
413			セイタカアワダチソウ							●				●		
414			オオアワダチソウ											●		
415			アキノキリンソウ								●				●	
416			オニノゲシ											●		
417			ハチジョウナ											●		
418			ヒメジョオン								●			●		
419			アカミタンポポ											●		
420			セイヨウタンポポ											●		
421			イガオナモミ							●						
422			ヤクシソウ												●	
423			オニタビラコ											●	●	
424			単子葉植物	オモダカ	ヘラオモダカ										●	
425					サジオモダカ										●	
426					オモダカ						●				●	
427			ヒルムシロ	オヒルムシロ	オヒルムシロ					●						
428	ホソバミズヒキモ												●			
429	ツツイトモ						VU	A		●	●					
430	イトクズモ				VU	B			●	●						
431	アマモ	コアマモ					B				●					
432	ユリ	ネバリノギラン	ネバリノギラン						●							
433			ノビル										●			
434			ツバメオモト												●	
435			ハウチャクソウ												●	
436			チゴユリ												●	
437			ヤブカンゾウ								●				●	
438			ミズギボウシ												●	
439			オオバギボウシ											●		
440			タチギボウシ							●						
441			オニユリ												●	
442			クルマユリ									●			●	
443			マイヅルソウ							●	●				●	
444			ツクバネソウ							●					●	
445			オオナルコユリ											●		
446			ユキザサ							●						
447			サルトリイバラ													●
448			シオデ												●	●

表 3-1-5-7(8) 文献調査植物相一覧

No.	分類	科名	種名	重要種選定基準				文献・資料 No.							
				I	II	III	IV	1	2	3	4	5	6		
449	単子葉植物	ユリ	ヤマカシユウ											●	
450			コジマエンレイソウ			VU				●					
451			エンレイソウ											●	
452			クロミノコジマエンレイソウ				A				●				
453		ヤマノイモ	ヤマノイモ										●		
454			オニドコロ										●		
455		アヤメ	ハナショウブ											●	
456			ノハナショウブ							●					
457			カキツバタ			NT	B							●	
458			キショウブ											●	
459			アヤメ											●	
460		イグサ	ヒロハノコウガイゼキショウ										●		
461			イ							●			●		
462			タチコウガイゼキショウ										●		
463			コウガイゼキショウ										●		
464			クサイ										●		
465			ハリコウガイゼキショウ										●		
466			イヌイ										●		
467			スズメノヤリ								●		●		
468			ツユクサ	ツユクサ										●	
469				イボクサ										●	
470		イネ	アオカモジグサ										●		
471			カモジグサ										●		
472			コヌカグサ								●		●		
473			ヤマヌカボ								●				
474			ハイコヌカグサ										●		
475			スズメノテッポウ										●		
476			ハルガヤ								●		●		
477			コブナグサ										●		
478			トダシバ								●				
479			カラスムギ											●	
480			ヤクナガイヌムギ										●		
481			ハマチャヒキ										●		
482			キツネガヤ										●		
483			ヤマアワ										●		
484			ヒメノガリヤス								●		●		
485			カモガヤ								●		●		
486			イヌビエ							●			●		
487			シナダレスズメガヤ										●		
488			カゼクサ										●		
489			オニウシノケグサ								●		●		
490			ヒロハノウシノケグサ										●		
491			ドジョウツナギ										●		
492			コウボウ								●		●		
493			シラゲガヤ										●		
494			チガヤ										●		
495			チゴザサ										●		
496			ネズミムギ										●		
497			コメガヤ								●		●		
498			オギ							●			●		
499			ススキ							●	●		●		
500			クサヨシ										●		
501			カナリークサヨシ										●		
502			オオアワガエリ								●		●		
503	ヨシ								●			●			
504	ミゾイチゴツナギ											●			
505	スズメノカタビラ											●	●		
506	ナガハグサ								●		●				
507	オオスズメノカタビラ										●				
508	チシマザサ							●	●		●	●			
509	チマキザサ										●				
510	マコモ							●			●				
511	シバ								●		●				

表 3-1-5-7(9) 文献調査植物相一覧

No.	分類	科名	種名	重要種選定基準				文献・資料 No.									
				I	II	III	IV	1	2	3	4	5	6				
512	単子葉植物	サトイモ	ショウブ										●	●			
513			マムシグサ												●		
514			ヒメカイウ			NT	B		●								
515			ミズバショウ						●						●		
516			カラスビシャク											●	●		
517			ザゼンソウ												●		
518			ウキクサ	アオウキクサ											●		
519	ウキクサ													●			
520	ガマ	ヒメガマ											●				
521			ガマ					●						●			
522	カヤツリグサ	ウキヤガラ						●					●				
523			エゾウキヤガラ						●								
524			ミノボロスゲ							●				●			
525			クロカワズゲ											●			
526			カサスゲ											●			
527			ムジナスゲ						●								
528			カンスゲ												●		
529			ミヤマカンスゲ						●								
530			ツルスゲ						●								
531			シオクグ						●						●		
532			ミチノクホンモンジスゲ							●							
533			オオカワズゲ												●		
534			アゼスゲ						●						●		
535			オニナルコスゲ						●						●		
536			マツバイ												●		
537			ハリイ												●		
538			ヒメヌマハリイ												●		
539			フトイ												●		
540			カンガレイ						●						●		
541			サンカクイ						●						●		
542			クロアブラガヤ												●		
543			ツルアブラガヤ												●		
544			アブラガヤ												●		
545			ラン	エビネ			NT	B								●	
546					サルメンエビネ			VU	A								●
547					ギンラン												●
548					サイハイラン												●
549	シュンラン														●		
550	クマガイソウ					VU	B			●							
551	エゾスズラン														●		
552	アケボノシュスラン									●							
553	アリドオンラン									●							
554	トンボソウ									●							
計	5 類	109 科	554 種	0 種	0 種	19 種	21 種	104 種	97 種	9 種	8 種	331 種	198 種				

注 1：分類、配列、種名は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 30 年度生物リスト」（河川環境データベース 平成 30 年 国土交通省）に準拠。

注 2：重要種の選定基準は以下のとおり。

I 「文化財保護法」（昭和 25 年 法律第 214 号）

II 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年 法律第 75 号）

III 「環境省レッドリスト 2019 の公表について」（平成 31 年 1 月公表 環境省）

VU：絶滅危惧 II 類 NT：準絶滅危惧

IV 「青森県の希少な野生生物-青森県レッドデータブック（2010 年改訂版）」（平成 22 年 3 月 青森県）

A：最重要希少野生生物 B：重要希少野生生物 C：希少野生生物

出典：

文献 1：「青森県史」（平成 15 年 青森県史友の会）「1.7 津軽半島及び屏風山の植生」の大倉岳・袴腰岳・玉清水山、岩木川河畔の植生より抜粋

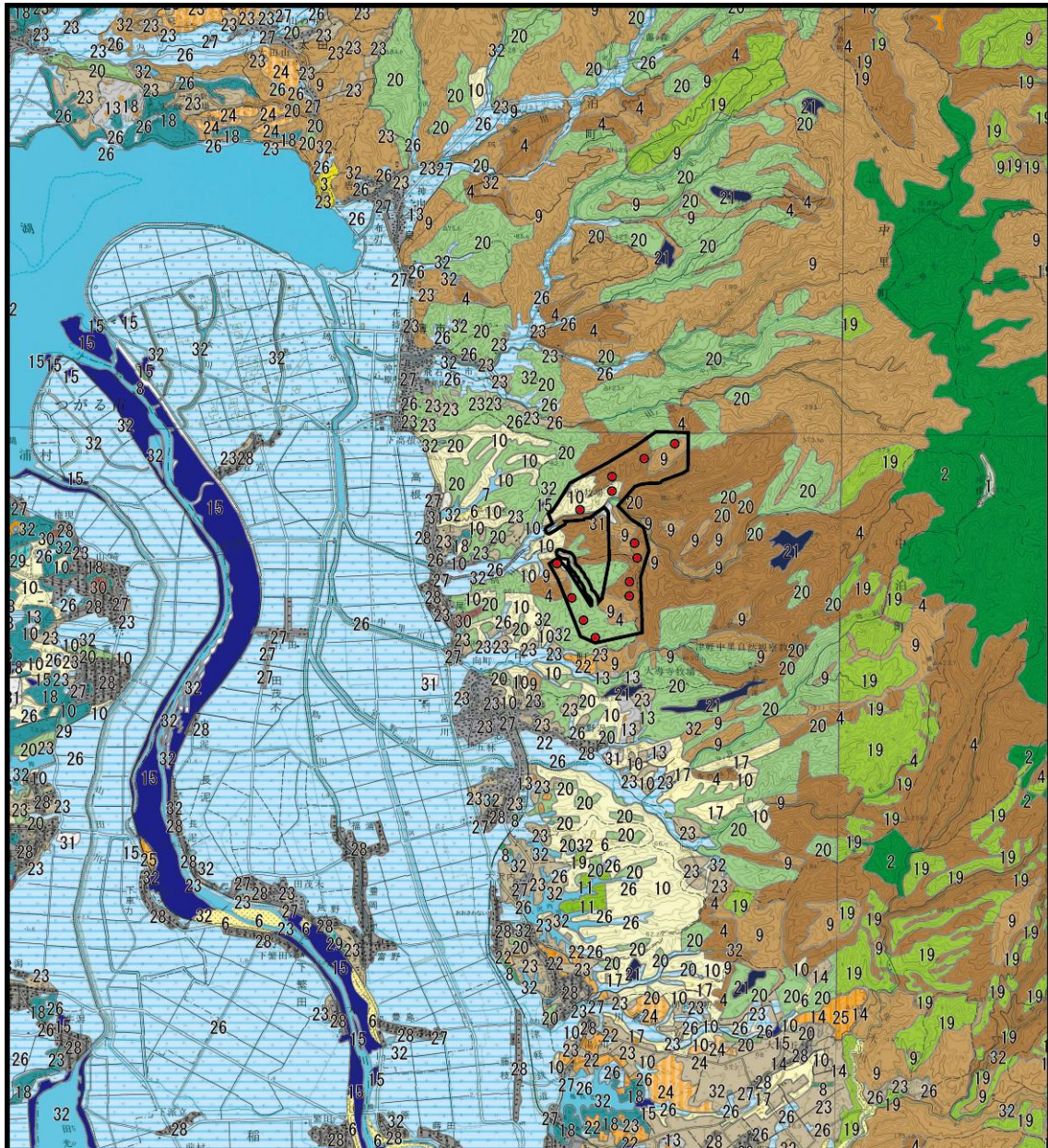
文献 2：「第 2 回自然環境保全基礎調査-特定植物群落調査報告書-」（昭和 54 年 青森県）53. 袴腰岳の風衝植物群落、67. 車力のクロマツ林より抜粋

文献 3：「青森県の希少な野生生物-青森県レッドデータブック-」（平成 12 年 青森県）対象事業実施区域周辺の種を抜粋



文献 4：「青森県の希少な野生生物-青森県レッドデータブック（2010 改訂版）」（平成 22 年 青森県）対象事業実施区域周辺の種を抜粋

文献 5：「河川水辺の国勢調査 平成 17 年岩木川植物」のうち、十三湖東岸、鳥谷川河口、岩木川河口、津軽大橋、長泥、豊島における確認種（水情報国土データ管理センターホームページ）

文献 6：「中里町誌」（昭和 41 年 中里町）山添地帯の生物を抜粋



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機

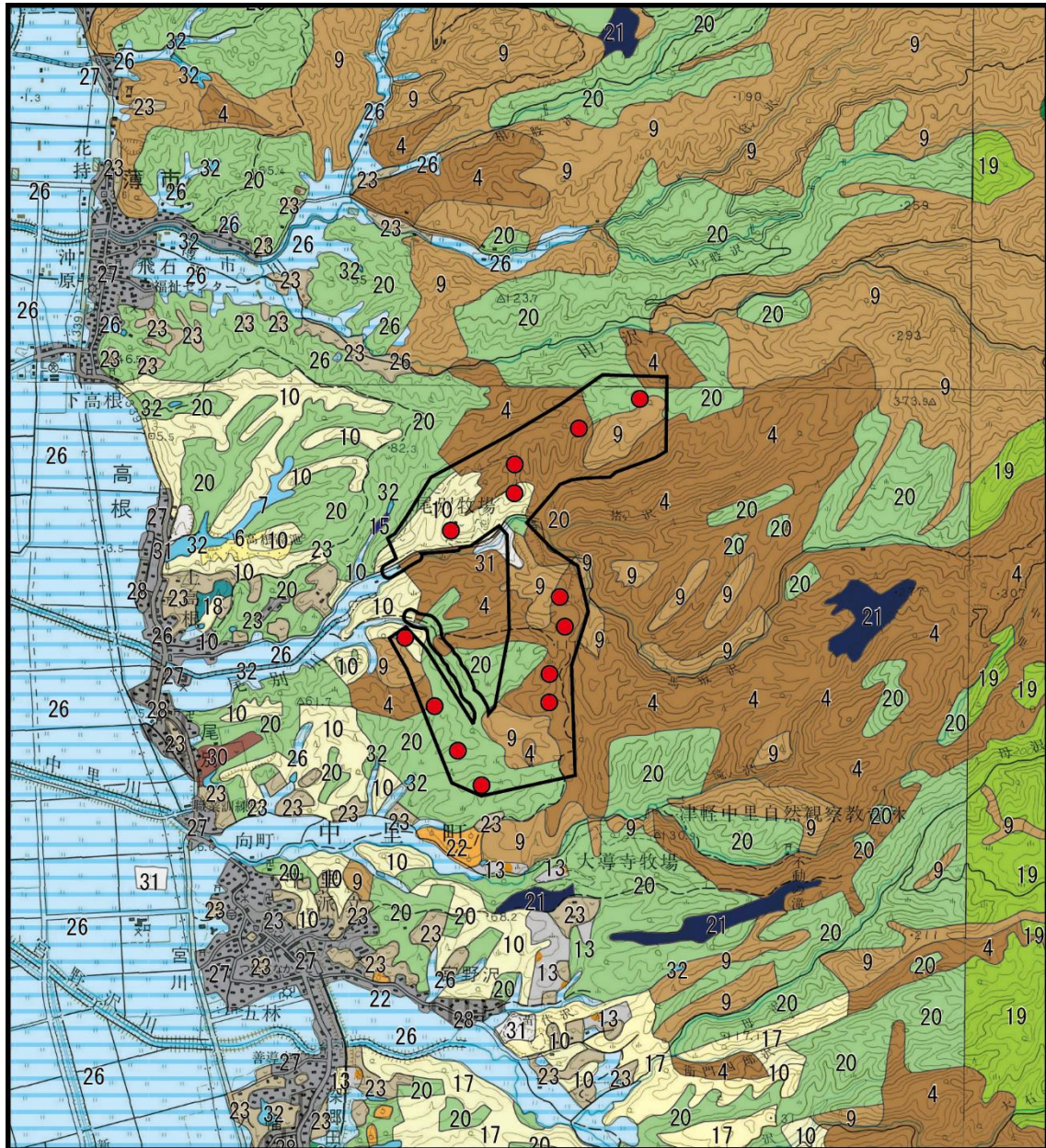
1 : 100, 000





※植生図の凡例は表3-1-5-8のとおり。

出典：生物多様性センターホームページ  
「第2-5回植生調査重ね合わせ植生  
GISデータ」（調査年度：昭和54年度）

図 3-1-5-4(1) 現存植生図(広域)



凡例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機

1:50,000










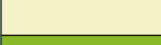

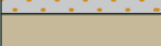















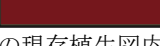
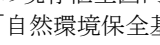
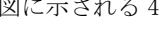


※植生図の凡例は表3-1-5-8のとおり。

出典：生物多様性センターホームページ  
「第2-5回植生調査重ね合わせ植生GISデータ」（調査年度：昭和54年度）

図 3-1-5-4(2) 現存植生図(対象事業実施区域周辺)



表 3-1-5-8 現存植生図凡例

植生区分	図中No.	凡例名	植生自然度	統一凡例No.
亜寒帯・亜高山帯自然植生	 1	ササ自然草原	10	2031
ブナクラス域自然植生	 2	チシマザサ・ブナ群団	9	4002
	 3	エゾイタヤ・シナノキ群落	9	4037
	 4	ヒノキアスナロ群落	9	4043
	 5	ジュウモンジシダ・サワグルミ群集	9	4060
	 6	ヤナギ低木群落	9	4083
	 7	ハンノキ・ヤチダモ群集	9	4086
	 8	自然低木群落	9	4093
	ブナクラス域代償植生	 9	ブナ・ミズナラ群落	8
 10		カシワ・ミズナラ群落	8	5005
 11		アカマツ群落	7	5032
 12		ササ草原	5	5042
 13		ススキ群団	5	5049
 14		タラノキ・クマイチゴ群落	4	5070
 15		ヨシクラス	10	8008
河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生等		 16	塩沼地植生	10
	 17	アカマツ植林	6	9011
植林地、耕作地植生	 18	クロマツ植林	6	9013
	 19	スギ・ヒノキ・サワラ植林	6	9016
	 20	スギ植林	6	9018
	 21	カラマツ植林	6	9024
	 22	落葉果樹園	3	9064
	 23	畑地雑草群落	2	9072
	 24	牧草地	2	9082
	 25	牧草地、ゴルフ場、飛行場	2	9084
	 26	水田雑草群落	2	9098
	 27	市街地	1	9902
	 28	緑の多い住宅地	2	9905
その他	 29	緑の多い住宅地、公園、墓地	2	9910
	 30	造成地、採石場	1	9920
	 31	造成地、採石場、人為裸地、焼跡	1	9922
	 32	開放水域	-	9931
	 33	自然裸地	-	9933

注 1：図中 No. は図 3-1-5-4 の現存植生図内の番号に対応する。

注 2：統一凡例 No. とは、「自然環境保全基礎調査 植生調査（植生自然度調査）」（環境省ホームページ）の 1/25,000 現存植生図に示される 4 桁の統一凡例番号（凡例コード）である。

### 3) 重要な植物群落

対象事業実施区域及びその周辺に生育する重要な植物群落一覧を表 3-1-5-9 に、位置を図 3-1-5-5 にそれぞれ示す。重要な植物群落として、特定植物群落の「袴腰岳の風衝地植物群落」及び「車力のクロマツ林」が分布しているが、いずれも対象事業実施区域外に分布する。

表 3-1-5-9 対象事業実施区域及びその周辺に生育する重要な植物群落一覧

No.	特定植物群落	概要
A	袴腰岳の風衝地植物群落	ヒメノガリヤス-ミヤマキタアザミ群落、チシマザサ群落、ベニバナイチゴ群落等から成る。特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なものとして選定されている。
B	車力のクロマツ林	藩政時代より残るクロマツ林で、村民の森として公園に利用されている。人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないものとして選定されている。

出典：「青森県自然環境情報図」（平成元年 環境庁）  
「日本の重要な植物群落 東北版」（昭和 55 年 環境庁）

### 4) 巨樹・巨木林

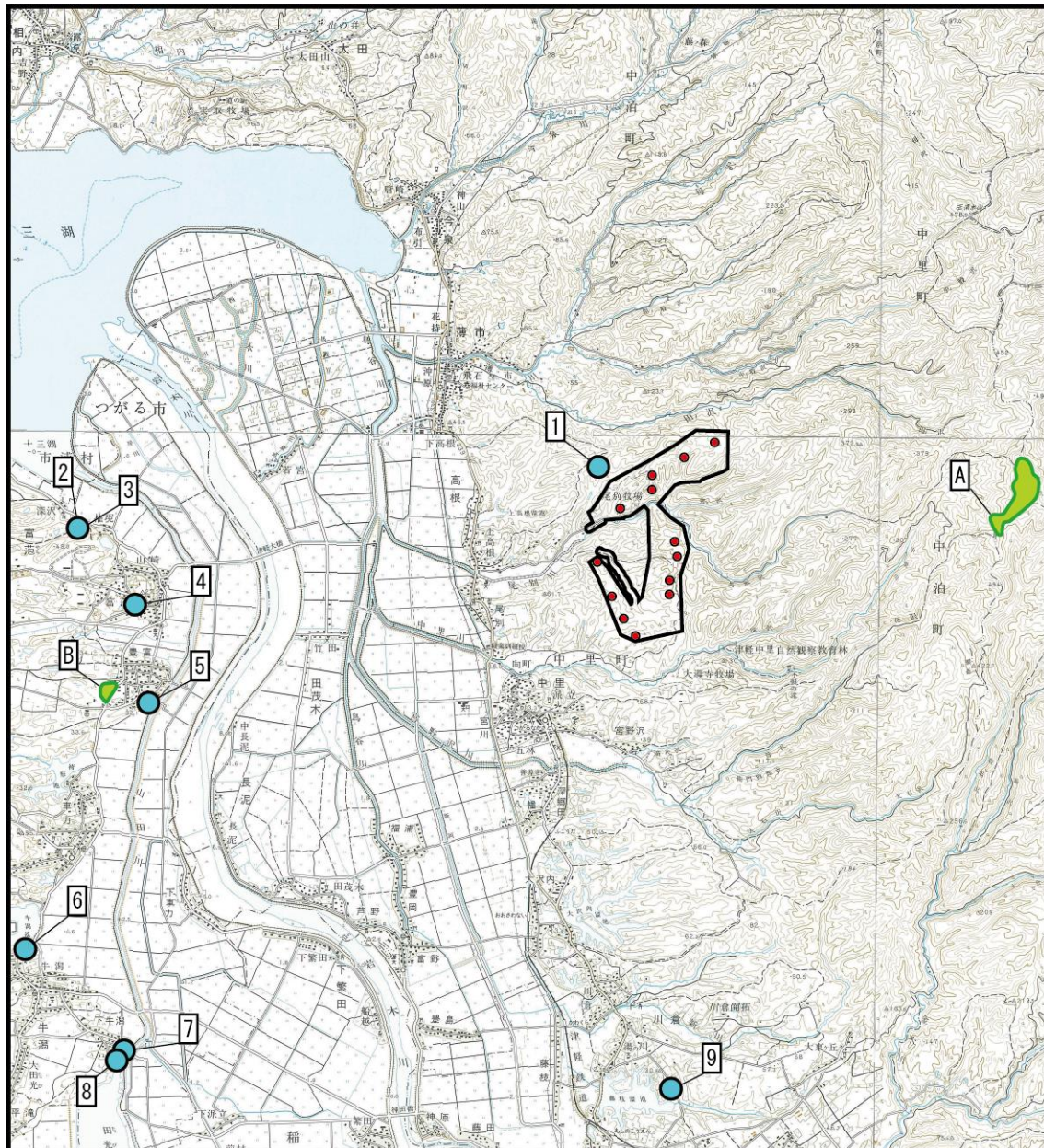
対象事業実施区域及びその周辺に生育する巨樹・巨木林一覧を表 3-1-5-10 に、位置を図 3-1-5-5 にそれぞれ示す。

対象事業実施区域周辺では、北西側の中里町高根小金石にコナラの単木が生育している。

表 3-1-5-10 対象事業実施区域及びその周辺に生育する巨樹・巨木林一覧

No.	樹種	区分	所在地
1	コナラ	単木	中里町高根小金石
2	スギ	単木	車力村富菴権現伊豆神社
3	ケヤキ	単木	車力村富菴権現伊豆神社
4	クロマツ	単木	車力村富菴稲荷神社
5	クロマツ	単木	車力村豊富屏風山天満宮
6	イチョウ	単木	車力村牛瀉瀨上八幡宮
7	クロマツ	単木	車力村下牛瀹宗像神社
8	クロマツ	単木	車力村下牛瀹観音
9	アカマツ	単木	金木町金木芦野

出典：「第 4 回自然環境保全基礎調査 日本の巨樹・巨木林（北海道・東北版）」（平成 3 年 環境庁）



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  特定植物群落
-  巨樹・巨木

1:100,000



図中のNo. は表3-1-5-10に対応する。

出典：環境省「第2, 3, 5回自然環境保全基礎調査  
特定植物群落調査 GISデータ」  
環境省「第4, 6回自然環境保全基礎調査  
巨樹・巨木林調査 GISデータ」

図 3-1-5-5 重要な植物群落、巨樹・巨木位置

### (3) 生態系の状況

#### 1) 環境類型区分

対象事業実施区域及びその周辺の自然環境について、「自然環境のアセスメント技術(Ⅰ)」(平成 11 年 環境庁)、「青森県環境影響評価技術指針マニュアル」(平成 28 年 青森県)等に記載される手法に基づき、地形(図 3-1-4-1)、現存植生(図 3-1-5-4)等の状況を重ね合わせて類型化を行い、10 区分に分類した。環境類型区分の概要を表 3-1-5-11 に、環境類型区分図を図 3-1-5-6 にそれぞれ示す。

対象事業実施区域及びその周辺の地形は、大きく山地、台地・丘陵、平地の 3 つに区分できる。山地及び台地・丘陵には、ヒノキアスナロ群落やチシマザサブナ群落等の自然植生、ブナーミズナラ群落やカシワミズナラ群落等の二次林、スギ植林やカラマツ植林等の植林が広がっている。台地・丘陵に挟まれ南北に広がる平地は、ほぼ全域が水田雑草群落となっている。また、岩木川沿いには水域が広がり、その河原はヨシ群落に占められている。

表 3-1-5-11 環境類型区分の概要

環境類型区分	主な地形	主な土地利用	主な植生区分
① <平地> 農耕地	平地	農耕地(水田、畑)	水田雑草群落
② <平地> ヨシ帯	平地	河川敷	ヨシ群落
③ <台地・丘陵> 農耕地	台地・丘陵	農耕地(水田、畑)	水田雑草群落 畑地雑草群落
④ <台地・丘陵> 植林	台地・丘陵	人工針葉樹林	スギ植林
⑤ <台地・丘陵> 二次林	台地・丘陵	薪炭林	カシワミズナラ群落
⑥ <山地> 植林	山地	人工針葉樹林	スギ植林
⑦ <山地> 二次林	山地	薪炭林	ブナーミズナラ群落
⑧ <山地> 自然植生	山地	自然林	ヒノキアスナロ群落
⑨ 開放水域	開放水面	自然公園	—
⑩ その他	台地	住宅地	—

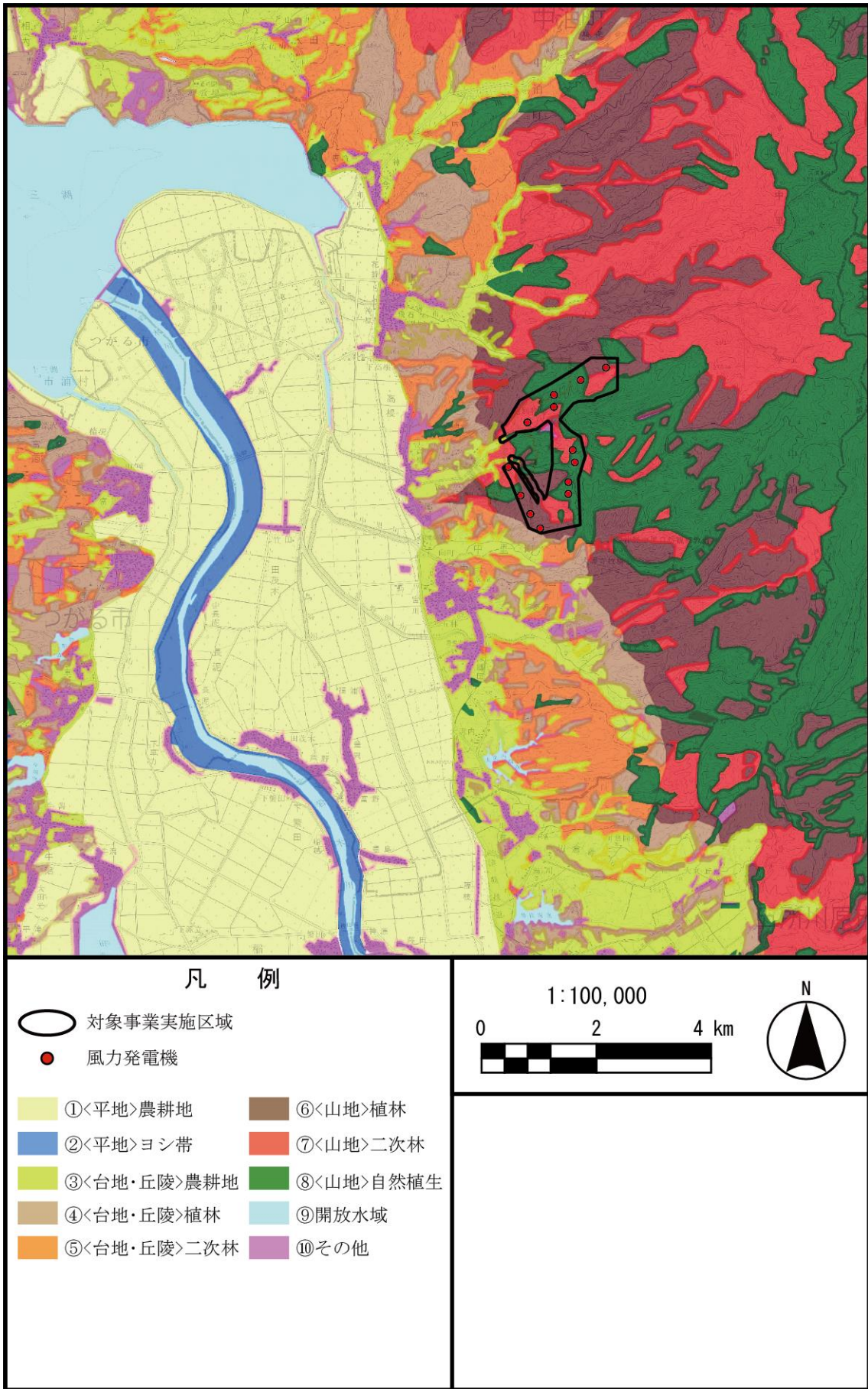


図 3-1-5-6 環境類型区分図

## 2) 生態系の概要

各環境類型区分に生息又は生育している代表的な動植物を表 3-1-5-12 に、各環境類型区分の食物連鎖模式図を図 3-1-5-7 にそれぞれ示す。また、各環境類型区分の概要を以下に示す。

### ① 〈平地〉農耕地

岩木川の氾濫原に広域的に分布している。生産者である植物は、オオバコやイネ科の植物が多く見られ、それらを直接消費する一次消費者として、バッタ類、チョウ類等の昆虫類、小型鳥類、ネズミ類が生息している。一次消費者は、シマヘビやタヌキ等の動物に消費される他、より高次消費者であるキツネ、ハヤブサ、チュウヒ等の餌となっていると考えられる。また、早春及び晩秋には、ガン・カモ類が水田で落穂等を採餌し、渡りの中継地として利用されている。

### ② 〈平地〉ヨシ帯

岩木川沿いの河原に帯状に分布している。植物はヨシ群落が大部分を占め、一次消費者として、チョウ類、ハエ類等の昆虫類、甲殻類、魚類等が生息している。一次消費者は、カエル類やサギ類等の動物に消費され、これらは更にイタチやハヤブサの餌となっていると考えられる。また、ヨシ群落は、オオセッカやオオヨシキリの繁殖地の他、チュウヒの営巣地として利用されている可能性が考えられる。

### ③ 〈台地・丘陵〉農耕地

台地・丘陵地が小渓流によって開析された谷部に分布している。生産者である植物は、イネ科が多く見られ、それらを直接消費する一次消費者として、バッタ類、チョウ類等の昆虫類、小型鳥類、ネズミ類が生息している。一次消費者は、タヌキ等の動物に消費される他、より高次消費者であるキツネ、フクロウ、ノスリ等の餌となっていると考えられる。

### ④ 〈台地・丘陵〉植林

台地・丘陵地の中で、比較的集落に近いなだらかな地形上に分布している。植物はスギ植林が大部分を占め、一次消費者として、カメムシ類、コウチュウ類が生息している。一次消費者は、カエル類やニホンカナヘビ等の動物に消費され、これらは更にタヌキやキツネの餌となっていると考えられる。また、スギ植林は、ハイタカやオオタカの営巣地として利用されている可能性が考えられる。

### ⑤ 〈台地・丘陵〉二次林

台地・丘陵地の中で、尾根部に多く分布している。植物はクリ、ミズナラ、カシワ等で主に薪炭林として利用されているが、現在は放置されている箇所も多いと考えられる。一次消費者として、カメムシ類、チョウ類、ハチ類等の昆虫類、ネズミ類が生息している。一次消費者は、ヤマカガシやカエル類の餌となり、これらは更にテン等の動物に消費されているものと考えられる。また、高次消費者としてハイタカ、オオタカが、キジバトや小型鳥類等を餌としている他、ハチクマがハチ類を餌としていると考えられる。

## ⑥ 〈山地〉植林

山地の中で、沢に近い低地から中腹にかけての斜面上に分布し、対象事業実施区域内にも分布している。植物はスギ植林が大部分を占め、一次消費者として、カメムシ類、コウチュウ類が生息している。一次消費者は、カエル類等に消費され、これらは更にシマヘビの餌となり、シマヘビは昆虫類等を餌とするカラ類とともにハイタカ、オオタカ、ハチクマの餌となっていると考えられる。また、スギ植林は、ハイタカやオオタカの営巣地として利用されている可能性が考えられる。

## ⑦ 〈山地〉二次林

山地の中で、斜面から尾根部に多く分布し、対象事業実施区域内にも分布している。植物はブナ、ミズナラ等の広葉樹で主に薪炭林として利用されているが、保安林指定されている箇所もある。一次消費者として、カメムシ類、チョウ類、ガ類等の昆虫類、ネズミ類が生息している。一次消費者は、モリアオガエル、タゴガエルの餌となり、これらは更にシマヘビ、ニホンマムシに消費されているものと考えられる。また、ヨタカやコウモリ類も昆虫類を餌としている。高次消費者としてクマタカがノウサギ、ヤマドリ等を餌としていると考えられる。

## ⑧ 〈山地〉自然植生

山地の中で、比較的急傾斜地に多く分布し、対象事業実施区域内にも分布している。植物はヒノキアスナロ群落の自然林で、多くは保安林指定されている。一次消費者として、カメムシ類、チョウ類、ガ類等の昆虫類、ネズミ類が生息している。昆虫類は、サンショウウオ類の餌となり、更に植物とともに雑食性のニホンザルに消費されているものと考えられる。高次消費者としてクマタカがノウサギ、ヤマドリ等を餌としていると考えられる。また、ヒノキアスナロ群落は、クマタカの営巣地として利用されている可能性が考えられる。

## ⑨ 開放水域

十三湖、岩木川、台地・丘陵地末端部付近のため池に分布している。一次消費者としてチョウ類、ハエ類の昆虫類の他、藻類等を餌とする魚類が生息している。チョウ類、ハエ類は、トンボ類やニホンアマガエルの餌となり、トンボ類は更にサンショウウオ類の餌となっていると考えられる。魚類は、カンムリカイツブリの他、ミサゴの餌となっており、マコモ等を餌とするガン・カモ類が、オジロワシやオオワシの餌となっていると考えられる。

## ⑩ その他

台地・丘陵地の末端部付近や岩木川沿いに分布し、主に住宅地として利用されている。一次消費者としてチョウ類、ハエ類の昆虫類の他、ネズミ類、小型鳥類が生息している。また、昆虫類は小型鳥類の餌になっていると考えられる。

表 3-1-5-12 各環境類型区分の代表的な動植物

環境類型区分		植物 (生産者)	動物 (消費者)
平地	農耕地	オオバコ、カモガヤ、イヌビエ、イネ等	哺乳類：ネズミ類、タヌキ、キツネ 鳥類：ガン・カモ類、ハクチョウ類、ハヤブサ、スズメ、カワラヒワ 両生・爬虫類：カエル類、シマヘビ 昆虫類：バッタ類、チョウ類
	ヨシ帯	カワヤナギ、オギ、ススキ、ヨシ等、藻類	哺乳類：ネズミ類、イタチ 鳥類：サギ類、チュウヒ、オオセッカ、オオヨシキリ 両生・爬虫類：カエル類、シマヘビ 昆虫類：トンボ類、チョウ類、ハエ類 魚類 底生動物：甲殻類
台地・丘陵	農耕地	イタドリ、スベリヒユ、オオバコ、カモガヤ、ススキ等	哺乳類：ネズミ類、タヌキ、キツネ 鳥類：サギ類、ノスリ、フクロウ、ムクドリ、スズメ、カワラヒワ、ホオジロ 両生・爬虫類：カエル類、ニホンカナヘビ 昆虫類：トンボ類、バッタ類、チョウ類
	植林	ミゾシダ、クサソテツ、スギ、クリ、ノリウツギ、アオキ等	哺乳類：ムササビ 鳥類：キジバト、ハイタカ、オオタカ、ノスリ、モズ、ツバメ、ムクドリ 両生・爬虫類：カエル類、ニホンカナヘビ 昆虫類：カメムシ類、コウチュウ類
	二次林	クリ、ミズナラ、カシワ、コナラ、ノイバラ、ツタウルシ等	哺乳類：ネズミ類、ムササビ、テン、アナグマ 鳥類：キジバト、ハチクマ、ハイタカ、オオタカ、ノスリ、カラ類 両生・爬虫類：カエル類、ヤマカガシ 昆虫類：カメムシ類、チョウ類、ガ類、コウチュウ類、ハチ類
山地	植林	ミゾシダ、クサソテツ、スギ、ミツバアケビ、ノリウツギ等	哺乳類：ムササビ 鳥類：ハチクマ、ハイタカ、オオタカ、カラ類 両生・爬虫類：モリアオガエル、シマヘビ、ニホンマムシ 昆虫類：カメムシ類、コウチュウ類
	二次林	ブナ、ミズナラ、カスミザクラ、ツタウルシ、エゾイタヤ、キブシ等	哺乳類：ネズミ類、コウモリ類、ニホンザル、ノウサギ 鳥類：ヤマドリ、アオバト、ヨタカ、ハチクマ、ハイタカ、オオタカ、クマタカ 両生・爬虫類：サンショウウオ類、タゴガエル、モリアオガエル、シマヘビ、ニホンマムシ 昆虫類：カメムシ類、チョウ類、ガ類、コウチュウ類
	自然植生	ヒノキアスナロ、ブナ、ミズナラ、エゾイタヤ、チシマザサ等	哺乳類：ネズミ類、コウモリ類、ニホンザル、ノウサギ、カモシカ 鳥類：ヤマドリ、アオバト、クマタカ 両生・爬虫類：サンショウウオ類、ニホンマムシ 昆虫類：カメムシ類、チョウ類、ガ類、コウチュウ類、ハチ類
開放水域	ヒツジグサ、ヒシ、ホンバミズヒキモ、マコモ等	鳥類：ガン・カモ類、カンムリカイツブリ、ミサゴ、オジロワシ、オオワシ 両生・爬虫類：サンショウウオ類、ニホンアマガエル 昆虫類：トンボ類、チョウ類、ハエ類 魚類	
その他	シロツメクサ、ヨモギ、セイヨウタンポポ等	哺乳類：ネズミ類 鳥類：スズメ、カワラヒワ 昆虫類：チョウ類、ハエ類	



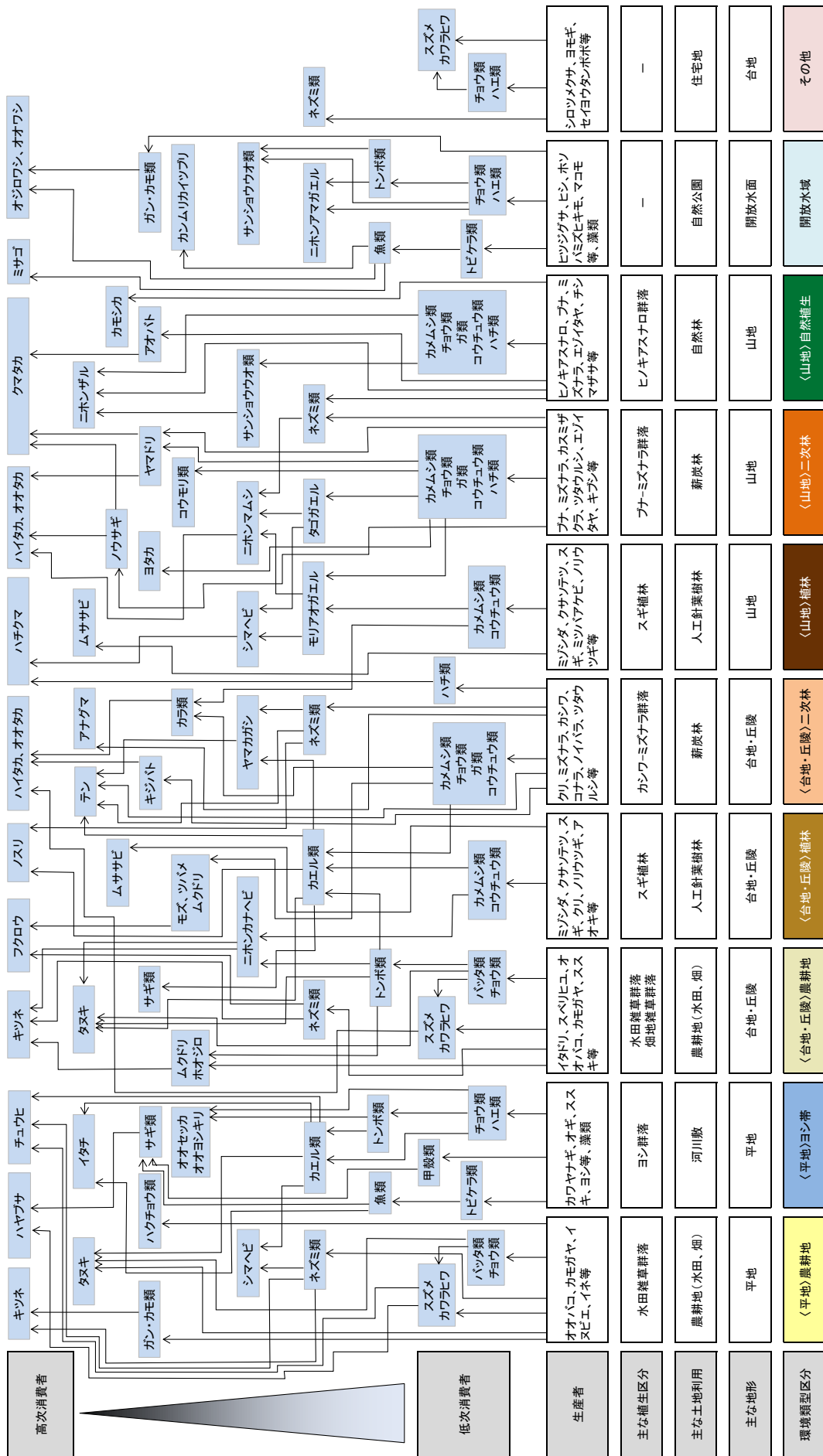


図 3-1-5-7 対象事業実施区域及びその周辺の食物連鎖模式図

#### (4) 重要な自然環境のまとまりの場

対象事業実施区域及びその周辺の「重要な自然環境のまとまりの場」について、「計画段階配慮手続に係る技術ガイド(平成 25 年 環境省)」に基づき抽出した結果を、表 3-1-5-13 及び図 3-1-5-8 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には重要な自然環境のまとまりの場として、植生自然度の高い植生、特定植物群落、天然記念物、保安林、鳥獣保護区、巨樹・巨木林が分布している。

対象事業実施区域内には植生自然度の高い植生及び保安林が一部含まれている。

表 3-1-5-13 重要な自然環境のまとまりの場

抽出の区分	重要な自然環境のまとまりの場の抽出結果
環境影響を受けやすい場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植生自然度の高い樹林、湿原、湧水、藻場、干潟、自然海岸等の人為的な改変をほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息・生育の場</li> <li>・運河、内湾等の閉鎖性水域 等</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植生自然度の高い樹林：12群落 (ササ自然草原、チシマザササブナ群団、エゾイタヤシナノキ群落、ヒノキアスナロ群落、ジュウモンジシダサワグルミ群落、ヤナギ低木群落、ハンノキヤチダモ群落、自然低木群落、ブナミズナラ群落、カシワミズナラ群落、ヨシクラス、塩沼地植生)</li> <li>・特定植物群落 1：袴腰岳の風衝地植物群落 2：車力のクロマツ林</li> </ul>
環境保全の観点から法令等により指定された場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財保護法に基づき指定された天然保護区域</li> <li>・自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）の区域</li> <li>・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域</li> <li>・緑地保全地区（都市緑地保全法）</li> <li>・鳥獣保護区、ラムサール条約に基づく登録簿に掲載された湿地</li> <li>・保安林等の地域において重要な機能を有する自然環境 等</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町村の天然記念物 イ：山王坊遺跡 ロ：中里城遺跡 ハ：十三湖の白鳥 ニ：大沢内溜池ナラの木</li> <li>・保安林</li> <li>・鳥獣保護区 ホ：十三湖 ヘ：市浦 ト：岩木川河口 チ：田光沼 リ：芦野</li> <li>・自然公園地域 ヌ：津軽国定公園 ル：芦野池沼群県立自然公園</li> </ul>
法令等により指定されていないが地域により注目されている場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里地里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等）並びに河川沿いの氾濫原の湿地帯及び河畔林等のうち、減少又は劣化しつつある自然環境</li> <li>・都市に残存する樹林地及び緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等）並びに水辺地等のうち、地域を特徴づける重要な自然環境</li> <li>・地域で認められている魚類の産卵場等である浅海域 等</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巨樹・巨木林 A：コナラ B：スギ C：ケヤキ D：クロマツ E：クロマツ F：イチヨウ G：クロマツ H：クロマツ I：アカマツ</li> </ul>

注：表中の記号及び番号は図 3-1-5-8 の記号及び番号に対応する。

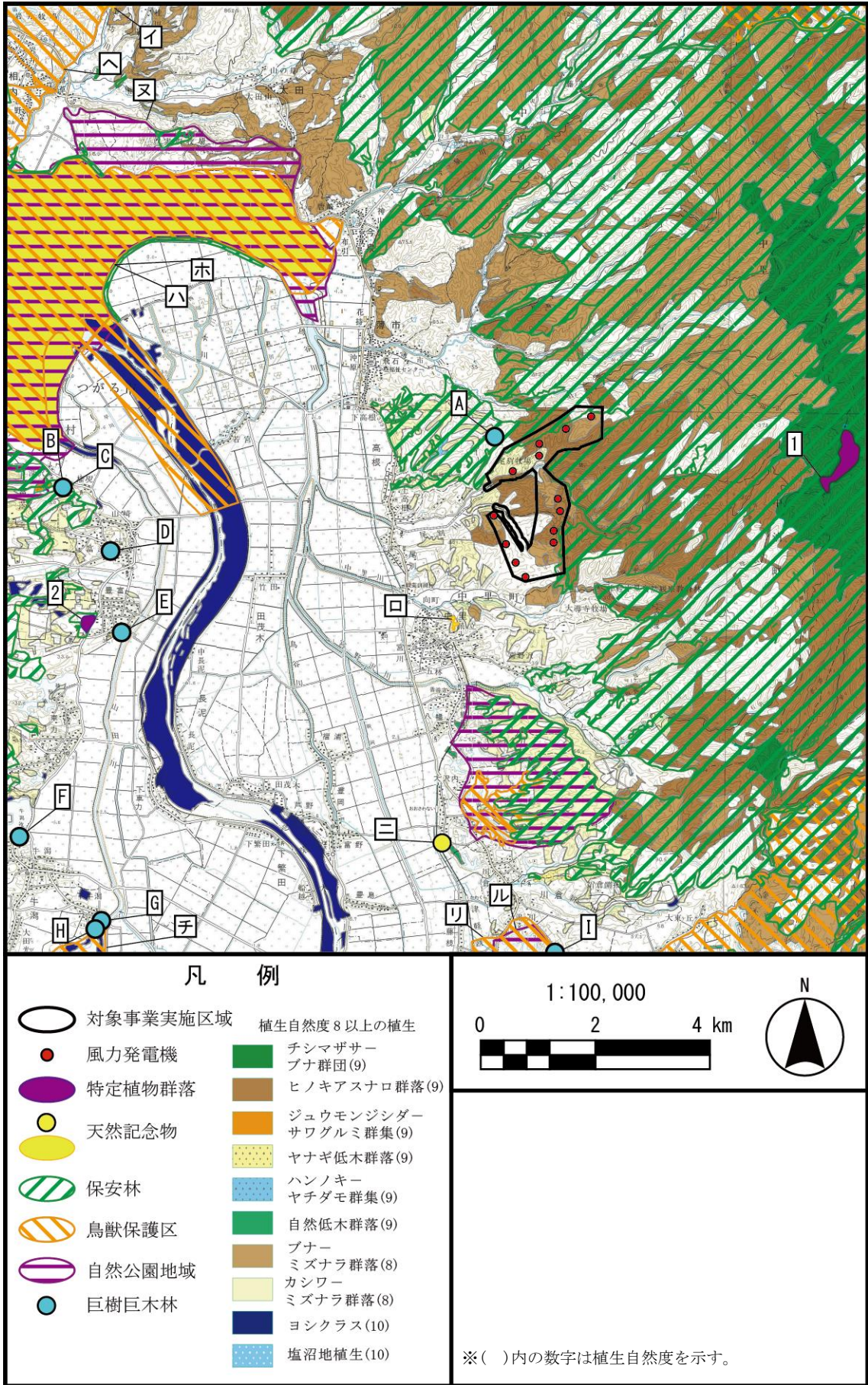


図 3-1-5-8 重要な自然環境のまとまりの場

### (5) 注目種の選定

対象事業実施区域及びその周辺の注目種として、環境類型区分別に「上位性」、「典型性」、「特殊性」の観点から注目種の抽出を行った。「上位性」では生態系を形成する生物群集において栄養段階の上位に位置する種を、「典型性」では生態系の中で重要な機能的役割をもつ種や生物群集の多様性を特徴づける種を、「特殊性」では特殊な環境を特徴づける種や比較的小規模で周囲にはみられない環境を特徴づける種を抽出対象とした。注目種の抽出結果一覧を表 3-1-5-14 に示す。

表 3-1-5-14 注目種の抽出結果一覧

環境類型区分		上位性	典型性	特殊性
平地	農耕地	ハヤブサ	植生：水田雑草群落 動物：カワラヒワ、トノサマガエル、 アキアカネ、コバネイナゴ	—
	ヨシ帯	チュウヒ	植生：ヨシ群落 動物：オオヨシキリ、ツバメ、アオヤンマ	オオセッカ
台地・ 丘陵	農耕地	キツネ	植生：水田雑草群落、畑地雑草群落 動物：ハタネズミ、ムクドリ、ホオジロ、 ニホンカナヘビ、ベニシジミ	—
	植林	ノスリ	植物：スギ植林 動物：アカネズミ、コゲラ、ニホンカナヘビ	—
	二次林	ノスリ	植物：カシワミズナラ群落 動物：アカネズミ、ヤマガラ、 ヤマアカガエル、ミヤマクワガタ	—
山地	植林	オオタカ	植生：スギ植林 動物：ノウサギ、ヤマガラ、コゲラ	—
	二次林	オオタカ	植生：ブナミズナラ群落 動物：ニホンザル、ゴジュウカラ	—
	自然植生	クマタカ	植生：ヒノキアスナロ群落、 チシマザサブナ群落 動物：ノウサギ、カモシカ、ヤマドリ	—
開放水域		ミサゴ	動物：カルガモ、ワカサギ、ウグイ、 ヤマトシジミ（貝類）	—
その他		—	動物：スズメ、カワラヒワ	—

### 3-1-6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

#### (1) 景観の状況

「地域別景観特性ガイドプラン」(平成9年3月 青森県)によれば、対象事業実施区域及び周辺地域は「津軽平野北部景域」に含まれ、その概要は「東側を低い山並みの連なる津軽山地、西側を直線的な七里長浜海岸に沿った屏風山砂丘に挟まれ、岩木川を軸に広大な水田景観が形成されている。また、岩木川河口部には十三湖のおだやかな景観が広がる」と表現されている。津軽平野北部景域の景観特性を表3-1-6-1に示す。

対象事業実施区域及び周辺地域はⅠ及びⅡの区域に該当する地域に位置し、Ⅲ、Ⅳの区域と隣接あるいは対面する区域に位置している。

津軽平野北部景域の主な眺望点と自然景観資源一覧を表3-1-6-2に、位置を図3-1-6-1にそれぞれ示す。

表 3-1-6-1 津軽平野北部景域の景観特性

区域	景 観 特 性
Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> <li>景域の中央に広がる広大な津軽平野には、大規模集約的な水田が展開し、極めて平坦な水平基調の強い田園景観が形成されている。また、平坦な景観に突出する岩木山はランドマークとして平野の全域から視認される。</li> <li>岩木川をはじめとする平野を南北に貫流する河川、用水路は、面的な広がりを持つ眺望に明確な方向感を与える軸となるほか、堤防上や橋梁上等の微高地は、立体感に乏しい景観に変化を与えると同時に、それ自身周囲を見渡す眺望点となる。</li> <li>平野に点在する帯状の自然堤防上を中心とした道路沿いには、防風林が形成された列状の農村集落が断続し、単調な水田の景観に変化を与えると同時に、眺望上の目標となる。</li> <li>なお、集落を構成する家屋は伝統的な構造、意匠を持つものが多く残存する。</li> </ul>
Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> <li>平野の東側には、ゆるやかに起伏する津軽山地が低く連なり、平野からの仰角の浅いスカイライン、あるいは緑の背景として遠望される。</li> </ul>
Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> <li>平野の北端にあたる岩木川の河口には、おだやかな十三湖が広がり、周囲の砂丘や平野、低く連なる山地が、低く水平基調の緑の背景をなしている。</li> </ul>
Ⅳ	<ul style="list-style-type: none"> <li>平野の西側には、日本海に面した直線的な七里長浜海岸を伴う広大な屏風山砂丘が連なる。砂丘の大部分は発達した防風林に被われ、ゆるやかに起伏する水平に近いスカイラインを形成すると同時に、内陸部の一部は、平野からの視覚的境界となっている。</li> <li>一部には、自然性の高い植生を有する湿原等の砂丘地特有の優れた自然景観が形成されている。</li> </ul>

出典：「地域別景観特性ガイドプラン」(平成9年 青森県)

表 3-1-6-2 対象事業実施区域周辺の主な眺望点及び自然景観資源一覧

No.	区分	資源名	概要
1	眺望点	津軽中里 自然観察教育林	中泊町の中里地区にある親水公園、森林の中の遊歩道、滝等の自然に触れ合う場所。
2		中里城跡史跡公園	田園風景や市街地を見下ろせるとともに、岩木山や屏風山、権現崎などを遠望できる。青森県景観条例第 21 条に基づく「ふるさと眺望点」に指定されている。
3		中泊町森林公園・運動公園	森林公園は 4km の遊歩道の他、ふれあいセンター、コテージなどの休憩・宿泊施設がある。隣接している運動公園には、野球場やテニスコートなども整備されている。
4		ゆとりの駐車帯 (奈良屋前)	国道 339 号今泉のゆとりの駐車帯で津軽国定公園の十三湖の東端に位置する。澄み切った青空の時は約 40km 離れた岩木山が眺望される。
5		七平展望台	眺望点は津軽国定公園の第 2 種特別地域内にあり、中泊の田園地帯及び十三湖、岩木山、日本海が一望される。
6		道の駅 十三湖高原展望台	眺望点は津軽国定公園の第 3 種特別地域内にあり、牧草地や樹林地、十三湖と中泊の田園地帯、岩木山が眺望される。
7		栗山展望台 (呑龍岳展望台)	眺望点は津軽国定公園の第 3 種特別地域の海岸砂丘内にあり、日本海、十三湖、西部山地が一望される。
8	生活の場	中泊町中央公民館	中里集落等の地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所。
9		中泊町総合文化センター 「パルナス」	中里集落等の地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所。
10		中泊町特産物直売所 「ピュア」	農産物等の産地直売品を納入、購入等で地域住民等が利用する日常生活上慣れ親しんでいる場所。
11	集落	周辺集落 (深郷田：深郷田駅)	津軽鉄道の深郷田駅周辺の深郷田集落の人々が日常生活する場所。
12		周辺集落 (尾別)	尾別集落の人々が日常生活する場所。
13		周辺集落 (薄市：中里高校)	薄市集落の人々が日常生活する場所。
14		周辺集落 (竹田)	竹田集落の人々が日常生活する場所。
15		周辺集落 (田茂木)	田茂木集落の人々が日常生活する場所。
16	自然景観資源	岩木川	津軽平野を南北に貫流している一級河川で、十三湖との合流部付近にはヨシ帯が広がっている。
17		十三湖	岩木川の河口部に広がる津軽平野最大の湖。シジミで全国的に有名である。
18		相内段丘	過去の海面に対応して形成された階段状の台地(段丘)地形。かつては海面近くにあり、波浪の侵食作用により形成されたものである。
19		金木段丘	
20		十三湖の白鳥	オオハクチョウの渡来地として知られ、「十三湖の白鳥」として県の天然記念物指定を受けている。
21		芦野公園の桜	津軽半島随一の桜の名所で「日本の桜名所百選」にも選定されている。

注：景観資源は、自然景観資源のみ抜粋。

出典：「地域別景観特性ガイドプラン」(平成 9 年 青森県)

青森県ホームページ「ふるさと眺望点(西北五地区)」

第 3 回自然環境保全基礎調査「青森県自然環境情報図」(平成元年 環境庁)

青森県、中泊町、五所川原市「観光案内資料」

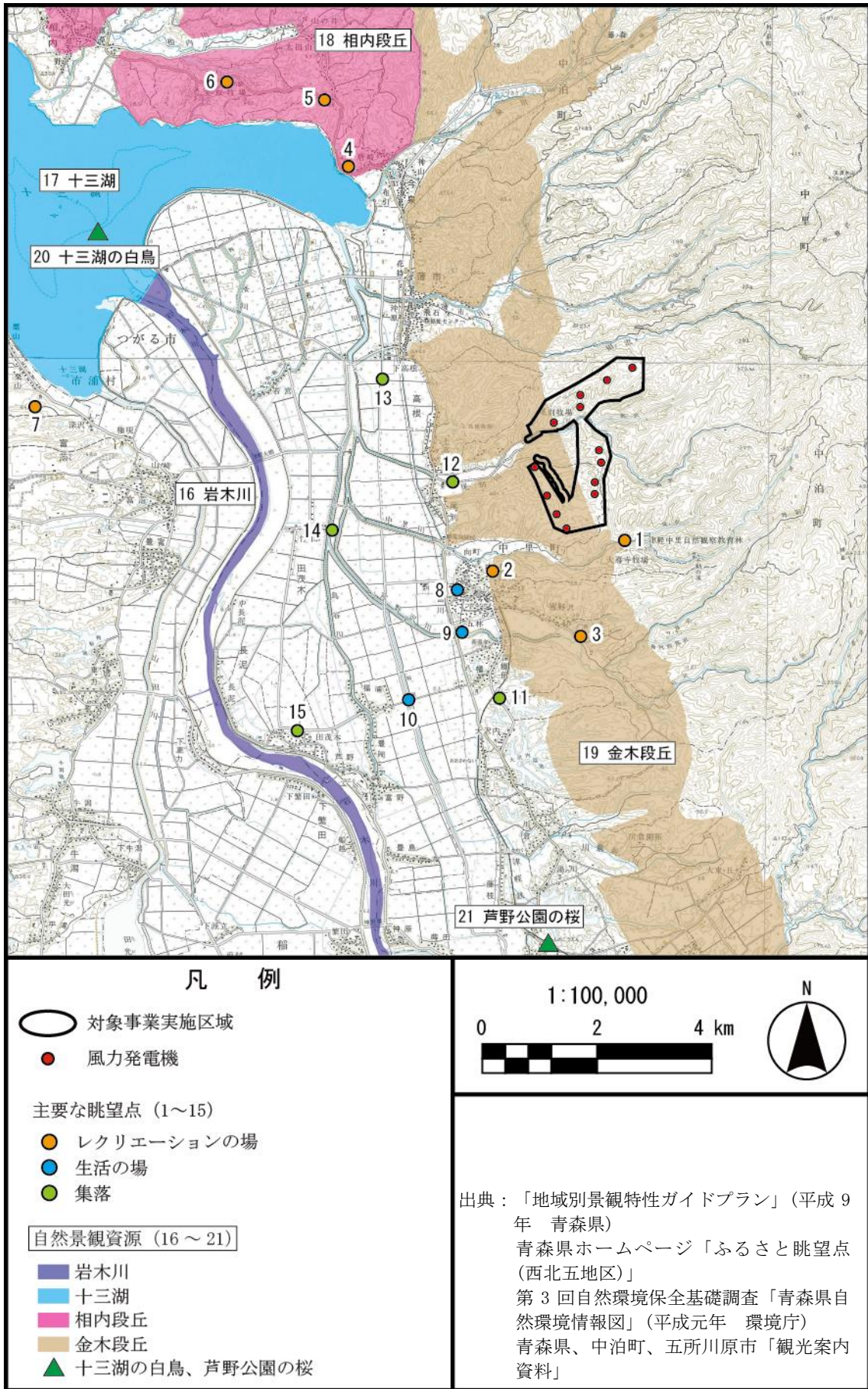


図 3-1-6-1 主な眺望点及び自然景観資源

## (2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周辺における「人と自然との触れ合いの活動の場」としては、津軽中里自然観察教育林や不動の滝、中泊町森林公園・運動公園などがある。これらの「人と自然との触れ合いの活動の場」の概要を表 3-1-6-3 に、位置を図 3-1-6-2 にそれぞれ示す。

表 3-1-6-3 人と自然との触れ合いの活動の場一覧

No.	名称	概要
1	滝ノ沢ふるさと砂防愛ランド	親水公園で小規模のキャンプ施設で釣り、ホテル観賞、天体観察・星空観察などができる。また、自然観察教育林内の川沿いには遊歩道が整備され、鎌倉時代に山伏の荒行場だったと伝えられる「不動の滝」まで徒歩約 20 分で、四季折々の美しいたたずまいが見られる。
2	津軽中里自然観察教育林	
3	不動の滝	
4	中泊町森林公園・運動公園	森林公園は、多目的施設「ふれあいセンター」、4 棟のコテージ、バーベキュー広場、林間遊歩道で構成された自然体験施設である。「ふれあいセンター」は、ホールや宿泊室、浴室が完備され、ヒバ造りのコテージは、4～8 名が宿泊でき、木造の浴室や寝室、キッチン・調理器具等も完備している。隣接している中泊町運動公園には、野球場、陸上競技場、テニスコート、多目的広場なども整備されている。
5	大沢内ため池	昭和 33 年に芦野池沼群県立自然公園に指定され、昭和 58 年の一部変更を経て、現在は中泊町の大沢内ため池と五所川原市の藤枝ため池(芦野湖)の周辺、612ha が公園に指定されている。通常、県立自然公園は、良好な景観を持つ山地や海岸地域が中心となっているが、芦野池沼群のように平地でしかも人工のため池を中心にするという例はそう多くない。このため池の水により、水辺・水生植物群落が極めて良好な状態にあることは、学術上も貴重である。また、大沢内ため池では、ため池を餌場とするサギやキジ等を多く見かけることができる。また、湧きつぼ遊歩道を歩いていくと「平成の名水百選」に選定された湧きつぼがある。
6	芦野公園	芦野公園は、日本さくら名所 100 選に選ばれ、1500 本の桜と、老松が湖畔に広がる自然公園。太宰治の文学碑や像があり、他に児童動物園やオートキャンプ場などがあり、地域の人々の行楽地として親しまれている。
7	東北自然歩道：太宰治と名水と池沼群をめぐるみち	津軽半島の桜の名所である藤枝ため池(芦野湖)や、恐山と共にイタコで知られる川倉賽の河原、緑の中の金木町運動公園、牧草茂る丘陵、広大な田園風景などといった変化に富んだ散策を楽しめるみちである。
8	東北自然歩道：高山稲荷と七里長浜のみち	五穀豊穰・商売繁盛・海上安全の神を奉る高山稲荷神社と、太公望で賑わう七里長浜を通るみちである。
9	十三湖岸公園	十三湖岸公園は、十三湖から吹き上げてくる強い西風と潮風から農作物を守るために植林された保安林内に作られたもので、遊歩道、芝生広場、木製ベンチが整備されている。
10	道の駅十三湖高原	十三湖を望む高台にある道の駅で、土産や産直品を販売している。施設外には展望台や遊具、林間遊歩道が設置されている。

出典：中泊町、五所川原市ホームページ、青森県ホームページ、青森県観光サイト アプティネット、津軽なびホームページ、全国観光情報サイト 全国観るなび、NATS 自然大好きクラブ（東北自然歩道 青森県）等（閲覧日：令和元年 11 月）



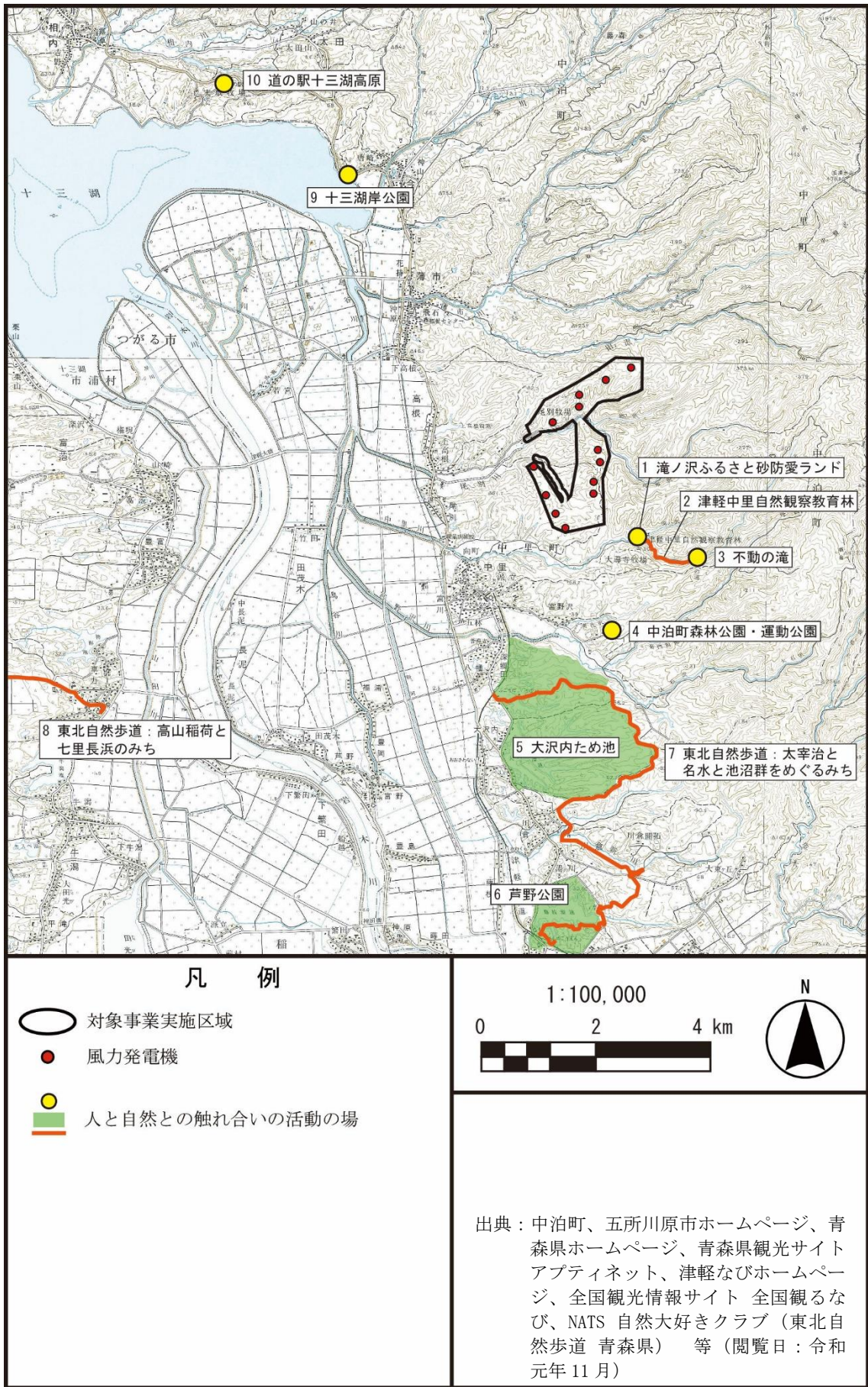


図 3-1-6-2 人と自然との触れ合いの活動の場

### 3-1-7 一般環境中の放射性物質の状況

#### (1) 空間放射線量率の状況

対象事業実施区域は津軽半島西部、青森県北津軽郡中泊町の東部の森林地域に位置しており、対象事業実施区域の南側約 19km に位置する五所川原市役所において、青森県による空間放射線量率のモニタリングが行われている。測定位置を図 3-1-7-1 に示す。測定結果によると、平成 30 年度（平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月）における空間放射線量率は 24～60nGy/h の範囲にあり、平均 35nGy/h である。

※環境放射線モニタリング指針（原子力安全委員会）に基づき、1[μGy/h]（マイクログレイ毎時）＝1[μSv/h]（マイクロシーベルト毎時）として換算することができる。

出典 1：青森県ホームページ「青森県テレメータシステムによる空間放射線のリアルタイム表示」（閲覧日：令和元年 11 月）

出典 2：原子力規制委員会ホームページ「放射線モニタリング情報 全国及び福島県の空間線量測定結果」（閲覧日：令和元年 12 月）

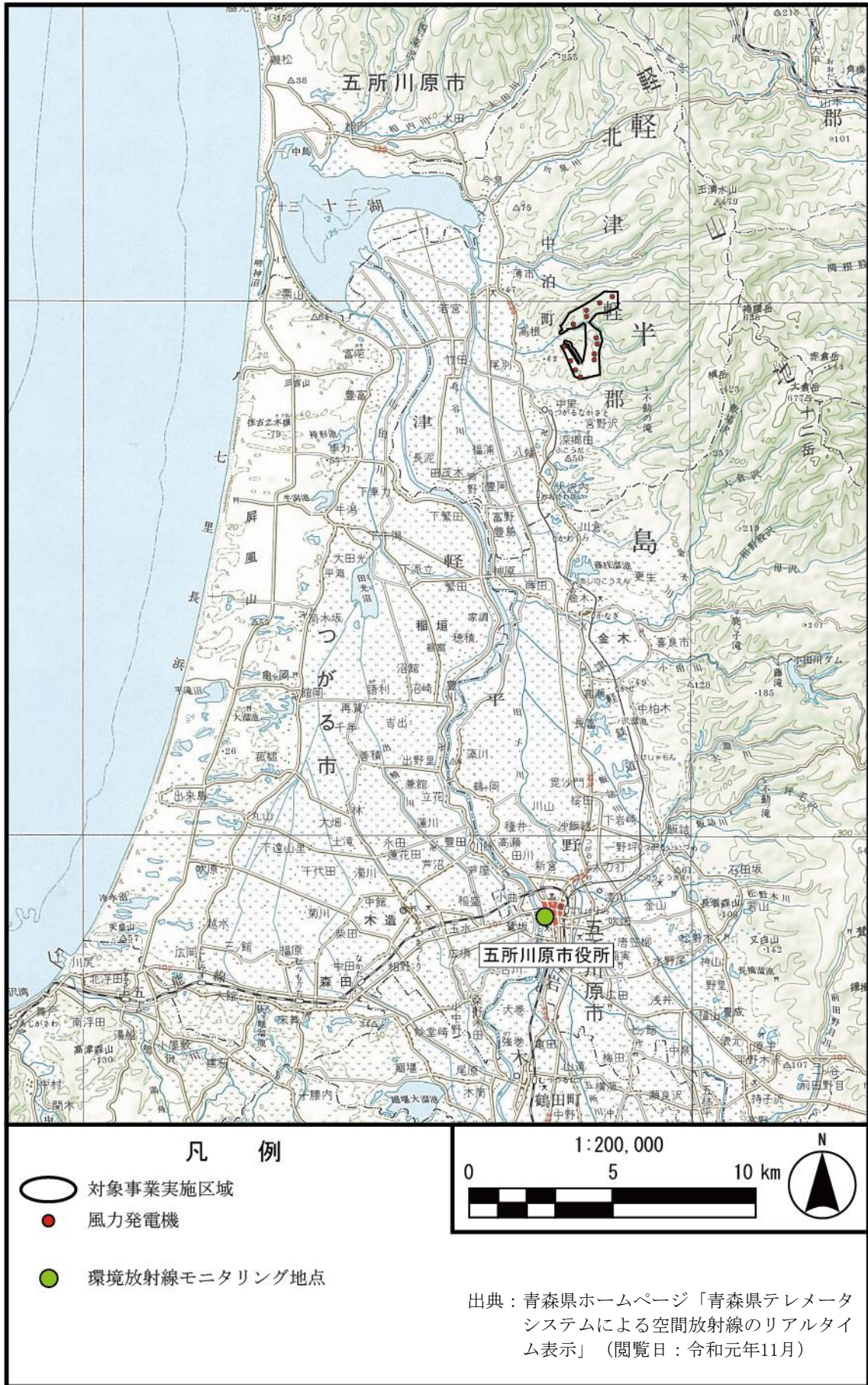


図 3-1-7-1 空間放射線測定地点

### 3-2 社会的状況

#### 3-2-1 人口及び産業の状況

##### (1) 人口の状況

対象事業実施区域が位置する中泊町と、中泊町に隣接するつがる市及び五所川原市における過去5年間(平成26年度～平成30年度)の人口及び世帯数の推移を、表3-2-1-1及び図3-2-1-1にそれぞれ示す。

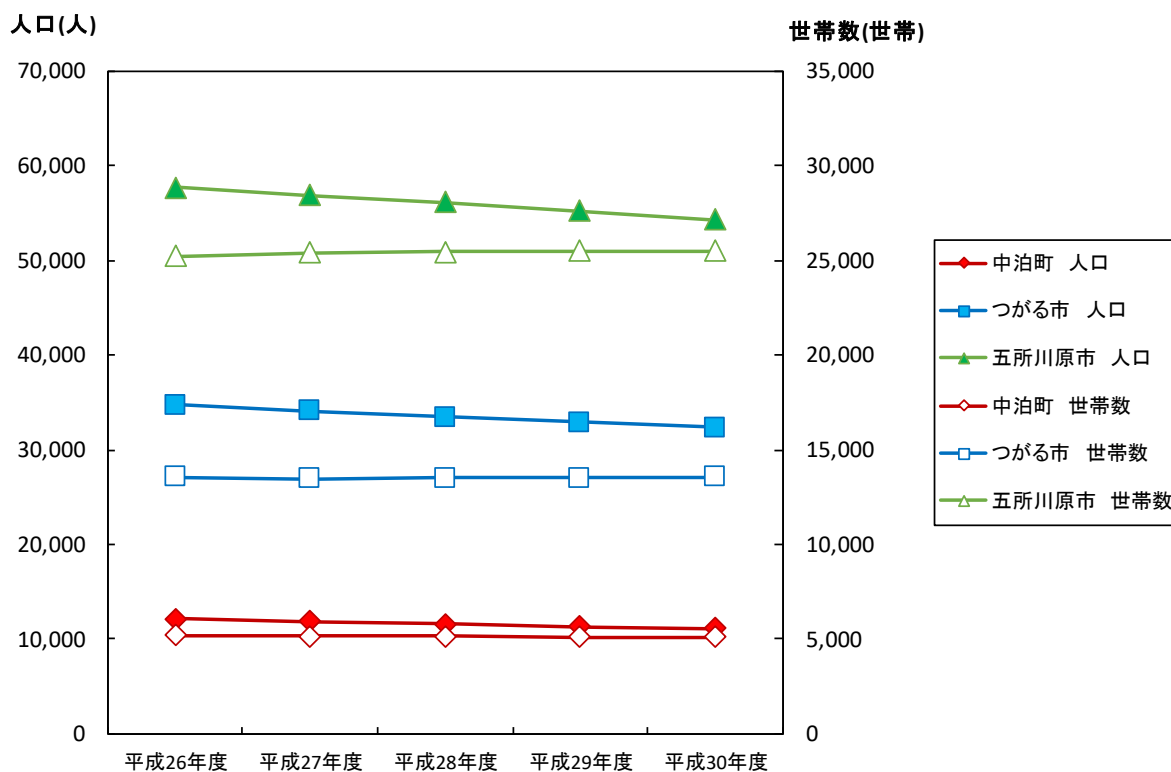
いずれの市町でも人口は減少傾向を示しているが、世帯数は横ばい状態あるいは微増傾向にある。

表 3-2-1-1 人口及び世帯数の推移

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
中泊町	人 口	12,100	11,822	11,571	11,302	11,068
	世帯数	5,181	5,136	5,134	5,124	5,124
つがる市	人 口	34,739	34,101	33,468	32,911	32,343
	世帯数	13,568	13,519	13,526	13,521	13,558
五所川原市	人 口	57,737	56,893	56,149	55,276	54,316
	世帯数	25,246	25,394	25,462	25,513	25,509

注：各年度の3月末の人口及び世帯数(翌年4月1日現在の値。なお、外国人を含む。)

出典：青森県ホームページ「青森県統計データランド 住民基本台帳月報」(閲覧日：令和元年11月)



出典：青森県ホームページ「青森県統計データランド 住民基本台帳月報」(閲覧日：令和元年11月)

図 3-2-1-1 人口及び世帯数の推移

## (2) 産業の状況

対象事業実施区域が位置する中泊町及び隣接するつがる市、五所川原市における産業別就業者数を表 3-2-1-2 及び図 3-2-1-2 に示す。

中泊町、つがる市は就業者数が減少しており、産業別にみてもすべての産業で就業者数は減少している。

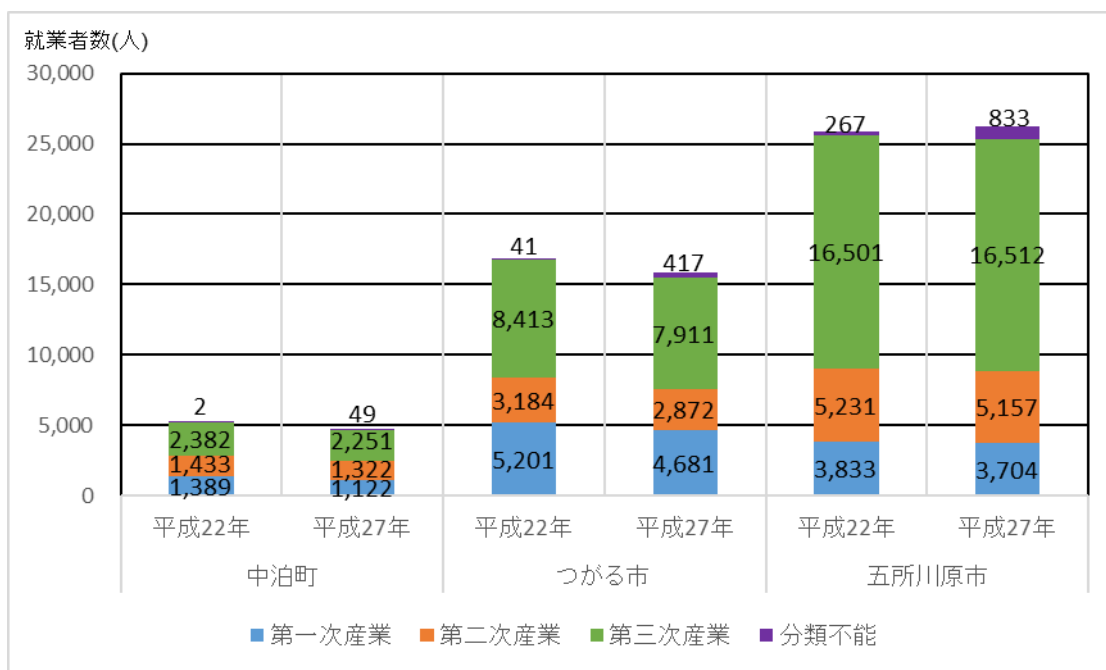
表 3-2-1-2 産業別就業者数

(各年 10 月 1 日現在)

分類	地域	中泊町				つがる市				五所川原市			
		平成 22 年		平成 27 年		平成 22 年		平成 27 年		平成 22 年		平成 27 年	
		就業者 (人)	割合 (%)	就業者 (人)	割合 (%)	就業者 (人)	割合 (%)	就業者 (人)	割合 (%)	就業者 (人)	割合 (%)	就業者 (人)	割合 (%)
第一次産業	農業	1,058	20.3	850	17.9	5,083	30.2	4,544	28.6	3,607	14.0	3,442	13.1
	林業	41	0.8	35	0.7	16	0.1	20	0.1	62	0.2	77	0.3
	漁業	290	5.6	237	5.0	102	0.6	117	0.7	164	0.6	185	0.7
	小計	1,389	26.7	1,122	23.7	5,201	30.9	4,681	29.5	3,833	14.8	3,704	14.1
第二次産業	鉱業,採石業,砂利採取業	1	0.0	4	0.1	11	0.1	6	0.0	17	0.1	11	0.0
	建設業	964	18.5	887	18.7	1,725	10.2	1,622	10.2	2,822	10.9	2,843	10.8
	製造業	468	9.0	431	9.1	1,448	8.6	1,244	7.8	2,392	9.3	2,303	8.8
	小計	1,433	27.5	1,322	27.9	3,184	18.9	2,872	18.1	5,231	20.3	5,157	19.7
第三次産業	電気・ガス・ 熱供給・水道業	10	0.2	14	0.3	40	0.2	39	0.2	102	0.4	108	0.4
	情報通信業	1	0.0	5	0.1	23	0.1	28	0.2	87	0.3	102	0.4
	運輸業,郵便業	193	3.7	154	3.2	385	2.3	365	2.3	872	3.4	838	3.2
	卸売業,小売業	575	11.0	534	11.3	2,300	13.7	2,017	12.7	4,339	16.8	4,098	15.6
	金融業,保険業	72	1.4	45	0.9	201	1.2	165	1.0	469	1.8	427	1.6
	不動産業,物品賃貸業	10	0.2	15	0.3	73	0.4	54	0.3	219	0.8	258	1.0
	学術研究, 専門・技術サービス業	28	0.5	20	0.4	146	0.9	114	0.7	392	1.5	376	1.4
	宿泊業, 飲食サービス業	150	2.9	157	3.3	628	3.7	529	3.3	1,360	5.3	1,266	4.8
	生活関連サービス業, 娯楽業	156	3.0	134	2.8	602	3.6	507	3.2	1,122	4.3	1,051	4.0
	教育, 学習支援業	92	1.8	102	2.2	418	2.5	406	2.6	1,238	4.8	1,255	4.8
	医療, 福祉	597	11.5	579	12.2	1,788	10.6	1,916	12.1	3,514	13.6	3,840	14.7
	複合サービス業	103	2.0	109	2.3	295	1.8	292	1.8	307	1.2	354	1.4
	サービス業(他に分類 されないもの)	196	3.8	193	4.1	664	3.9	727	4.6	1,330	5.1	1,466	5.6
	公務(他に分類 されるものを除く)	199	3.8	190	4.0	850	5.0	752	4.7	1,150	4.5	1,073	4.1
小計	2,382	45.8	2,251	47.4	8,413	50.0	7,911	49.8	16,501	63.9	16,512	63.0	
分類不能の職業	2	0.0	49	1.0	41	0.2	417	2.6	267	1.0	833	3.2	
合計	5,206	100.0	4,744	100.0	16,839	100.0	15,881	100.0	25,832	100.0	26,206	100.0	

注：割合(%)については、四捨五入により個々の割合の合算値と合計が一致しない場合がある。

出典：総務省「平成 22 年国勢調査」「平成 27 年国勢調査」



出典：総務省「平成22年国勢調査」「平成27年国勢調査」

図 3-2-1-2 産業別就業者数割合

### 3-2-2 土地利用の状況

#### (1) 土地利用の状況

青森県及び関係市町の地目別面積の状況を表 3-2-2-1 に示す。

青森県全体では山林の比率が最も高いが、対象事業実施区域のある中泊町では雑種地の比率が最も高くなっている。

表 3-2-2-1 地目別面積の状況

地域 区分	青森県		中泊町		つがる市		五所川原市	
	面積 (km <sup>2</sup> )	比率 (%)	面積 (km <sup>2</sup> )	比率 (%)	面積 (km <sup>2</sup> )	比率 (%)	面積 (km <sup>2</sup> )	比率 (%)
田	868.5	9.0	33.0	15.2	110.5	43.6	75.7	18.7
畑	738.6	7.7	5.2	2.4	29.1	11.5	22.3	5.5
宅地	338.4	3.5	4.1	1.9	11.7	4.6	17.3	4.3
鉱泉地	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
池沼	84.2	0.9	0.1	0.1	5.5	2.2	0.5	0.1
山林	4,314.4	44.7	31.5	14.5	25.4	10.0	160.3	39.7
牧場	56.7	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	5.2	1.3
原野	597.2	6.2	4.4	2.0	9.7	3.8	12.8	3.2
雑種地	387.6	4.0	98.8	45.7	6.7	2.6	4.5	1.1
その他	2,260.0	23.4	39.3	18.2	54.9	21.7	105.6	26.1
合計	9,645.7	100.0	216.3	100.0	253.6	100.0	404.2	100.0

注1：比率(%)については、四捨五入により個々の割合の合算値と合計が一致しない場合がある。

注2：雑種地には、ゴルフ場の用地、遊園地等の用地、鉄軌道用地、その他の雑種地を含む。

出典：青森県ホームページ「平成30年度 固定資産の価格等の概要調書」（閲覧日：令和元年11月）

#### (2) 土地利用の規制

「国土利用計画法」（昭和49年 法律第92号）に基づいて青森県が策定した土地利用基本計画（平成30年3月29日現在）によると、対象事業実施区域及びその周辺の農業地域は図3-2-2-1(1)～(2)に、森林地域は図3-2-2-2(1)～(2)に、自然公園地域は図3-2-2-3に示すとおりである。なお、都市地域及び自然保全地域は分布していない。

対象事業実施区域及びその周辺は、大半が農業地域ないし森林地域に指定されている。農業地域のうち岩木川周辺は農用地区域に指定され、森林地域はその大半が保安林指定を受けている。また、一部に自然公園地域もみられる。

なお、対象事業実施区域は、大半が森林地域であり、一部農業地域が含まれている。

#### (3) 都市計画法に基づく地域地区等の決定状況

対象事業実施区域及びその周辺は、「都市計画法」（昭和43年 法律第100号）に基づく都市計画区域には指定されていない。

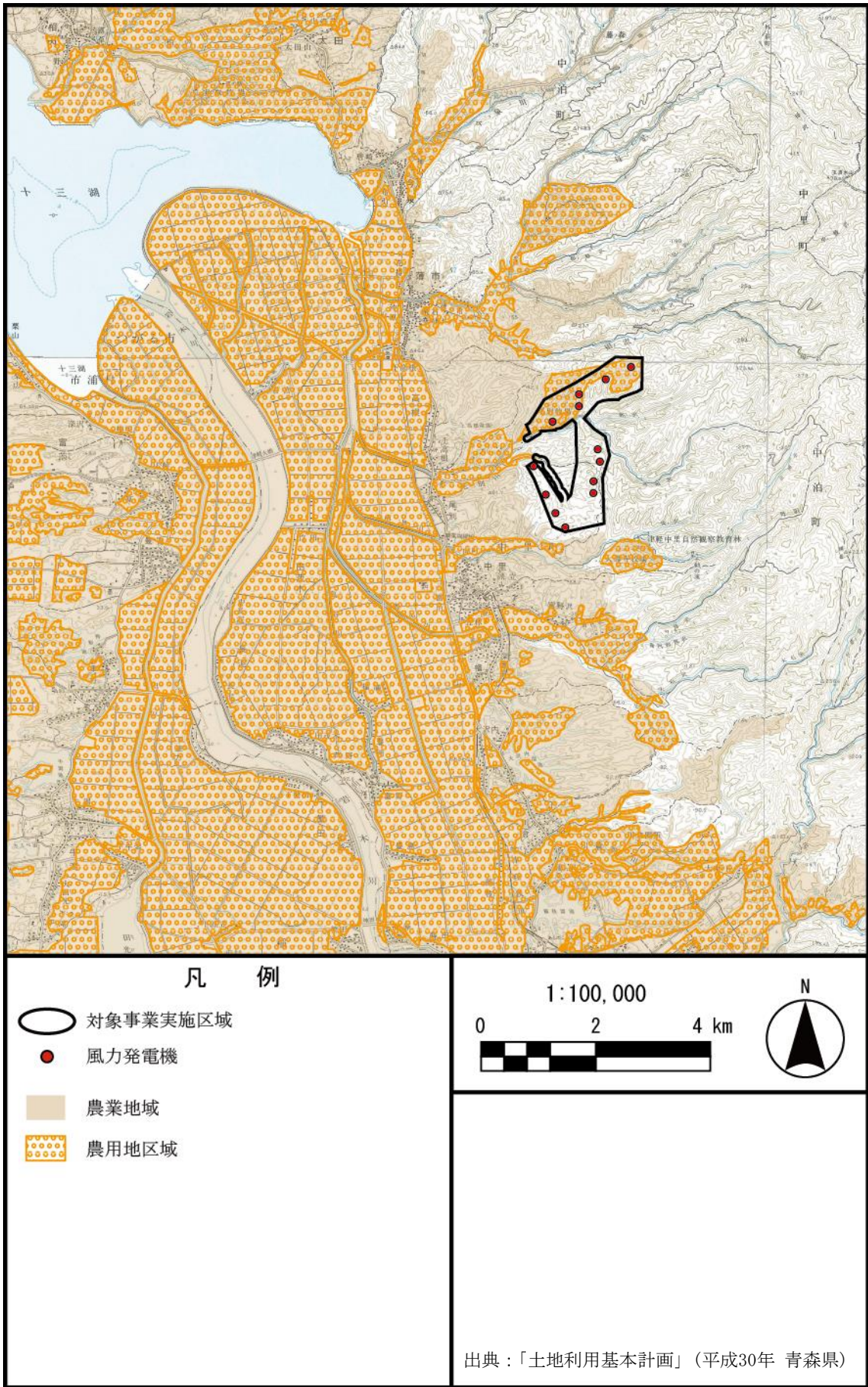


图 3-2-2-1(1) 土地利用基本計画（農業地域）



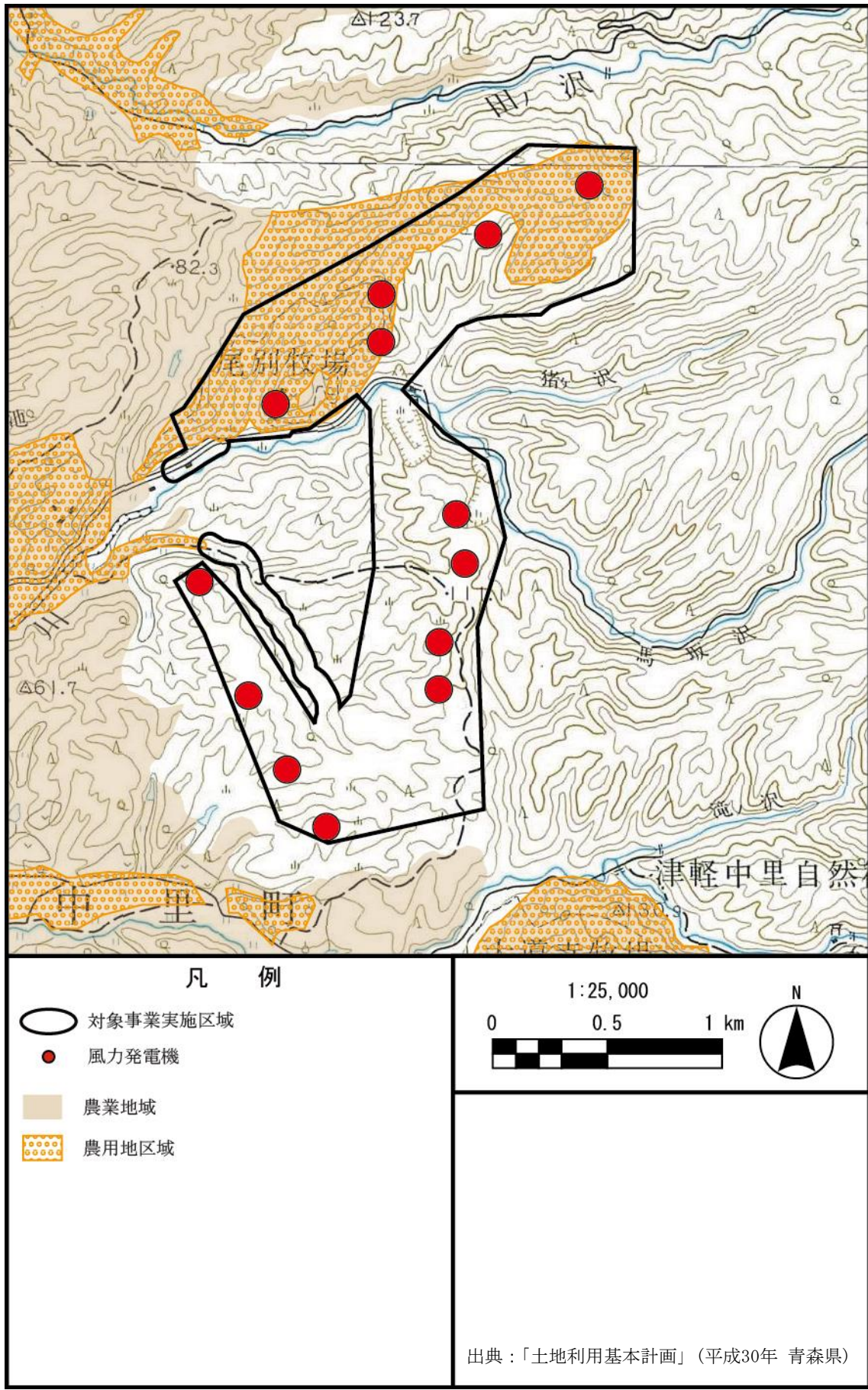


図 3-2-2-1(2) 土地利用基本計画 (農業地域 (拡大))

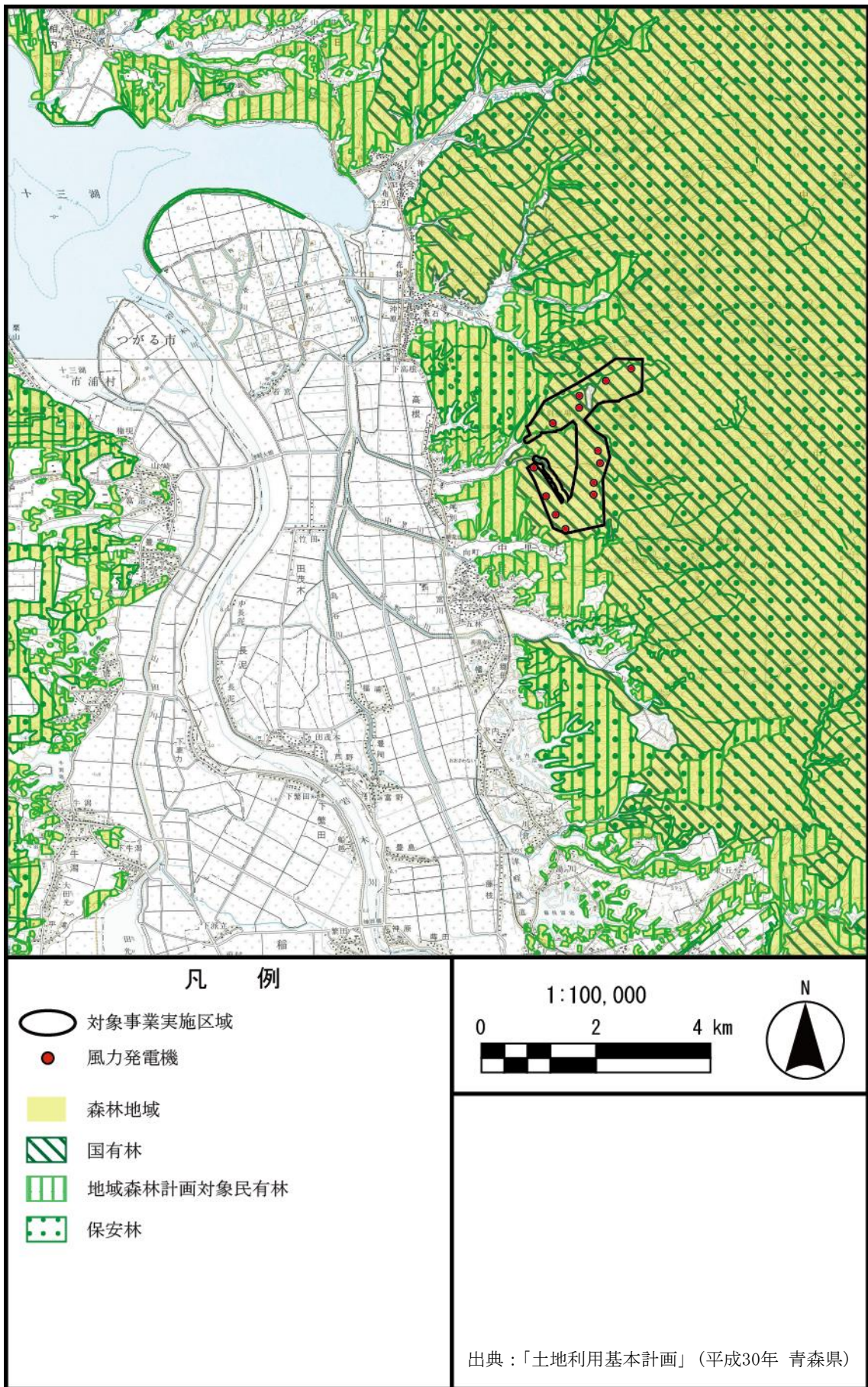


図 3-2-2-2(1) 土地利用基本計画（森林地域）

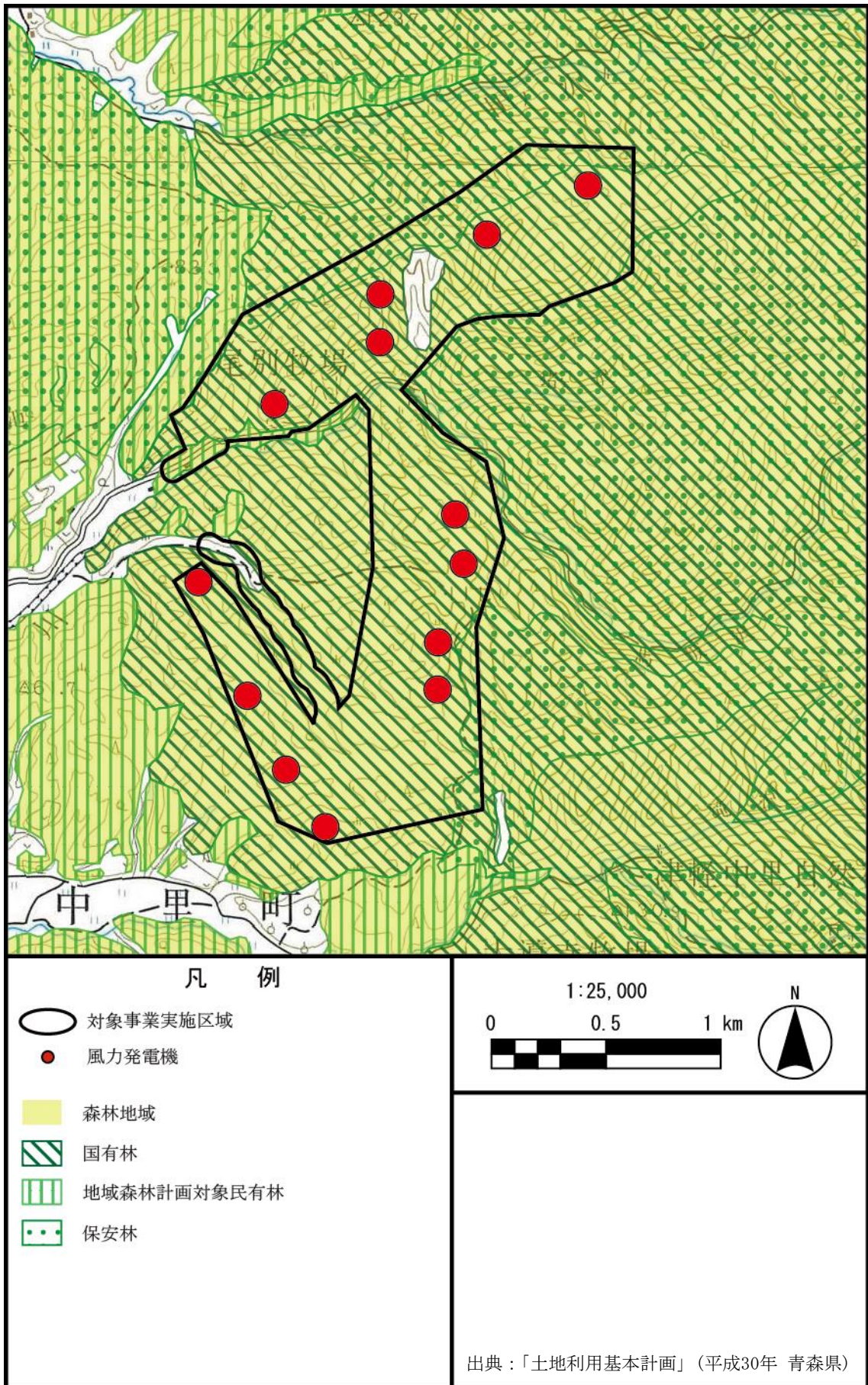


図 3-2-2-2(2) 土地利用基本計画（森林地域（拡大））

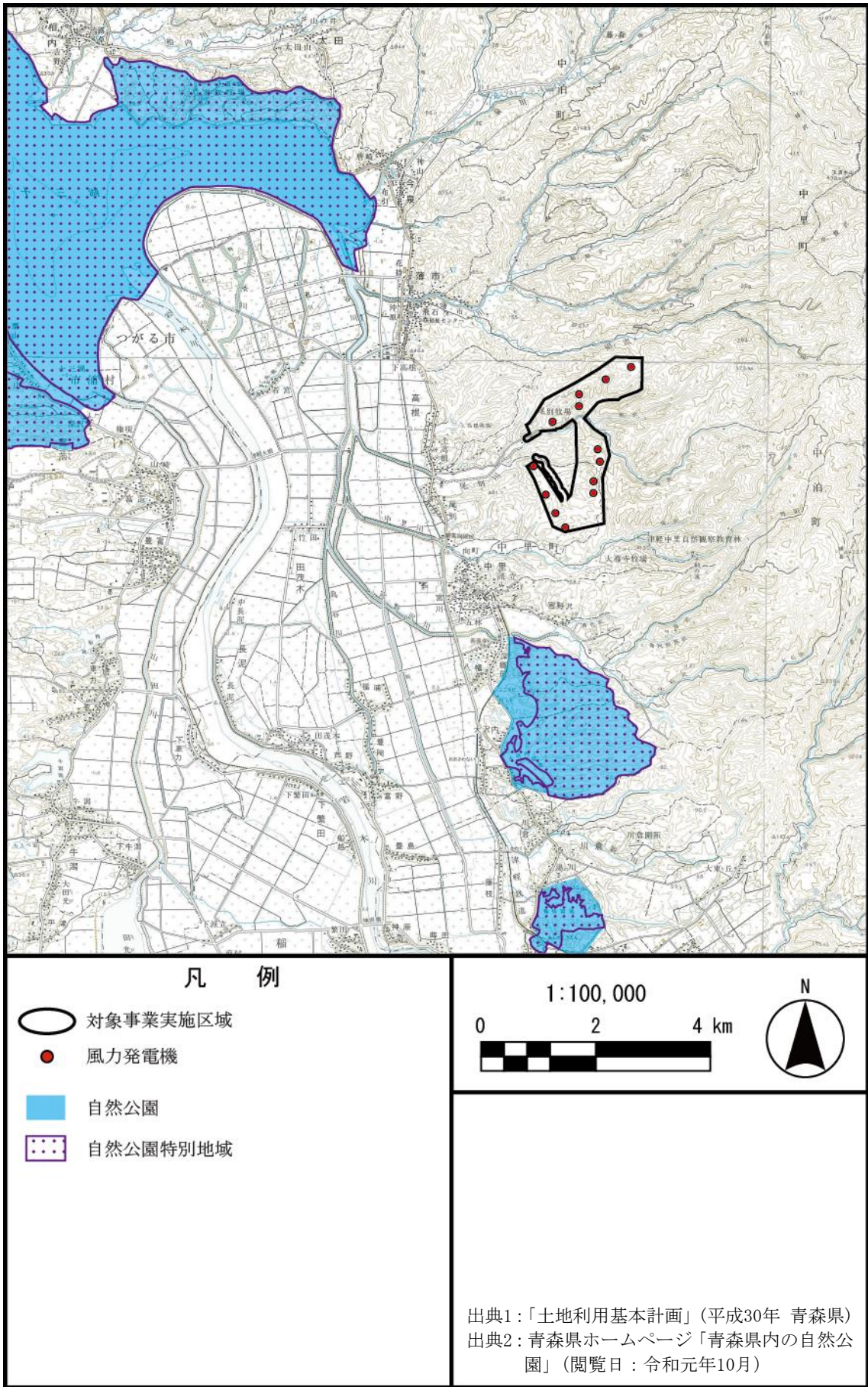


図 3-2-2-3 土地利用基本計画 (自然公園地域)

### 3-2-3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### (1) 河川及び湖沼の利用状況

対象事業実施区域周辺の河川のうち十三湖、山田川、田光沼、岩木川、藤枝溜池にはそれぞれ内水面漁業権が設定されている。内水面漁業権の設定状況を表 3-2-3-1 及び図 3-2-3-1 にそれぞれ示す。

表 3-2-3-1 内水面漁業権の設定状況

許可番号	河川・湖沼名	漁業権種	漁業時期	漁業権者(漁協)
内共 第 12 号	十三湖、 唐川	ふな、うぐい、えび	通年	十三漁業協同組合 車力漁業協同組合
		わかさぎ	9月1日から翌年3月15日及び 4月21日から6月20日まで	
内共 第 13 号	山田川、 田光沼	ふな	通年	西津軽新田漁業 協同組合 車力漁業協同組合
内共 第 14 号	岩木川	あゆ	7月1日から12月31日	岩木川漁業 協同組合
		こい、ふな、うぐい	通年	
		いわな、やまめ	4月1日から9月30日	
		かじか	通年	
		かわやつめ	10月1日から翌年5月31日	
内共 第 18 号	藤枝溜池	こい、ふな	4月1日から10月31日	藤枝内水面漁業 協同組合

注：内共第 12 号の唐川については図枠外（十三湖の北側）に位置している。

出典：青森県ホームページ「第 5 種共同漁業権遊漁規則について」（閲覧日：令和元年 11 月）

#### (2) 海域の利用状況

対象事業実施区域周辺では、海域の漁業権設定はされていない。

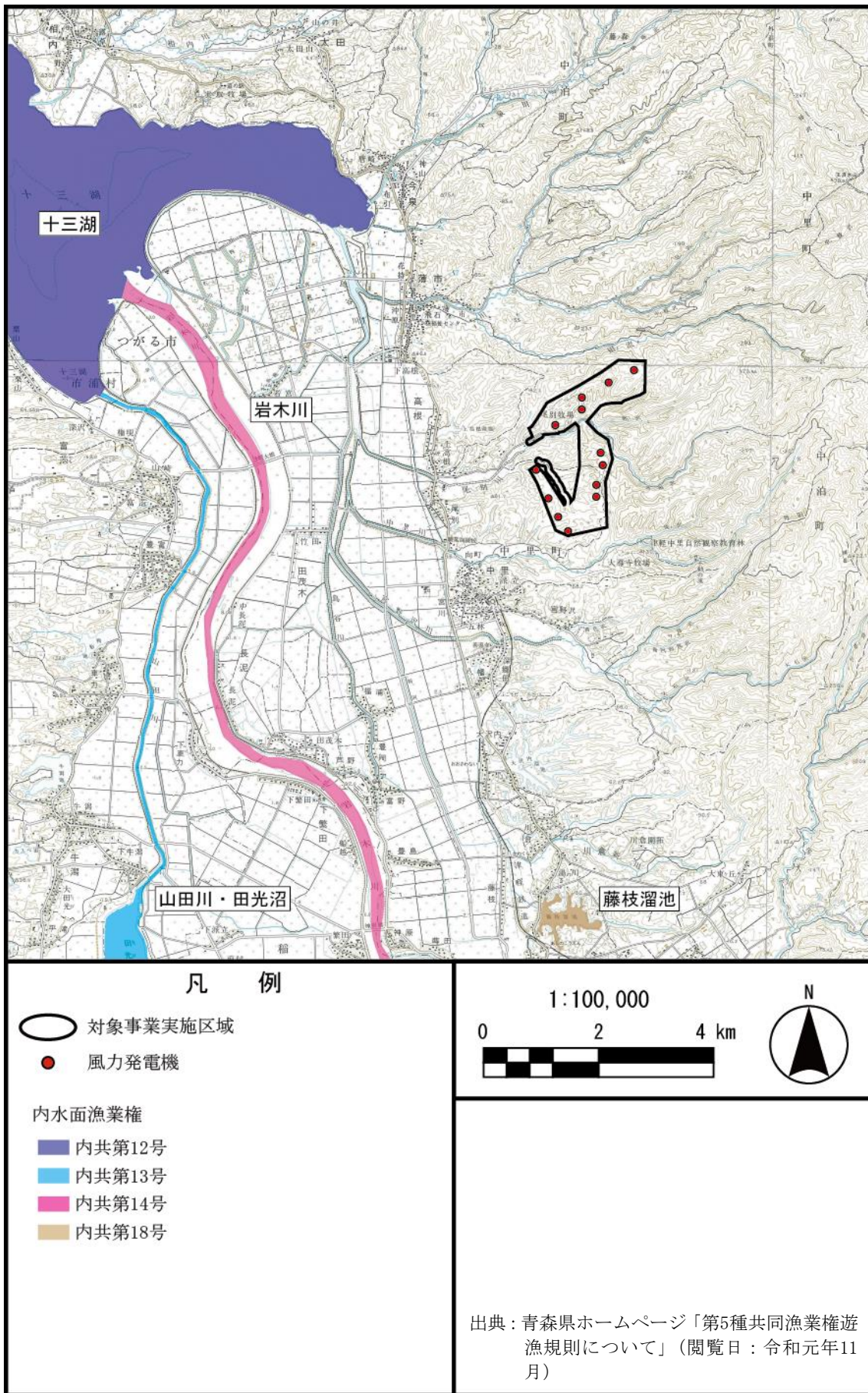


図 3-2-3-1 内水面漁業権設定状況

### (3) 地下水の利用状況

対象事業実施区域周辺では、地下水が上水道に利用されている。

対象事業実施区域周辺の水源井戸一覧を表 3-2-3-2 及び表 3-2-3-3 に、浄水場及び水源位置を図 3-2-3-2 にそれぞれ示す。

表 3-2-3-2 浄水場に係る水源井戸

No.	浄水場名	水源名	原水の種類
①	尾別浄水場	4号井	深井戸水
②		6号井	深井戸水
③	深郷田浄水場	7号井	深井戸水
④		2号井	深井戸水
⑤		1号井	深井戸水

出典：「中泊町上下水道課調べ」（平成 25 年 10 月）

表 3-2-3-3 その他の水源井戸

No.	井戸の名称	所在地	使用目的	掘削深度(m)
⑥	事業者	中里町大字薄市	工業用	152
⑦	中里高校	中里町大字高根	生活用	202
⑧	事業者	中里町大字中里	その他	150
⑨	中里開拓地	中里町大字中里	その他	100
⑩	個人	中里町大字大沢内	農業用	150

出典：「青森県地下水調査報告書」（昭和 56 年 3 月 青森県企画部）

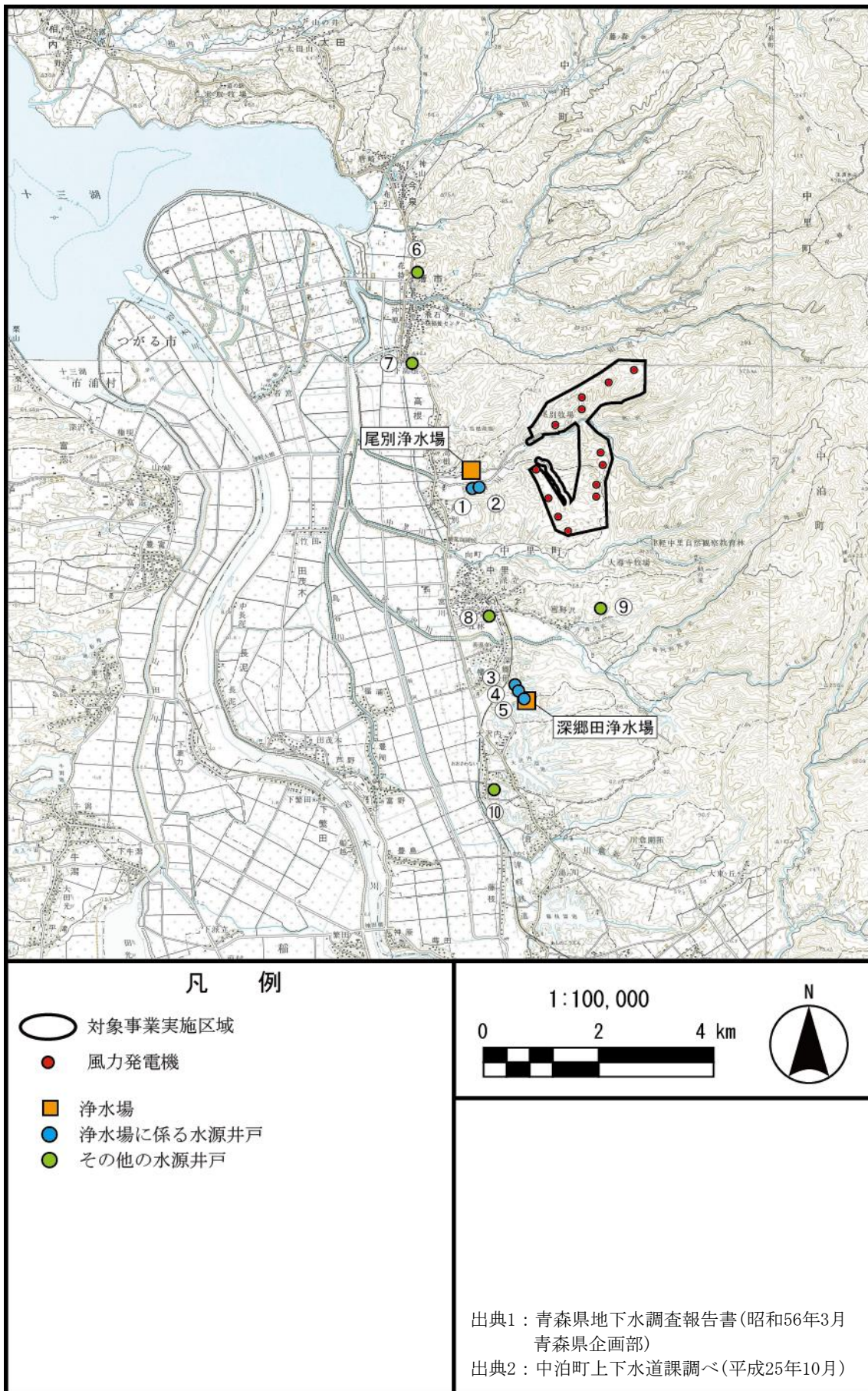


図 3-2-3-2 浄水場等位置



### 3-2-4 交通の状況

対象事業実施区域周辺の主要道路としては、図 3-2-4-1 に示すとおり、「一般国道 339 号」、「主要地方道 12 号鯨ヶ沢蟹田線」等がある。

対象事業実施区域及びその周辺、さらに搬入ルートが通過する区間で行われている交通量の観測結果を表 3-2-4-1 に、交通量観測区間を図 3-2-4-1 にそれぞれ示す。

昼間の 12 時間交通量は、一般国道で 1,224～8,432 台、主要地方道及び一般県道で 380～4,429 台である。

表 3-2-4-1 交通量観測結果一覧

路線名	No.	観測地点名	平 日			
			12 時間交通量		24 時間交通量	
			交通量 (台)	大型車 (%)	交通量 (台)	大型車 (%)
一般国道 101 号	1	つがる市森田町森田平山 105-2	8,432	11.1	10,624	13.3
一般国道 339 号	2	中泊町大字中里字宝森 173-1	3,079	17.6	3,756	18.1
	3	中泊町大字薄市字沖原 33-19	1,707	17.6	2,065	17.6
	4	五所川原市相内岩井 81-384	1,224	12.2	1,469	12.5
主要地方道 2 号 屏風山内真部線	5	五所川原市金木町沢部 50-4	2,239	2.6	2,732	6.0
主要地方道 12 号 鯨ヶ沢蟹田線	6	—	1,638	15.4	1,982	15.8
	7	つがる市車力町若林 11-1	1,440	7.4	1,742	9.6
	8	中泊町今泉字神山 59-1	1,263	21.9	1,503	20.4
主要地方道 37 号 弘前柏線	9	つがる市柏桑野木田字八幡	4,429	11.5	5,492	13.4
主要地方道 43 号 五所川原車力線	10	—	3,164	9.5	3,892	11.8
一般県道 102 号 大沢内停車場線	11	—	380	14.5	494	17.2
一般県道 103 号 津軽中里停車場線	12	—	400	14.5	516	16.3
一般県道 114 号 菰槌木造線	13	つがる市木造朝日 12-8	3,853	9.4	4,778	11.7
一般県道 115 号 川除木造線	14	つがる市木造芦沼 12-1	2,064	3.1	2,518	6.6
一般県道 153 号 山田鶴田線	15	—	1,093	11.1	1,312	11.2
一般県道 154 号 妙堂崎五所川原線	16	—	891	9.1	1,069	9.4
一般県道 183 号 富野大沢内停車場線	17	中泊町大字富野字千歳 49-2	813	11.8	1,033	11.6
一般県道 197 号 神原中里線	18	中泊町大字福浦字千松野尾 77-3	1,220	5.2	1,464	6.4
一般県道 241 号 木造停車場線	19	—	3,847	12.2	4,770	13.9

出典：「全国道路・街路交通情勢調査」（平成 27 年度 国土交通省）

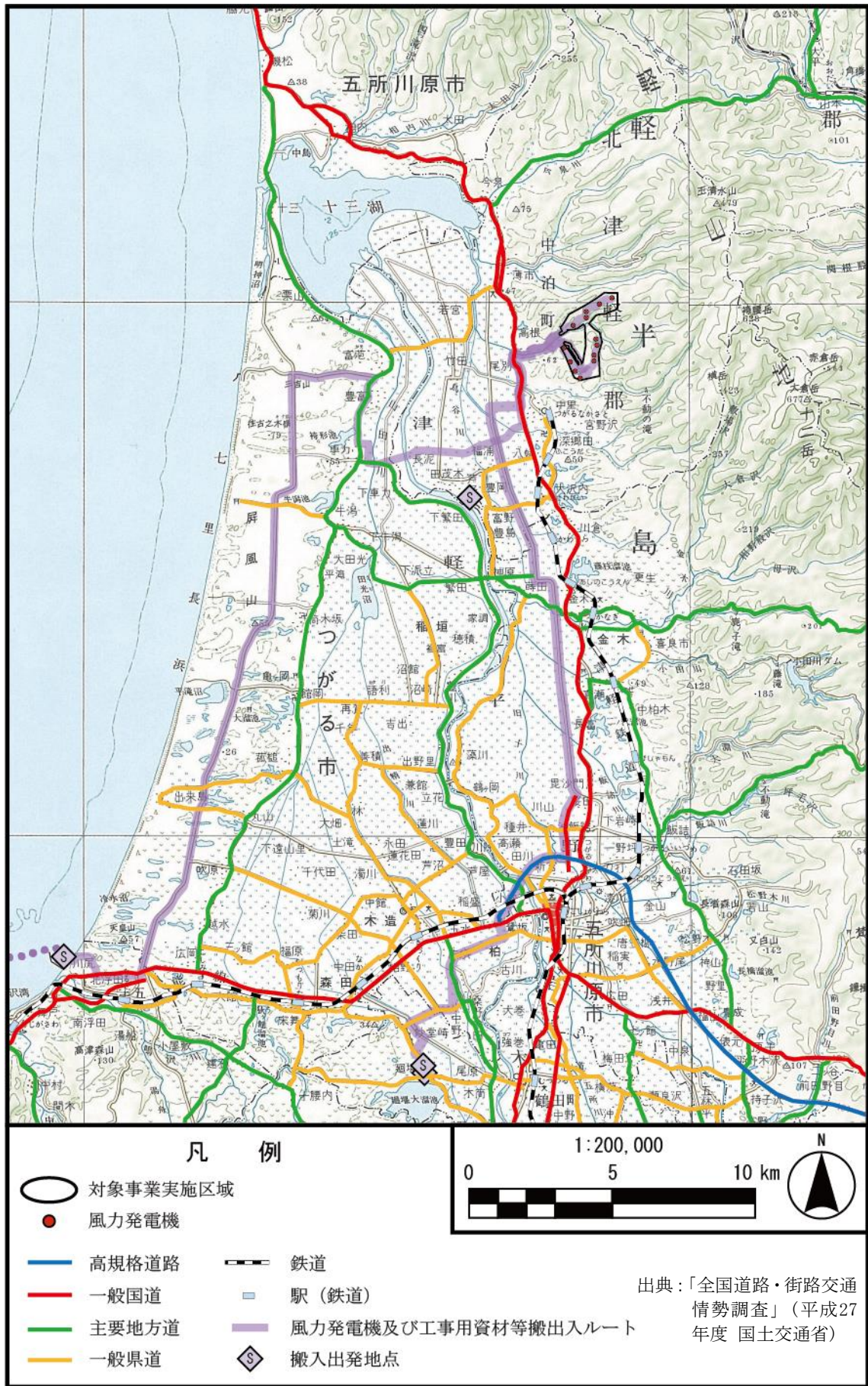


図 3-2-4-1 主要交通網及び交通量観測区間

### 3-2-5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

#### (1) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設

対象事業実施区域周辺にある環境の保全についての配慮が特に必要な施設として、学校、幼稚園・保育園、病院、介護老人福祉施設等が挙げられる。

対象事業実施区域及びその周辺、さらに搬入ルート周辺において、環境の保全についての配慮が特に必要な施設一覧を表 3-2-5-1(1)～(2)及び表 3-2-5-2(1)～(3)に、位置を図 3-2-5-1(1)～(3)に示す。

対象事業実施区域周辺の集落は、主に一般国道 339 号沿いに南北に広がって分布している。搬入ルート周辺では、町の中心地や大きな集落等に配慮が特に必要な施設が立地している。風力発電機から最寄りの配慮が特に必要な施設までの距離は約 1.4km である。

表 3-2-5-1(1) 学校、幼稚園・保育園一覧

No.	市 町	学校・施設名	No.	市 町	学校・施設名
1	中泊町	中里小学校	28	五所川原市	五所川原商業高校
2	中泊町	武田小学校	29	つがる市	向陽小学校
3	中泊町	薄市小学校	30	つがる市	穂波小学校
4	中泊町	中里中学校	31	つがる市	瑞穂小学校
5	中泊町	中里高校	32	つがる市	森田小学校
6	五所川原市	五所川原小学校	33	つがる市	育成小学校
7	五所川原市	南小学校	34	つがる市	柏小学校
8	五所川原市	中央小学校	35	つがる市	稲垣小学校
9	五所川原市	栄小学校	36	つがる市	車力小学校
10	五所川原市	三輪小学校	37	つがる市	木造中学校
11	五所川原市	三好小学校	38	つがる市	森田中学校
12	五所川原市	東峰小学校	39	つがる市	柏中学校
13	五所川原市	松島小学校	40	つがる市	稲垣中学校
14	五所川原市	いずみ小学校	41	つがる市	車力中学校
15	五所川原市	金木小学校	42	つがる市	木造高校
16	五所川原市	市浦小学校	43	鶴田町	鶴田小学校
17	五所川原市	五所川原第一中学校	44	鶴田町	梅沢小学校
18	五所川原市	五所川原第二中学校	45	鶴田町	富士見小学校
19	五所川原市	五所川原第三中学校	46	鶴田町	水元中央小学校
20	五所川原市	五所川原第四中学校	47	鶴田町	鶴田中学校
21	五所川原市	金木中学校	48	鶴田町	鶴田高校
22	五所川原市	市浦中学校	49	中泊町	中里こども園
23	五所川原市	五所川原高校	50	中泊町	富野こども園
24	五所川原市	金木高校	51	中泊町	薄市こども園
25	五所川原市	五所川原農林高校	52	五所川原市	認定こども園第一さつき
26	五所川原市	五所川原工業高校	53	五所川原市	認定こども園第二さつき
27	五所川原市	五所川原第一高校	54	五所川原市	新宮団地こども園

表 3-2-5-1(2) 学校、幼稚園・保育園一覧

No.	市 町	学校・施設名	No.	市 町	学校・施設名
55	五所川原市	認定こども園さくら保育園	78	つがる市	木造保育所
56	五所川原市	子ども園かまや	79	つがる市	育実幼稚園
57	五所川原市	まつしま団地こども園	80	つがる市	木造西幼稚園
58	五所川原市	認定こども園五所川原こども園五所川原保育園	81	つがる市	木造北こども園
59	五所川原市	こども園さかえ	82	つがる市	銀杏ヶ丘こども園
60	五所川原市	みどりの風こども園ひろた	83	つがる市	もりた保育園
61	五所川原市	認定こども園なおみ園	84	つがる市	かしわこども園
62	五所川原市	認定こども園富士幼稚園	85	つがる市	かしわあつぷるこども園
63	五所川原市	こども園もがわ	86	つがる市	いなほ保育園
64	五所川原市	こども園長橋	87	つがる市	しげた保育園
65	五所川原市	こども園津軽野	88	つがる市	車力こども園
66	五所川原市	認定こども園たかたての森	89	つがる市	館岡保育園
67	五所川原市	若葉こども園	90	つがる市	菰槌保育園
68	五所川原市	認定こども園金木幼稚園	91	つがる市	川除保育園
69	五所川原市	みどりの風こども園かなぎ	92	つがる市	しばた保育園
70	五所川原市	みどりの風こども園あとむ	93	つがる市	かしわマルベリー保育園
71	五所川原市	梅田保育園	94	つがる市	ひかり保育園
72	五所川原市	三好保育所	95	鶴田町	つるた乳幼児園
73	五所川原市	七和保育園	96	鶴田町	NOGI こども園
74	五所川原市	中川保育園	97	鶴田町	こども園はやせ
75	五所川原市	聖心幼稚園	98	鶴田町	梅沢保育所
76	五所川原市	ひまわり幼稚園	99	鶴田町	水元保育園
77	五所川原市	五所川原幼稚園	100	鶴田町	ひなづる幼稚園

出典：青森県ホームページ「小学校一覧」「中学校一覧」「高等学校一覧」（以上、平成31年4月1日現在）、五所川原市ホームページ「平成31年度 五所川原市 教育・保育施設一覧」（平成31年4月1日現在）、中泊町ホームページ「こども園 町内施設一覧」、つがる市ホームページ「つがる市内幼児教育・保育施設一覧」、鶴田町ホームページ「認定こども園・保育所（園）・幼稚園 町内施設一覧」（以上、閲覧日：令和元年11月）

表 3-2-5-2(1) 病院、介護老人福祉施設等一覧

No.	市 町	病院・介護老人福祉・ 介護老人保健施設名	備 考
1	中泊町	武田診療所	内科、小児科
2	中泊町	井沼洋クリニック	内科、小児科
3	中泊町	中泊おの医院	内科、外科、小児科、整形外科、皮膚科
4	中泊町	中里クリニック	内科、外科、整形外科、皮膚科、放射線科
5	五所川原市	つがる西北五広域連合つがる総合病院	内科、外科、小児科、精神科、整形外科、リウマチ科、脳神経外科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、形成外科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、脳神経内科
6	五所川原市	つがる西北五広域連合かなぎ病院	内科、外科、小児科、眼科、皮膚科、整形外科、放射線科、婦人科
7	五所川原市	(医)慈仁会尾野病院	内科、整形外科、皮膚科
8	五所川原市	(医)白生会胃腸病院	内科、消化器内科、外科、泌尿器科、肛門科、整形外科、眼科、リハビリテーション科
9	五所川原市	布施病院	精神科
10	五所川原市	増田病院	内科、小児科、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科
11	五所川原市	五所川原市国民健康保険市浦医科診療所	内科、外科
12	つがる市	(医)誠仁会尾野病院	内科、胃腸科、外科、小児科、整形外科、皮膚科、リハビリテーション科
13	つがる市	尾野医院	内科、消化器科、胃腸科、循環器内科、小児科、放射線科
14	つがる市	加藤レディースクリニック	産科、婦人科
15	つがる市	つがる市民診療所	内科、外科、糖尿病内科
16	つがる市	ファミリークリニック希望	内科、小児科
17	つがる市	みやしげ内科クリニック	内科、胃腸科、循環器科、小児科
18	つがる市	山内クリニック	内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、肛門科
19	鶴田町	つがる西北五広域連合鶴田診療所	内科、外科、小児科
20	中泊町	静和園	特別養護老人ホーム
21	中泊町	きりん館	特別養護老人ホーム
22	中泊町	幸	特別養護老人ホーム
23	中泊町	宝森	有料老人ホーム
24	中泊町	ボヌール	有料老人ホーム
25	中泊町	住宅型有料老人ホーム花まる	有料老人ホーム
26	五所川原市	白生会介護医療院	介護医療院
27	五所川原市	五所川原市養護老人ホームくるみ園	養護老人ホーム
28	五所川原市	青山荘	特別養護老人ホーム

表 3-2-5-2(2) 病院、介護老人福祉施設等一覧

No.	市 町	病院・介護老人福祉・ 介護老人保健施設名	備 考
29	五所川原市	あかね荘	特別養護老人ホーム
30	五所川原市	祥光苑	特別養護老人ホーム
31	五所川原市	あしの園	特別養護老人ホーム
32	五所川原市	ことぶき苑	特別養護老人ホーム
33	五所川原市	さくらの里	特別養護老人ホーム
34	五所川原市	ケアハウスハルニレ	軽費老人ホーム（ケアハウス）
35	五所川原市	ケアハウスあじさい	軽費老人ホーム（ケアハウス）
36	五所川原市	たんぼぼの家	有料老人ホーム
37	五所川原市	サンハウス虹の街	有料老人ホーム
38	五所川原市	プチ・パレ御所	有料老人ホーム
39	五所川原市	サンハウス虹の街オレンジ館	有料老人ホーム
40	五所川原市	パシオン湯の川	有料老人ホーム
41	五所川原市	あずましや	有料老人ホーム
42	五所川原市	ひなたぼっこ	有料老人ホーム
43	五所川原市	ライラック実吉	有料老人ホーム
44	五所川原市	ひなた	有料老人ホーム
45	五所川原市	住宅型有料老人ホームサンライズハウス清風荘	有料老人ホーム
46	五所川原市	住宅型有料老人ホームふれんど	有料老人ホーム
47	五所川原市	ナーシングホーム野里	有料老人ホーム
48	五所川原市	ラポール五所川原	有料老人ホーム
49	五所川原市	シルバービレッジ憩いの杜	有料老人ホーム
50	五所川原市	有料老人ホームぼなーる	有料老人ホーム
51	五所川原市	住宅型有料老人ホームふれんど2号館	有料老人ホーム
52	五所川原市	住宅型有料老人ホームふれんど松野木館	有料老人ホーム
53	五所川原市	アミスタ五所川原	有料老人ホーム
54	五所川原市	医療法人白生会老人保健施設緑風苑	介護老人保健施設
55	五所川原市	サンライフかなぎ	介護老人保健施設
56	つがる市	つがる市立養護老人ホームぎんなん荘	養護老人ホーム
57	つがる市	柏風園	特別養護老人ホーム
58	つがる市	明光園	特別養護老人ホーム
59	つがる市	桑寿園	特別養護老人ホーム
60	つがる市	安住の里	特別養護老人ホーム
61	つがる市	ゆうあいの里	特別養護老人ホーム
62	つがる市	グリーンハウス和み	有料老人ホーム
63	つがる市	グループハウスのぞみ	有料老人ホーム

表 3-2-5-2(3) 病院、介護老人福祉施設等一覧

No.	市 町	病院・介護老人福祉・ 介護老人保健施設名	備 考
64	つがる市	グループハウスきずな	有料老人ホーム
65	つがる市	武田支援ハウス	有料老人ホーム
66	つがる市	ラシュールメゾンいながき	有料老人ホーム
67	つがる市	住宅型有料老人ホームくれもと	有料老人ホーム
68	つがる市	住宅型有料老人ホームゆたかな郷	有料老人ホーム
69	つがる市	えんじゅの里（誠仁会尾野病院併設）	介護老人保健施設
70	鶴田町	鶴松園	特別養護老人ホーム
71	鶴田町	鶴のまどい	特別養護老人ホーム
72	鶴田町	ホーム織鶴	有料老人ホーム
73	鶴田町	かくしょう園フリー棟	有料老人ホーム
74	鶴田町	住宅型有料老人ホームたんちょう鶴	有料老人ホーム
75	鶴田町	湖水荘	介護老人保健施設

出典：青森県ホームページ「青森県健康福祉関係施設名簿（平成 31 年 4 月現在）」、中泊町ホームページ「診療所、インフルエンザ予防接種に関すること」、五所川原市ホームページ「救急医療情報」、つがる町ホームページ「つがる市内の医療機関一覧」、鶴田町ホームページ「町の概要」、病院なび、青森県ホームページ「青森県内の有料老人ホーム」（以上、閲覧：令和元年 11 月）

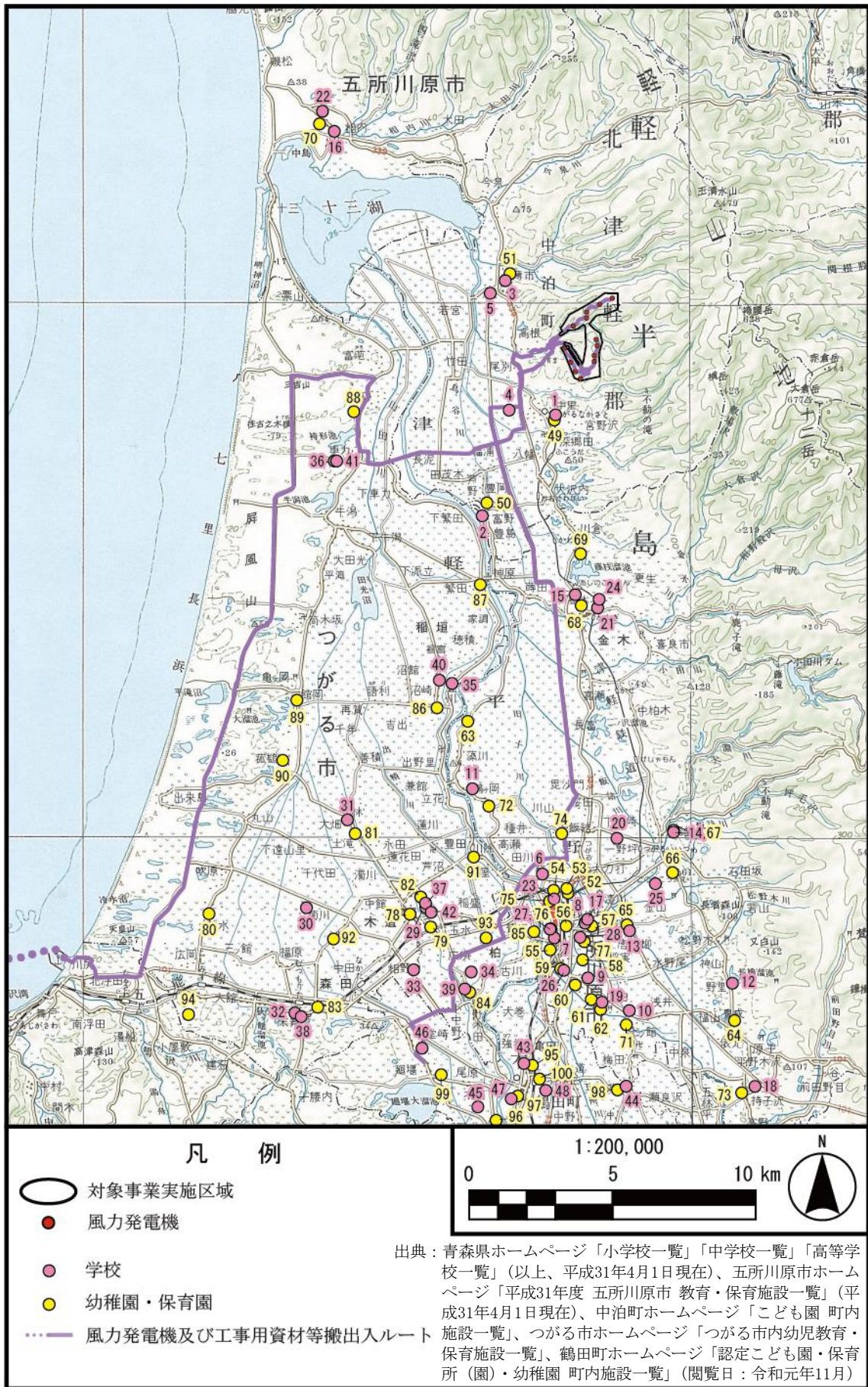


図 3-2-5-1(1) 配慮が特に必要な施設（学校、幼稚園・保育園）



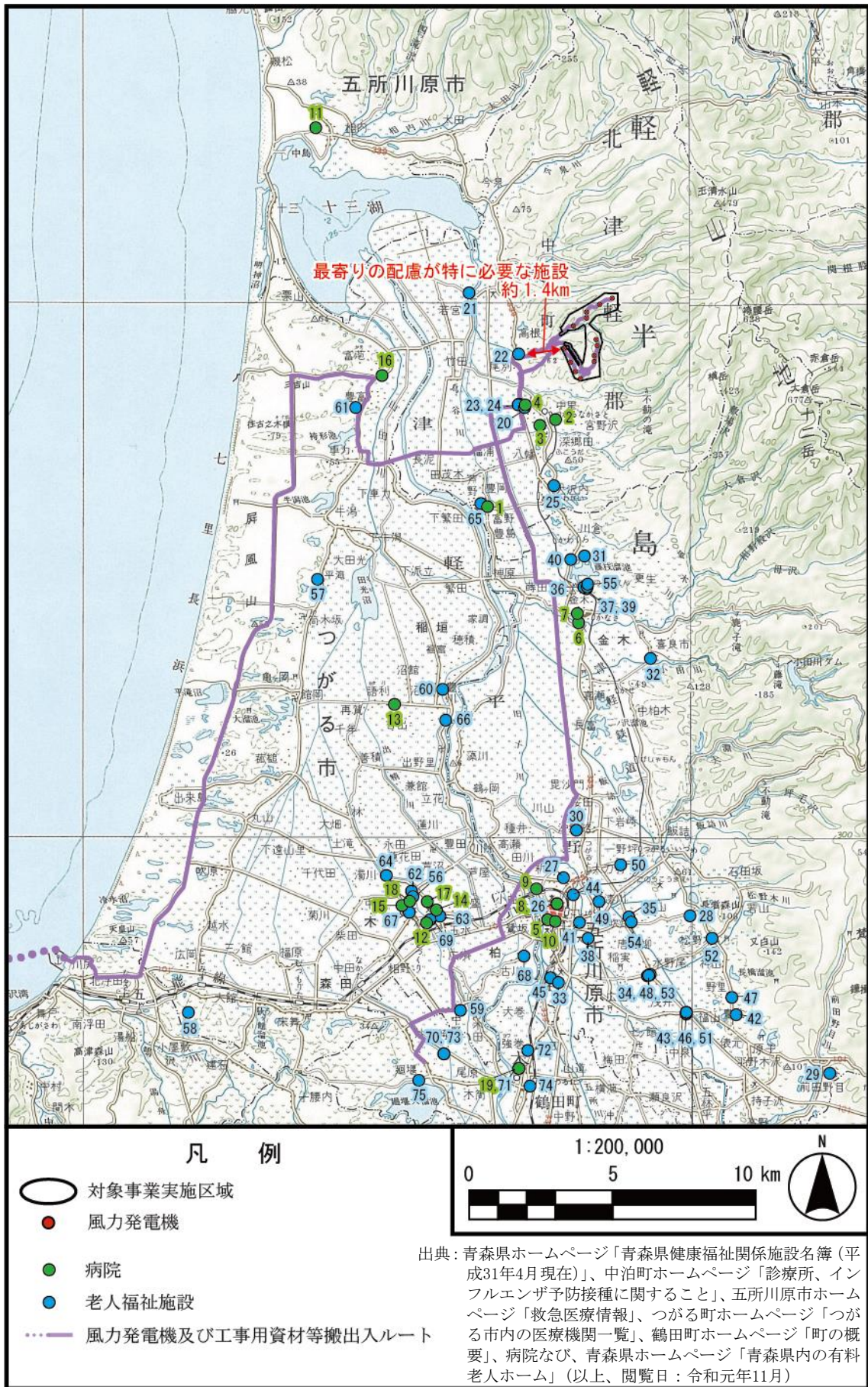


図 3-2-5-1(2) 配慮が特に必要な施設（病院、老人福祉施設）

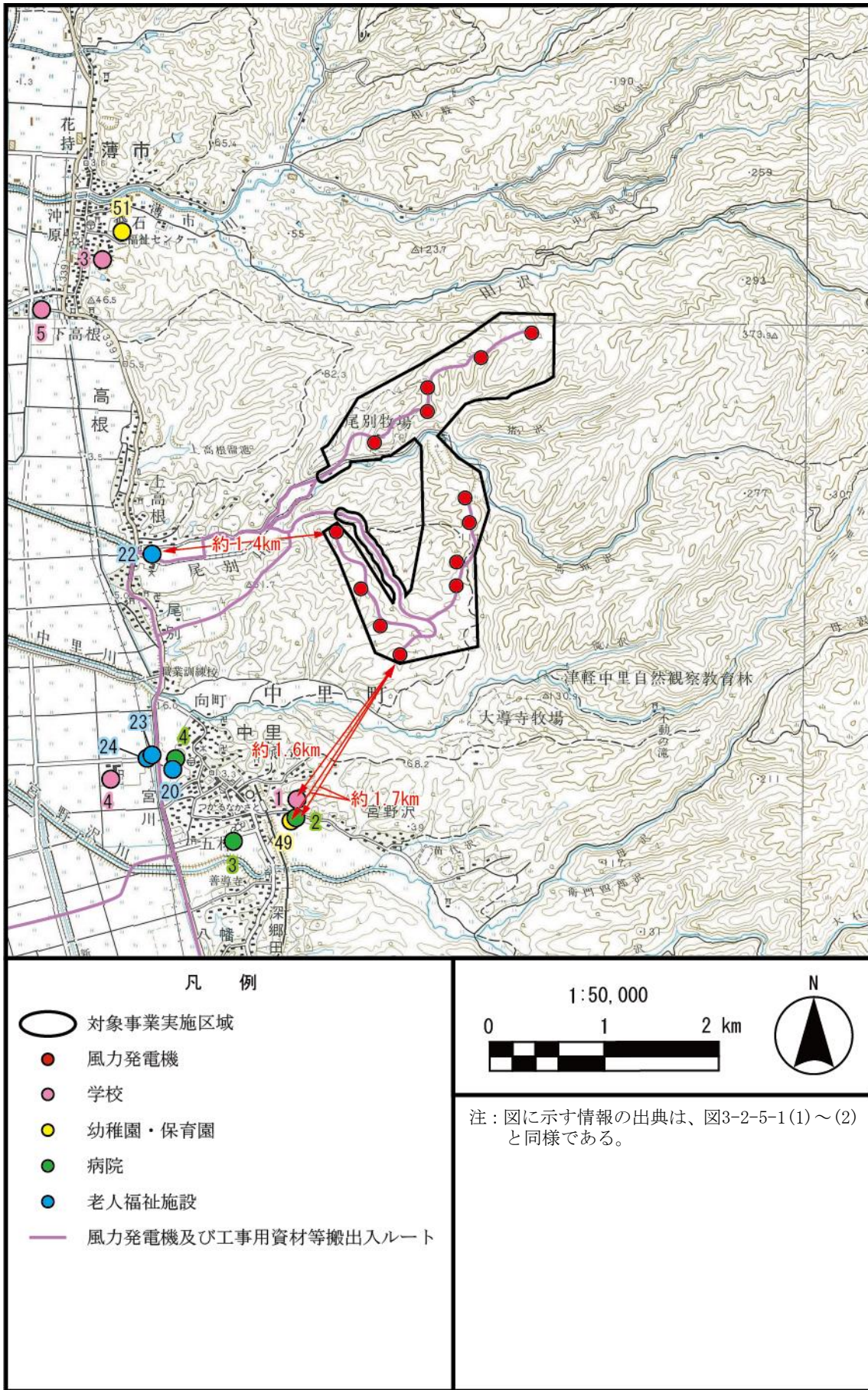


図 3-2-5-1(3) 配慮が特に必要な施設（拡大図）

(2) 対象事業実施区域及びその周辺の住居等

対象事業実施区域及びその周辺の住居等（戸数）を表 3-2-5-3 に、住居等の分布状況を図 3-2-5-2 に示す。

対象事業実施区域内に住居等は存在せず、1km 未満の範囲には 4 戸、1～2km の範囲には 947 戸存在する。風力発電機から最寄りの住居等までの距離は約 950m である。

表 3-2-5-3 対象事業実施区域及びその周辺の住居等（戸数）

区分	対象事業実施区域内	対象事業実施区域からの距離	
		0～1km 未満	1～2km 未満
住居等	0	4	947

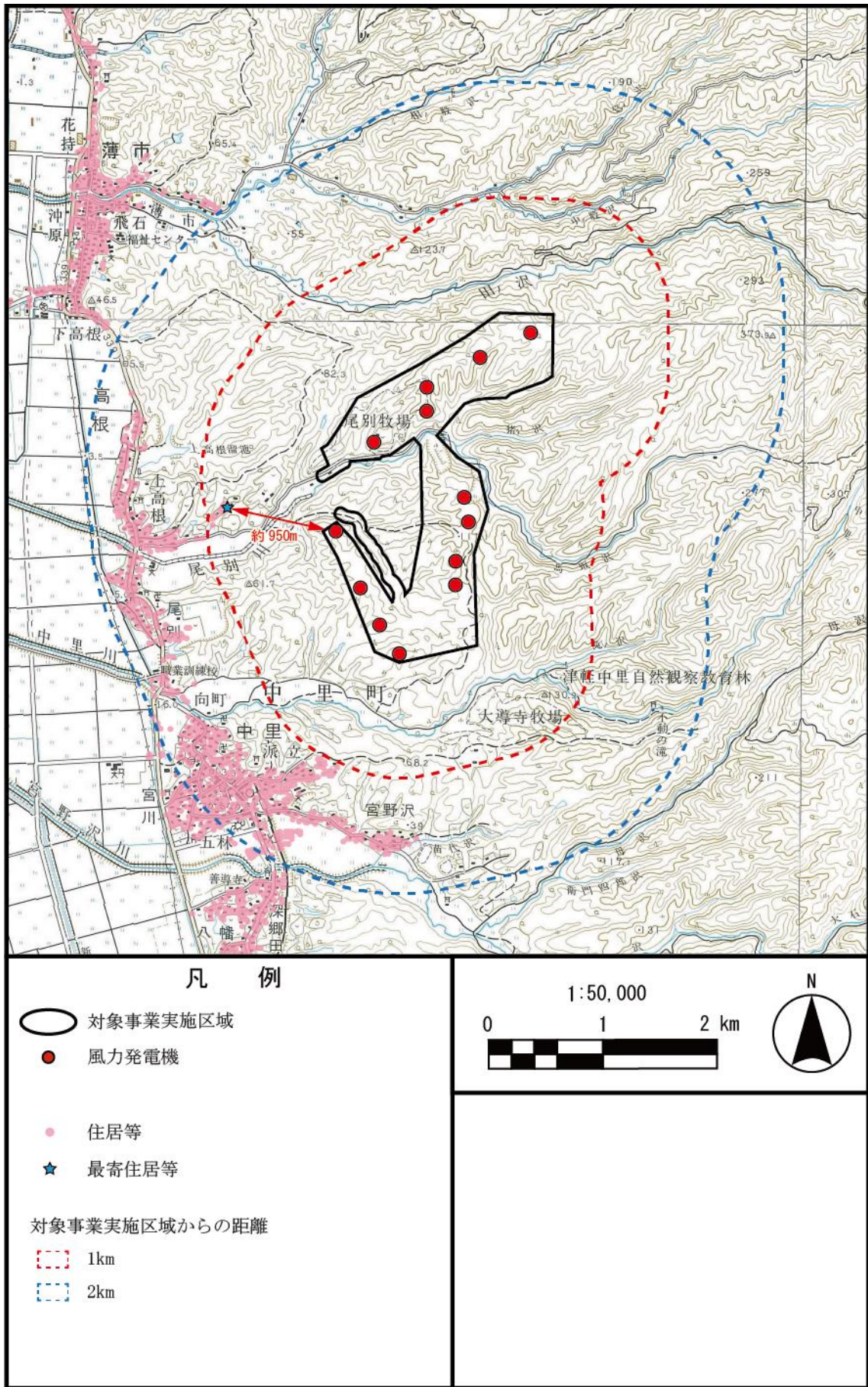


図 3-2-5-2 住居等の分布の状況

### 3-2-6 下水道の整備状況

青森県、対象事業実施区域及びその周辺における市町の下水道の整備状況を表3-2-6-1に示す。

青森県の下水道普及率は60.5%であるが、対象事業実施区域がある中泊町における下水道普及率は0.0%である。中泊町の汚水処理は農業集落排水、漁業集落排水及び合併処理浄化槽により行われ、汚水処理人口普及率は23.9%となっているが、青森県の80.0%、つがる市の71.3%、五所川原市の59.0%と比べても低い値となっている。

表 3-2-6-1 下水道の整備状況

(平成30年度末)

地域	人口 (人)	汚水処理人口 (人)	汚水処理人口普及率 (%)	下水道処理人口 (人)	下水道普及率 (%)	農業集落排水等* 整備人口 (人)	農業集落排水等* 普及率 (%)	合併処理浄化槽 設置済人口 (人)	合併処理浄化槽 処理人口普及率 (%)
青森県	1,282,069	1,025,046	80.0	775,686	60.5	115,005	9.0	134,355	10.5
中泊町	11,068	2,642	23.9	-	0.0	1,835	16.6	807	7.3
つがる市	32,343	23,060	71.3	8,723	27.0	12,709	39.3	1,628	5.0
五所川原市	54,316	32,061	59.0	19,849	36.5	2,599	4.8	9,613	17.7

注1：行政人口は、平成31年3月31日現在の住民基本台帳による。

注2：普及率＝処理人口／行政人口（％）

注3：\*；農業集落排水等は、農業集落排水と漁業集落排水の合算。五所川原市における各々の比率は3.6%、1.1%と公表され、その合計は4.7%であるが、本表では合算値から算出したため4.8%となっている。

出典：青森県ホームページ「青森県の下水道処理人口普及率（平成30年度末）」、「青森県汚水処理施設整備状況（平成30年度末）」（閲覧日：令和元年11月）

### 3-2-7 廃棄物の状況

対象事業実施区域及びその周辺における廃棄物処理施設等の状況をみると、一般廃棄物最終処分場が3施設、産業廃棄物処理業者が6事業者存在している。一般廃棄物最終処分場を表3-2-7-1に、産業廃棄物の処理業者を表3-2-7-2に、位置を図3-2-7-1にそれぞれ示す。

表 3-2-7-1 対象事業実施区域周辺の一般廃棄物最終処分場

No.	名 称	事業所所在地
1	中里一般廃棄物最終処分場	青森県北津軽郡中泊町大字尾別字尾別山 1-5
2	中泊町一般廃棄物最終処分場	青森県北津軽郡中泊町大字尾別字尾別山 1-13
3	市浦一般廃棄物最終処分場	青森県五所川原市相内岩井地内

出典：「一般廃棄物処理基本計画」（平成30年3月 西北五環境整備事務組合）

表 3-2-7-2 対象事業実施区域周辺の産業廃棄物処理業者

No.	名 称	住 所	取扱う産業廃棄物
4	株式会社竹内組	青森県北津軽郡中泊町大字芦野字福泊 23	汚泥、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、がれき類
5	有限会社瀝青工業	青森県五所川原市金木町川倉字田野 155-208	がれき類
6	株式会社青北産業	青森県五所川原市金木町川倉七夕野 84-1185	汚泥、木くず、ガラスくず、がれき類
7	有限会社伊南商事	青森県五所川原市金木町芦野 413 番地	ガラスくず、がれき類
8	有限会社光	青森県つがる市稲垣町下繁田磯船 1-1	汚泥、動植物性残さ、家畜ふん尿
9	株式会社佳成商事	青森県つがる市牛潟町大田光 95-2	廃プラ、金属くず

注1：住所は産業廃棄物処理業者名簿に記載されている事業場所在地を記載した。

注2：対象事業実施区域周辺には、特別管理産業廃棄物処理業者は存在していない。

出典：青森県ホームページ「産業廃棄物処理業者名簿(令和元年7月31日現在)」（閲覧日：令和元年11月）

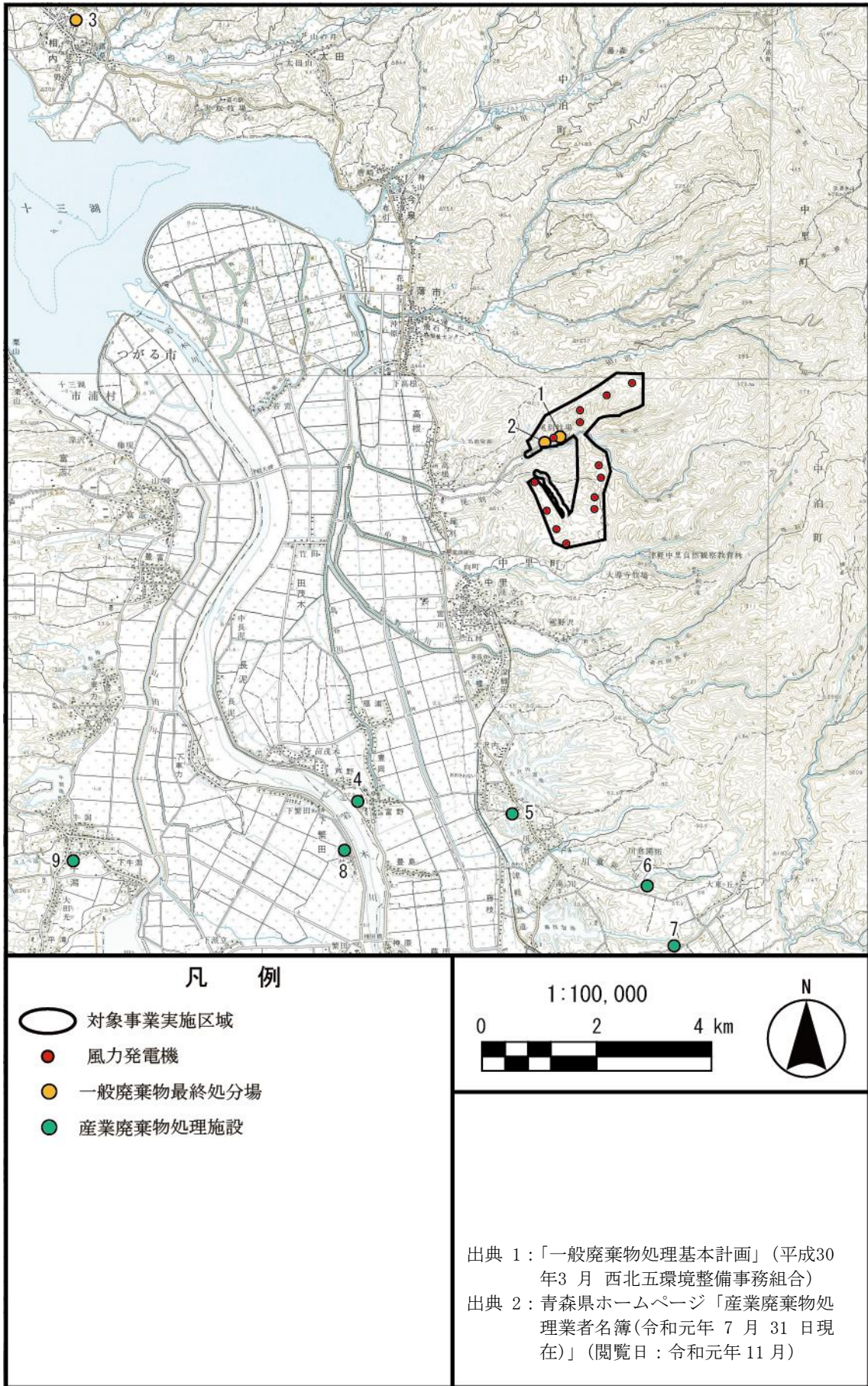


図 3-2-7-1 廃棄物処理施設等位置

3-2-8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1) 公害関係法令等

1) 環境基準

① 大気汚染

「環境基本法」(平成5年 法律第91号)に基づく大気汚染に係る環境基準を表3-2-8-1に示す。大気汚染の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所を除き、一律に適用される。



表 3-2-8-1 大気汚染に係る環境基準

1. 大気汚染に係る環境基準

(昭和48年 環境庁告示第25号)  
(昭和53年 環境庁告示第38号)

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
備考	<p>1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>2 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。</p> <p>3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。</p>

2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

(平成9年 環境庁告示第4号)

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

3. 微小粒子状物質に係る環境基準

(平成21年 環境省告示第33号)

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考	<p>微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p>

② 水質汚濁

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準は、表3-2-8-2に示すとおりである。  
 BOD等に係る類型は、岩木川は神田橋から上流域がA類型、下流域(十三湖含む。)がB類型、山田川は全域がA類型に指定されている。また、全亜鉛、ノニルフェノール、LASに関しては、岩木川(全域)、山田川(全域)は生物A類型に指定されている。

表 3-2-8-2 水質汚濁に係る環境基準

1. 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年 環境庁告示第59号)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		
備考			
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、環境庁告示第59号の付表2及び付表3に示す方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K 0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K 0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

2. 生活環境の保全に関する環境基準

1) 河川（湖沼を除く。）

(ア)

(昭和 46 年 環境庁告示第 59 号)

項目 類型	利用目的の適性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	----
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げる もの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	----
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	----

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

(昭和 46 年 環境庁告示第 59 号)

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	LAS(直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 基準値は年間平均値とする。				

2)湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

(ア)

(昭和46年 環境庁告示第59号)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	----
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められない こと。	2mg/L以上	----

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
- 3 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用  
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

(昭和 46 年 環境庁告示第 59 号)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下
備考			
1 基準値は、年間平均値とする。			
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。			
3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			
(注)			
1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全			
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）			
3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用			
4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度			

(ウ)

(昭和 46 年 環境庁告示第 59 号)

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS(直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩)
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 基準値は年間平均値とする。				

(エ) 底層溶存酸素量の類型及び基準値

(昭和46年 環境庁告示第59号)

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

3) 海域

(ア)

(昭和 46 年 環境庁告示第 59 号)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全 及び B 以下の欄 に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されない こと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	----	検出されない こと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	----	----

備考  
1 基準値は、日間平均値とする。  
2 水産 1 級のうち生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

(注)  
1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用  
水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

(昭和 46 年 環境庁告示第 59 号)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考  
1 基準値は、年間平均値とする。  
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)  
1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度



(ウ)

(昭和 46 年 環境庁告示第 59 号)

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS(直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩)
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生 生物の産卵場(繁殖場)又は 幼稚仔の生育場として特に 保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考	基準値は年間平均値とする。			

(エ) 底層溶存酸素量の類型及び基準値

(昭和 46 年 環境庁告示第 59 号)

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考		
1 基準値は、日間平均値とする。		
2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

### ③ 地下水

「環境基本法」に基づき、地下水についても「人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準」として、表 3-2-8-3 に示すとおり、全国一律に環境基準が定められている。

表 3-2-8-3 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成 9 年 環境庁告示第 10 号)

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキササン	0.05 mg/L 以下
備考	
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K 0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと JIS K 0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	

#### ④ 騒音

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準を表 3-2-8-4 に示す。  
対象事業実施区域のある中泊町では環境基準の類型指定はされていない。

表 3-2-8-4 騒音に係る環境基準

(平成 10 年 環境庁告示第 64 号)

地域の類型	基準値	
	昼 間	夜 間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

- 2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表[道路に面する地域]の基準値の欄に掲げるとおりとする。

#### [道路に面する地域]

地域の区分	基準値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注：車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表[道路に面する地域]にかかわらず、特例として次表[幹線交通を担う道路に近接する空間]の基準値の欄に掲げるとおりとする。

#### [幹線交通を担う道路に近接する空間]

基準値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。	

⑤ 土壌汚染

「環境基本法」に基づく土壌の汚染に係る環境基準を表 3-2-8-5 に示す。

なお、土壌の汚染に係る環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の表に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

表 3-2-8-5 土壌の汚染に係る環境基準

(平成 3 年 環境庁告示第 46 号)

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒(ひ)素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、環境庁告示第 46 号の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、環境庁告示第 46 号の別表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

⑥ ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 法律第 105 号)に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準を表 3-2-8-6 に示す。

表 3-2-8-6 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準

(平成 11 年 環境庁告示第 68 号 別表)

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法(ポリ塩化ジベンゾフラン等(ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパーオキシジンをいう。以下同じ。))及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。)
備考		
<p>1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパーオキシジンの毒性に換算した値とする。</p> <p>2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。</p> <p>3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。</p> <p>4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。</p>		

## 2) 規制基準等

### ① 大気汚染

「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)では、ばい煙発生施設から排出されるばい煙及び揮発性有機化合物排出施設から排出される揮発性有機化合物については排出口における排出基準が、一般粉じん発生施設については構造に関する基準等が定められている。また、「青森県公害防止条例」(昭和47年青森県条例第2号)に基づき、同条例に定めるばい煙関係施設及び粉じん関係施設に対して規制が行なわれている。

なお、対象事業は、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物発生施設及び一般粉じん発生施設並びにばい煙関係施設及び粉じん関係施設を設置する計画はない。

### ② 水質汚濁

特定施設を設置する工場又は事業場から排水を公共用水域に排出する場合には、表3-2-8-7に示す排水基準が定められている。

なお、対象事業は排水を公共用水域に排出する特定施設を設置する工場又は事業場に該当しない。

表 3-2-8-7 水質汚濁防止法による排水基準

## 1. 有害物質

(昭和 46 年 総理府令第 35 号 別表第 1)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1L につきカドミウム 0.03mg
シアン化合物	1L につきシアン 1mg
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1L につき 1mg
鉛及びその化合物	1L につき鉛 0.1mg
六価クロム化合物	1L につき六価クロム 0.5mg
砒素及びその化合物	1L につき砒素 0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1L につき水銀 0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1L につき 0.003mg
トリクロロエチレン	1L につき 0.1mg
テトラクロロエチレン	1L につき 0.1mg
ジクロロメタン	1L につき 0.2mg
四塩化炭素	1L につき 0.02mg
1,2-ジクロロエタン	1L につき 0.04mg
1,1-ジクロロエチレン	1L につき 1mg
シス-1,2-ジクロロエチレン	1L につき 0.4mg
1,1,1-トリクロロエタン	1L につき 3mg
1,1,2-トリクロロエタン	1L につき 0.06mg
1,3-ジクロロプロペン	1L につき 0.02mg
チウラム	1L につき 0.06mg
シマジン	1L につき 0.03mg
チオベンカルブ	1L につき 0.2mg
ベンゼン	1L につき 0.1mg
セレン及びその化合物	1L につきセレン 0.1mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：1L につきほう素 10mg 海域に排出されるもの：1L につきほう素 230mg
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：1L につきふっ素 8mg 海域に排出されるもの：1L につきふっ素 15mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1L につきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100mg
1,4-ジオキサン	1L につき 0.5mg
備考	<p>1 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和 49 年政令第 363 号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和 23 年 法律第 125 号)第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p>

2. その他の排出水の汚染状態

(昭和46年 総理府令第35号 別表第2)

項目	許容限度
水素イオン濃度(水素指数)(pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの : 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの : 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	160 mg/L (日間平均 120 mg/L)
浮遊物質(SS)	200 mg/L (日間平均 150 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120 mg/L (日間平均 60 mg/L)
リン含有量	16 mg/L (日間平均 8 mg/L)
<p>備考</p> <p>1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7 リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>	



### ③ 騒音

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づき著しい騒音を発生する特定建設作業、あるいは著しい騒音を発生する施設を有する特定工場等については、表3-2-8-8及び表3-2-8-9に示すとおり、指定地域に限り規制基準が定められている。また、自動車騒音についても、表3-2-8-10に示すとおり許容限度(要請限度)が定められている。

なお、対象事業実施区域は、騒音規制法に定める指定地域ではない。

表3-2-8-8 特定建設作業に伴って発生する騒音についての規制基準

(昭和43年厚生省、建設省告示第1号)

規制種別 区域の区分	基準値	作業時刻	1日当たりの 作業時間	作業期間	作業日
1号区域	85 デシベル	午後7時から翌日の午前7時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
2号区域		午後10時から翌日の午前6時の時間内でないこと	14時間を超えないこと		

注：区域の区分については、以下のとおり

1号区域：騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事又は市長が指定した区域

イ.良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。

ロ.住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。

ハ.住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。

ニ.学校、病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域内であること。

2号区域：騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、1号区域以外の区域

表3-2-8-9 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

(昭和47年青森県告示第169号)

(平成18年青森市告示第164号、平成24年弘前市告示第118号、平成27年八戸市告示第187号、平成24年黒石市告示第67号、平成24年五所川原市告示第30号、平成24年十和田市告示第151号、平成24年三沢市告示第28号、平成24年むつ市告示第46号)

時間の区分 区域の区分	昼間	朝夕	夜間
	午前8時から午後7時まで	朝:午前6時から午前8時まで 夕:午後7時から午後9時まで	午後9時から翌日午前6時まで
第1種区域	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル

注1：表に掲げる第2種、第3種及び第4種区域内に所在する学校・病院等特に静穏を必要とする施設の周囲50メートルの区域内における騒音の規制基準は、同表に定める値から5デシベルを減じた値とする。

注2：県公害防止条例に基づく騒音関係施設及び特定作業についても適用する。

注3：区域の区分については以下のとおり

第1種区域：指定地域のうち、低層住居専用地域である。

第2種区域：指定地域のうち、中高層住居専用地域、住居地域及び準住居地域である。

第3種区域：指定地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域である。

第4種区域：指定地域のうち、工業地域である。

表 3-2-8-10 自動車騒音の限度(要請限度)

(平成 12 年 総理府令第 15 号)

区域の区分		時間の区分	
		昼 間 午前 6 時から 午後 10 時まで	夜 間 午後 10 時から 翌日午前 6 時まで
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注 1: 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

注 2: a 区域、b 区域、c 区域とは、各々次の各号に掲げる区域として都道府県知事又は市長が定めた区域をいう。

- (1) a 区域：専ら住居の用に供される区域
- (2) b 区域：主として住居の用に供される区域
- (3) c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

#### ④ 振動

「振動規制法」(昭和 51 年 法律第 64 号)に基づき著しい振動を発生する特定建設作業、あるいは著しい振動を発生する施設を有する特定工場等については、表 3-2-8-11 及び表 3-2-8-12 に示すとおり、指定地域に限り規制基準が定められている。また、道路交通振動についても、表 3-2-8-13 に示すとおり許容限度(要請限度)が定められている。

なお、対象事業実施区域は、振動規制法に定める指定地域ではない。

表 3-2-8-11 特定建設作業に伴って発生する振動についての規制基準

(昭和 51 年 総理府令第 58 号)

規制種別 区域の区分	基準値	作業時刻	1日当たりの 作業時間	作業期間	作業日
1 号区域	75 デシベル	午後 7 時から翌日の午前 7 時の時間内でないこと	10 時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと
2 号区域		午後 10 時から翌日の午前 6 時の時間内でないこと	14 時間を超えないこと		

注：区域の区分については、以下のとおり

- 1 号区域：振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域として都道府県知事又は市長が指定した区域
  - イ. 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。
  - ロ. 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。
  - ハ. 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域であること。
  - ニ. 学校、病院等の敷地の周囲おおむね 80m の区域内であること。
- 2 号区域：振動規制法第 3 条第 1 項の規定により指定された地域のうち、1 号区域以外の区域

表 3-2-8-12 特定工場等において発生する振動についての規制基準

(昭和 52 年 青森県告示第 897 号)  
 (平成 18 年 青森市告示第 165 号、平成 24 年 弘前市告示第 119 号  
 平成 27 年 八戸市告示第 188 号、平成 24 年 黒石市告示第 69 号  
 平成 24 年 五所川原市告示第 31 号、平成 24 年 十和田市告示第 153 号  
 平成 24 年 三沢市告示第 29 号、平成 24 年 むつ市告示第 47 号)

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

注 1：学校・病院等特に静穏を必要とする施設の周囲 50 メートルの区域内における振動の規制基準は、同表に定める値から 5 デシベルを減じた値とする。

注 2：区域の区分については以下のとおり

第 1 種区域：指定地域のうち、住居専用地域、住居地域及び準住居地域である。

第 2 種区域：指定地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域である。

表 3-2-8-13 道路交通振動の限度(要請限度)

(昭和 51 年 総理府令第 58 号)

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前5時、6時、7時又は8時から 午後7時、8時、9時又は10時まで	午後7時、8時、9時又は10時から 翌日の午前5時、6時、7時又は8時まで
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

備考：区域の区分については以下のとおり

第 1 種区域：指定地域のうち、住居専用地域、住居地域及び準住居地域である。

第 2 種区域：指定地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域である。

⑤ 悪臭

「悪臭防止法」(昭和46年法律第91号)では、以下に示す悪臭原因物質の3つの排出形態に応じ、各々規制基準を定めている。対象事業実施区域が位置する中泊町、つがる市及び五所川原市は悪臭規制地域の指定があるが、本事業は悪臭を発生させる施設の設置はない。

- ・1号規制：事業場の建屋・敷地全体から敷地境界を越えて排出されたり、漏出されたりしている場合(敷地境界)
- ・2号規制：煙突等の気体排出口から排出される場合(気体排出口)
- ・3号規制：事業場から排出される排水に含まれて事業場の外に排出されて気化する場合(排水)

(a) 1号規制(敷地境界)

青森県(青森市を除く。)では、表3-2-8-14に示すとおり特定悪臭物質の規制基準を定めている。

表3-2-8-14 悪臭防止法に基づく規制基準

(昭和48年 青森県告示第121号)

特定悪臭物質	基準値(ppm)
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	1×10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

注：事業場の敷地の境界線の地表における規制基準(許容限度)

(b) 2号規制(気体排出口)

表 3-2-8-15 に示すとおり、煙突その他の気体排出口において、排出口の高さに応じて特定悪臭物質ごとに、流量の許容限度を規定している。

表 3-2-8-15 気体排出口における規制基準

(昭和 48 年 青森県告示第 121 号)

(気体排出口における規制基準)	
○規制対象物質:アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン	
○計算式: $q=0.108 \times He^2 \times Cm$	
q	: 流量(Nm <sup>3</sup> /時)
He	: 補正された排出口の高さ(m)
Cm	: 事業場の敷地の境界線での地表における規制基準として定められた値(ppm)
ただし、He が 5m 未満の場合、この式による規制基準は適用されない。	

(c) 3号規制(排水)

排水水中の特定悪臭物質濃度の許容限度を表 3-2-8-16 に示す。

表 3-2-8-16 排水における規制基準

(昭和 48 年 青森県告示第 121 号)

(単位:mg/L)

特定悪臭物質	$Q \leq 0.001$	$0.001 < Q \leq 0.1$	$0.1 < Q$
メチルメルカプタン	0.03	0.007	0.002
硫化水素	0.1	0.02	0.005
硫化メチル	0.3	0.07	0.01
二硫化メチル	0.6	0.1	0.03

注 1: Q:排水量(m<sup>3</sup>/s)

注 2: 事業場の敷地外における規制基準(許容限度)

⑥ 土壌汚染

土壌については、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和45年 法律第139号)に基づいて、表3-2-8-17に示すとおり、農用地土壌汚染対策地域の指定要件が定められている。

また、「土壌汚染対策法」(平成14年 法律第53号)に基づく対象物質と指定基準を表3-2-8-18に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には、該当地域はない。

表 3-2-8-17 農用地土壌汚染対策地域の指定要件

(昭和46年 政令第204号)

特定有害物質	農用地土壌汚染対策地域指定要件
カドミウム及びその化合物	<p>1号地域: 地域内の農用地で生産される米のカドミウム含有量が米1kgにつき0.4mgを超える地域。</p> <p>2号地域: 1号地域の近傍の地域で次のイ及びロの要件に該当し、かつ地域内の農用地において生産される米のカドミウム含有量及び同号の地域との距離その他の立地条件から見て、当該農用地において生産される米のカドミウム含有量が米1kgにつき0.4mgを超えるおそれが著しいと認められるもの。</p> <p>イ 地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量が1号地域内の農用地の土壌に含まれるカドミウムの量と同程度以上であること。</p> <p>ロ 地域内の農用地の土性が1号地域内の農用地の土性とおおむね同一であること。</p>
銅及びその化合物	<p>地域内の農用地(田に限る。)の土壌に含まれる銅の量が土壌1kgにつき125mg以上の地域。</p>
砒素及びその化合物	<p>地域内の農用地(田に限る。)の土壌に含まれる砒素の量が土壌1kgにつき15mg(自然的条件に特別の事情があり、この値が農作物の生育阻害防止に適當でないと認められる場合、土壌1kgにつき10mg以上20mg以下の範囲内で都道府県知事が定める別の値)以上の地域。</p>

表 3-2-8-18 土壤汚染対策法に基づく対象物質と指定基準

(平成 14 年 環境省令第 29 号)

分類	対象物質	指定基準		
		土壤溶出量基準 (mg/L)	土壤含有量基準 (mg/kg)	
第一種特定有害物質	揮発性有機化合物	四塩化炭素	0.002 以下	—
		1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—
		1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—
		1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—
		1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—
		ジクロロメタン	0.02 以下	—
		テトラクロロエチレン	0.01 以下	—
		1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—
		トリクロロエチレン	0.03 以下	—
		ベンゼン	0.01 以下	—
		クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	0.002 以下	—
第二種特定有害物質	重金属等	カドミウム及びその化合物	カドミウム0.01 以下	カドミウム150 以下
		六価クロム化合物	六価クロム0.05 以下	六価クロム250 以下
		シアン化合物	シアンが検出されないこと	遊離シアン50 以下
		水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下、かつ アルキル水銀が検出され ないこと	水銀15 以下
		セレン及びその化合物	セレン0.01 以下	セレン150 以下
		鉛及びその化合物	鉛0.01 以下	鉛150 以下
		砒素及びその化合物	砒素0.01 以下	砒素150 以下
		ふっ素及びその化合物	ふっ素0.8 以下	ふっ素4,000 以下
		ほう素及びその化合物	ほう素1 以下	ほう素4,000 以下
第三種特定有害物質	農薬等	シマジン	0.003 以下	—
		チオベンカルブ	0.02 以下	—
		チウラム	0.006 以下	—
		ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	—
		有機りん化合物	検出されないこと	—

## (2) 自然環境関係法令等

### 1) 自然公園等

対象事業実施区域及びその周辺における「自然公園法」(昭和 32 年 法律第 161 号)及び「青森県立自然公園条例」(昭和 36 年 青森県条例第 58 号)に基づく自然公園の指定状況を表 3-2-8-19 及び図 3-2-8-1 にそれぞれ示す。

対象事業実施区域周辺には、津軽国定公園及び芦野池沼群県立自然公園が存在しているが、対象事業実施区域内には、いずれの自然公園も含まれていない。

表 3-2-8-19 自然公園の指定状況一覧

名 称	所在地	面積 (ha)	指定日	特 色
津軽国定公園	中泊町 弘前市 五所川原市 つがる市 今別町 外ヶ浜町 鱒ヶ沢町 深浦町	25,966	昭和 50 年 3 月 31 日	火山弧峰景観 断崖及び海蝕景観 砂丘景観 森林景観
芦野池沼群 県立自然公園	中泊町 五所川原市	612	昭和 33 年 10 月 14 日	平地の人工の溜池 水生植物群落

出典：青森県ホームページ「青森県の自然公園」(閲覧日：令和元年 11 月)



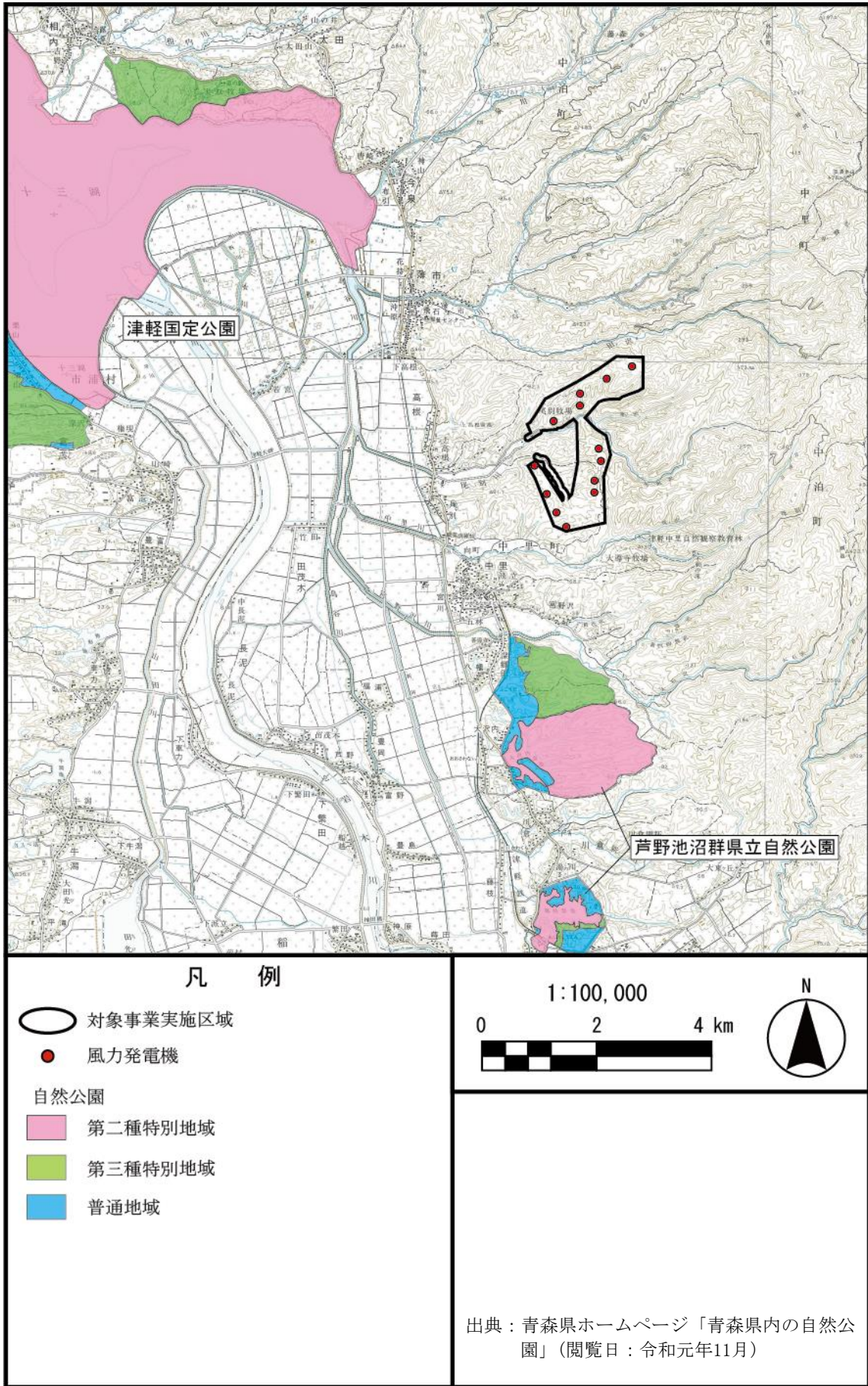


図 3-2-8-1 自然公園等の指定状況

## 2) 自然環境保全地域等

対象事業実施区域及びその周辺には「自然環境保全法」(昭和47年 法律第85号)及び「青森県自然環境保全条例」(昭和48年 青森県条例第31号)に基づく自然環境保全地域等は存在していない。

## 3) 鳥獣保護区等

対象事業実施区域及びその周辺における「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年 法律第88号)に基づく鳥獣保護区等の指定状況を、表3-2-8-20(1)～(2)及び図3-2-8-2にそれぞれ示す。

対象事業実施区域周辺には5箇所の鳥獣保護区、1箇所の特定猟具使用禁止区域(銃)、3箇所の休猟区が存在している。

なお、対象事業実施区域は、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、休猟区に含まれていない。

表 3-2-8-20(1) 鳥獣保護区

区分	名称	所在地	面積 (ha)	期間終了年月日	区分	備考
鳥獣保護区	十三湖	五所川原市	2,497	令和13年10月31日	集団渡来地の保護区	県指定
	市浦	五所川原市	706	令和5年10月31日	森林鳥獣生息地	県指定
	岩木川河口	つがる市、 北津軽郡中泊町	230	令和8年10月31日	希少鳥獣生息地	県指定
	田光沼	つがる市	211	令和8年10月31日	希少鳥獣生息地	県指定
	芦野	五所川原市	152	令和9年10月31日	身近な鳥獣生息地	県指定

出典：「青森県鳥獣保護区等位置図 令和元年度」(令和元年 青森県)  
「鳥獣保護区の指定」(青森県告示)

表 3-2-8-20(2) 鳥獣保護法関係指定区域等 (鳥獣保護区以外)

区分	名称	所在地	面積 (ha)	期間終了年月日
特定猟具使用 禁止区域(銃)	大沢内	北津軽郡中泊町	15	令和4年10月31日
休猟区	川倉	五所川原市	2,875	令和2年10月31日
	今泉	北津軽郡中泊町	2,732	令和3年10月31日
	車力	つがる市	1,980	令和4年10月31日

出典：「青森県鳥獣保護区等位置図 令和元年度」(令和元年 青森県)

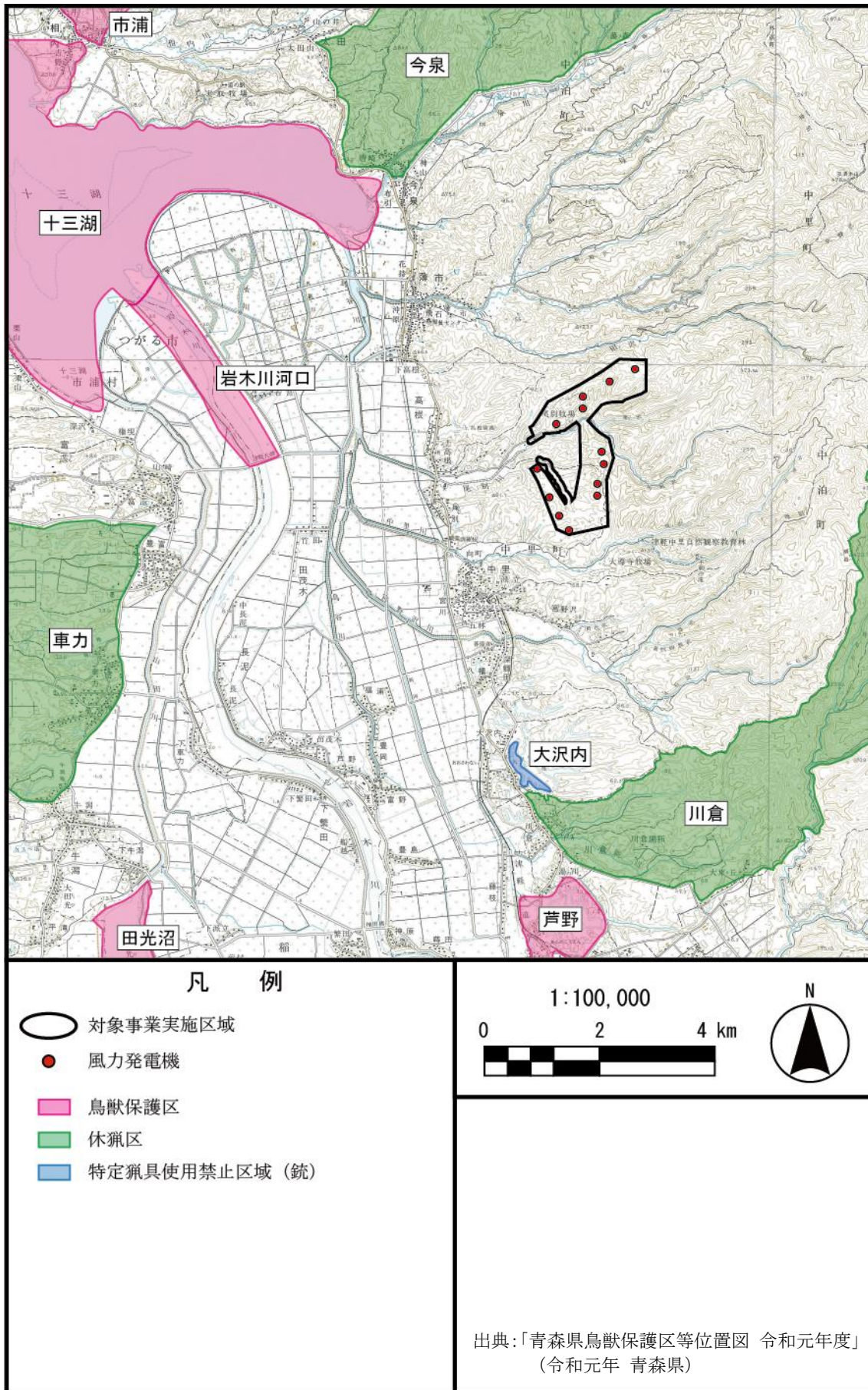


図 3-2-8-2 鳥獣保護区等の指定状況

#### 4) 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周辺にある「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号)に基づく史跡・名勝・天然記念物一覧を表 3-2-8-21 及び図 3-2-8-3 に、周知の埋蔵文化財包蔵地一覧を表 3-2-8-22(1)～(2)に、位置を図 3-2-8-4 に示す。

対象事業実施区域周辺には、県史跡に指定されている「中里城遺跡」や、県天然記念物に指定されている「十三湖の白鳥」等の他、64 箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地がある。

表 3-2-8-21 史跡・名勝・天然記念物一覧

No.	名称	所在地	指定内容	指定年月日
1	山王坊遺跡	五所川原市相内岩井	国指定 史跡	平成 29 年 2 月 9 日
2	カモシカ	地域を定めず	国指定 天然記念物	昭和 30 年 2 月 15 日
3	声良鶏			昭和 12 年 12 月 21 日
4	軍鶏			昭和 16 年 8 月 1 日
5	クマガラ			昭和 40 年 5 月 12 日
6	イヌワシ			昭和 40 年 5 月 12 日
7	オジロワシ			昭和 45 年 1 月 23 日
8	オオワシ			昭和 45 年 1 月 23 日
9	コクガン			昭和 46 年 5 月 19 日
10	ヒシクイ			昭和 46 年 6 月 28 日
11	マガン			昭和 46 年 6 月 28 日
12	ヤマネ			昭和 50 年 6 月 26 日
13	中里城遺跡	中泊町中里字亀山	県指定 史跡	平成 15 年 4 月 14 日
14	十三湖の白鳥	五所川原市十三湖	県指定 天然記念物	昭和 35 年 3 月 26 日
15	般若寺 イチョウ	中泊町富野字千歳	町指定 天然記念物	平成 7 年 4 月 27 日
16	大沢内溜池 ナラの木	中泊町大沢内字二夕見 (中泊町大沢内字海原)	町指定 天然記念物	平成 22 年 4 月 22 日
17	宮越家庭園	中泊町尾別字玉ノ井	町指定 名勝	平成 30 年 12 月 20 日

出典 1：青森県ホームページ「国・県指定文化財一覧」(閲覧日：令和元年 11 月)

出典 2：中泊町博物館ホームページ「中泊町の文化財」(閲覧日：令和元年 11 月)

出典 3：五所川原市ホームページ「市の文化財」(閲覧日：令和元年 11 月)

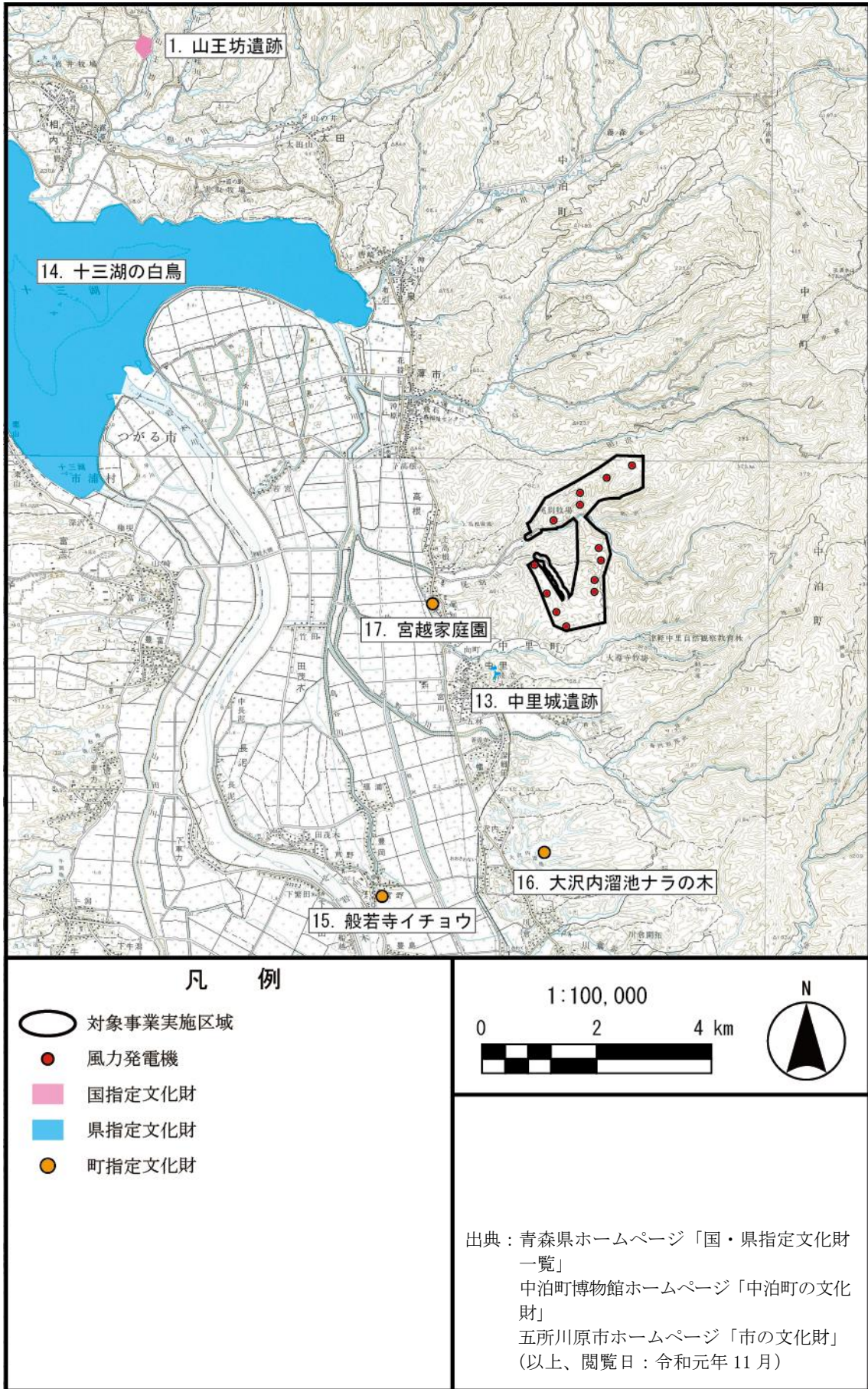


図 3-2-8-3 史跡・名勝・天然記念物位置

表 3-2-8-22(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地一覧

町	遺跡 番号	遺跡名	時 代	種 別
中泊町	1	平山遺跡	平安	散布地
	2	中里城遺跡	縄文（前）、平安、中世	集落跡、城館跡
	3	五林遺跡	縄文（前）、平安、中世	散布地、城館跡
	4	板橋遺跡	平安	散布地、城館跡
	5	蛭沢遺跡	平安	散布地
	6	胡桃谷遺跡	縄文、平安、中世	散布地、城館跡
	7	笹館遺跡	縄文、平安	散布地、城館跡
	8	二夕見遺跡	平安	散布地
	9	大沢内遺跡	縄文（前・中・後・晩）、平安	散布地、集落跡
	10	深郷田遺跡	縄文（前・中・後・晩）、平安	散布地、集落跡、貝塚
	11	一本松遺跡	平安、中世	集落跡、城館跡
	12	甘木遺跡	平安	散布地
	13	唐崎遺跡	縄文、平安	散布地、城館跡
	14	大石崎遺跡	縄文、平安	散布地
	15	今泉神明宮遺跡	不明	城館跡
	16	藤ノ森遺跡	縄文	散布地
	17	今泉母沢遺跡	近世	散布地、生産遺跡
	18	平山西遺跡	平安	散布地
	19	黒崎館遺跡	不明	城館跡
	20	宮野沢母沢遺跡	縄文	散布地
	21	大導寺遺跡	縄文、平安	散布地
	22	八幡遺跡	縄文、平安	散布地
	23	中里寺屋敷遺跡	縄文（中）	散布地
	24	甘木南遺跡	縄文、平安	散布地
	25	亀山遺跡	平安	散布地
	26	向町遺跡	平安	散布地
	27	平山東遺跡	平安	散布地
	28	中里川遺跡	平安	散布地
	29	宮野沢遺跡	平安	散布地
	30	玉ノ井遺跡	縄文、平安	散布地
	31	富野遺跡	近世	散布地、集落跡
	32	小金石遺跡	不明	散布地
	33	玉清水遺跡	平安	散布地
	34	花持遺跡	平安	散布地
	35	唐崎東遺跡	不明	城館跡

出典：青森県ホームページ「青森県遺跡地図」（更新日：令和元年10月8日）（閲覧日：令和元年11月）

表 3-2-8-22(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地一覧

市	遺跡番号	遺跡名	時代	種別
つがる市	98	乗鞍遺跡	縄文(中・後)、平安、中世	散布地
	99	枉子館跡	縄文(後)、平安、中世	城館跡
	100	笹平遺跡	縄文(中・後)	貝塚
	101	牛潟(1)遺跡	縄文(前・中・後・晩)、弥生、平安	集落跡
	102	牛潟(2)遺跡	縄文(前・中・後・晩)、弥生(前)、平安、江戸	集落跡、貝塚
	103	牛潟(3)遺跡	縄文(中・後)、平安	散布地
	104	中崎遺跡	縄文(中)、平安	散布地
	105	花林遺跡	縄文(前)、平安、近世	集落跡
	106	富菴遺跡	縄文	散布地
	111	竹之沢遺跡	縄文(中)	散布地
	112	塚野沢遺跡	平安	散布地
	113	豊富遺跡	平安	集落跡
	五所川原市	119	宇田野遺跡	平安
129		林下遺跡	平安	散布地
149		川倉遺跡	近世	製鉄跡
150		中新山製鉄遺跡	近世	製鉄跡
154		ナガレ山遺跡	縄文、平安	散布地
157		笹畑遺跡	縄文(前・中・後)、中世	貝塚、集落跡
158		二ツ沼遺跡	縄文(晩)、平安、中世	集落跡
159		山王坊遺跡	中世	社寺跡
160		唐川城跡	縄文、平安、中世	散布地、城館跡
161		岩井大沼遺跡	縄文(後・晩)	散布地
162		赤坂遺跡	平安	集落跡
163		露草遺跡	中世	社寺跡
164		オセドウ遺跡	縄文(前・中・後・晩)、平安、中世	貝塚、集落跡
165		実取(1)遺跡	平安	集落跡
166		福島城跡	縄文(晩)、平安、中世	城館跡、集落跡
167	蛇石遺跡	縄文(前・中・後)、平安	集落跡	
171	五月女菴遺跡	縄文(後・晩)、弥生、奈良	散布地	
177	実取(2)遺跡	平安	集落跡	

出典：青森県ホームページ「青森県遺跡地図」(更新日：令和元年10月8日)(閲覧日：令和元年11月)

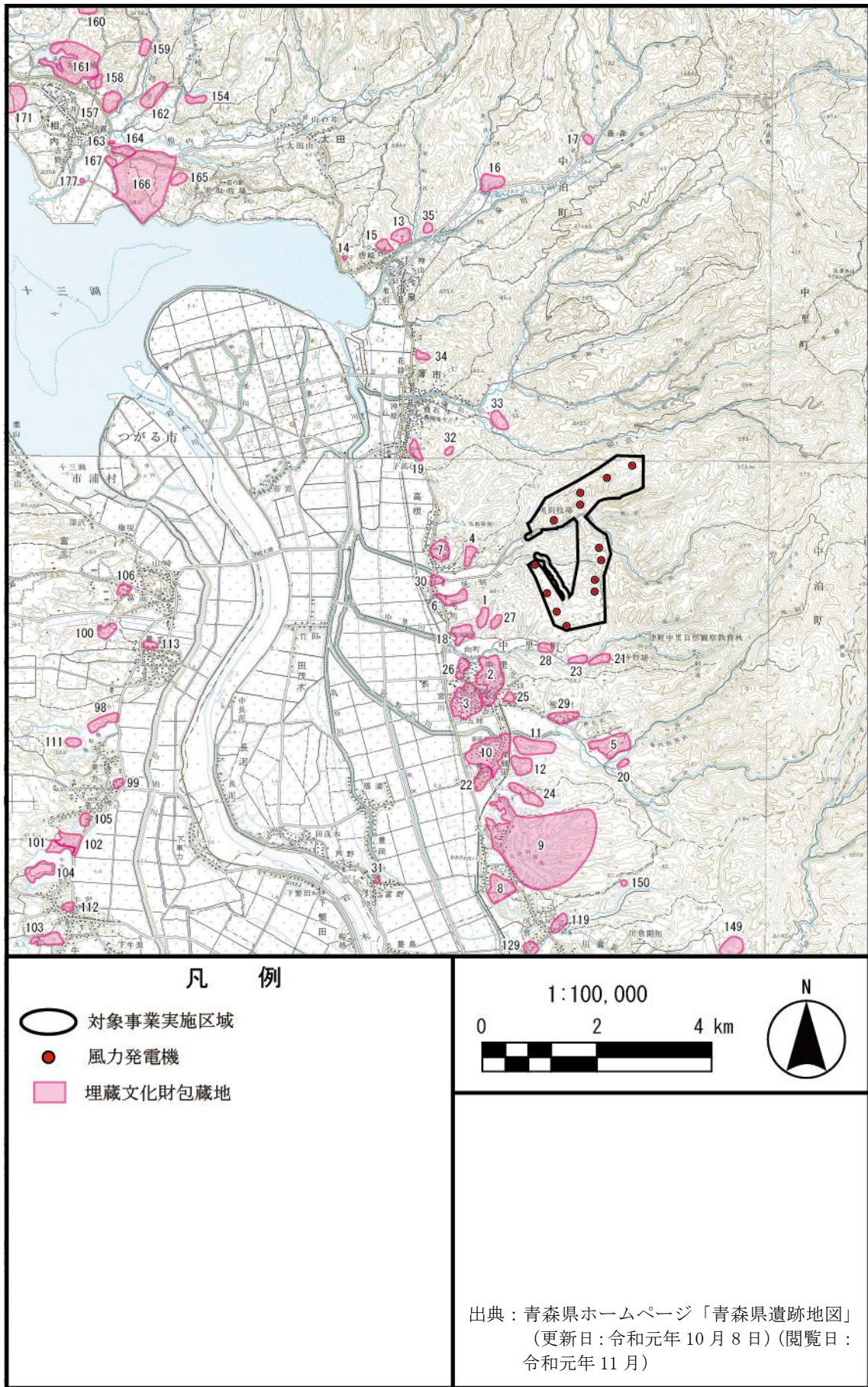


図 3-2-8-4 周知の埋蔵文化財包蔵地位置



## 5) 大規模行為景観形成基準

大規模な建築物の新築など（大規模行為）は景観に与える影響が大きく、行うにあたって一定の配慮が必要である。そのため青森県では、大規模行為の届出制度を設け、その内容が「大規模行為景観形成基準」に適合するか審査するとともに、必要に応じて勧告または変更命令を行うこととしている。青森県景観条例第17条の規定により定められた「青森県大規模行為景観形成基準」（平成8年 青森県告示第814号）を表3-2-8-23(1)～(2)に示す。

また、対象事業実施区域及びその周辺では、青森県景観条例第21条に基づき「中里城跡史跡公園展望台」が、ふるさと眺望点に指定されている。ふるさと眺望点の概要を表3-2-8-24に、位置を図3-2-8-5に示す。

表 3-2-8-23(1) 大規模行為景観形成基準

区 分	基 準
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。</li> <li>2. 大規模行為の行為地（以下「行為地」という。）の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう配慮すること。</li> <li>3. 行為地について、市町村が良好な景観の形成に関する基本方針その他これに類する計画、基準等を定めている場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。</li> <li>4. 行為地について、良好な景観の形成に関する協定がある場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。</li> </ol>
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更	位置、規模並びに形態及び色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。） <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域のシンボルとなる山稜近傍地にあつては、主要な視点場からの稜線を切断したり、背景との調和を乱すことのないよう位置、規模及び形態意匠に配慮すること。</li> <li>2. 良好な自然景観を有する地域では、これと調和するよう規模及び形態意匠に配慮すること。</li> <li>3. 道路等の公共空間に接する部分については、歩行者等に対する圧迫感を緩和するような位置、規模及び形態意匠とするとともに、高層の建築物などにあつては、前面に公開空地を設けるなど、敷地内にゆとりある空間を創出するよう配慮すること。</li> <li>4. 市街地にあつては、周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、町並みと調和した高さ、位置及び形態意匠とするよう配慮すること。</li> <li>5. 建築物又は工作物が全体としてまとまりのある形態意匠となるよう配慮すること。</li> <li>6. 周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮すること。</li> <li>7. 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。</li> </ol>

表 3-2-8-23(2) 大規模行為景観形成基準

区 分		基 準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更又は工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更	素 材	1. 周辺景観と調和する素材を採用するよう配慮すること。 2. 可能な限り、耐久性に優れ維持管理が容易な素材や年数とともに景観の中に溶け込むような素材を採用するよう配慮すること。
	敷 地	1. 敷地内は、可能な限り郷土種を用いて緑化するよう配慮すること。特に、住宅地等にあつては、敷地の周囲を生け垣等により緑化するよう配慮すること。 2. 敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。
	その他	1. 一つの敷地に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び施設全体と周辺景観との調和に配慮すること。 2. 建築物又は工作物の移転後の跡地は、周辺景観との調和が損なわれないよう配慮すること。 3. 必要に応じ、スロープや段差のない入り口の設置等により、やさしさが感じられる景観の形成に配慮すること。 4. 行為地が積雪地である場合は、防雪施設、堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和に配慮すること。
開発行為その他土地の形質の変更	方 法	現況の地形を可能な限り生かし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮すること。やむを得ない場合は、法面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺景観と調和した形態及び素材とするよう配慮すること。
	その他	敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。
土石の採取又は鉱物の採取	方 法	採取又は掘採は整然と行い、必要に応じて郷土種を用いた緑化や塀の設置等により周辺景観との調和に配慮すること。
	その他	跡地は、速やかに郷土種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。
屋外における物件の堆積	位置及び規模	道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。
	方 法	高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。
	その他	道路等の公共空間から可能な限り見えないよう敷地の周囲を郷土種を用いた緑化や塀の設置等により遮へいし、周辺景観との調和に配慮すること。
水面の埋立て又は干拓	方 法	埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等に配慮すること。

表 3-2-8-24 ふるさと眺望点の概要

名 称	概 要
中里城跡史跡公園展望台	中里城遺跡は史跡公園として、芝生広場、遊歩道、展望台、東屋など整備され、自然、社会と人々との関わりについて学習したり、新たな地域創造の舞台として開放されている。園内の展望台からは、田園風景や町の市街地、岩木山、屏風山、権現崎なども見ることができる。

出典：青森県ホームページ「ふるさと眺望点（西北五地区）」（平成 11 年選定）（閲覧日：令和元年 11 月）

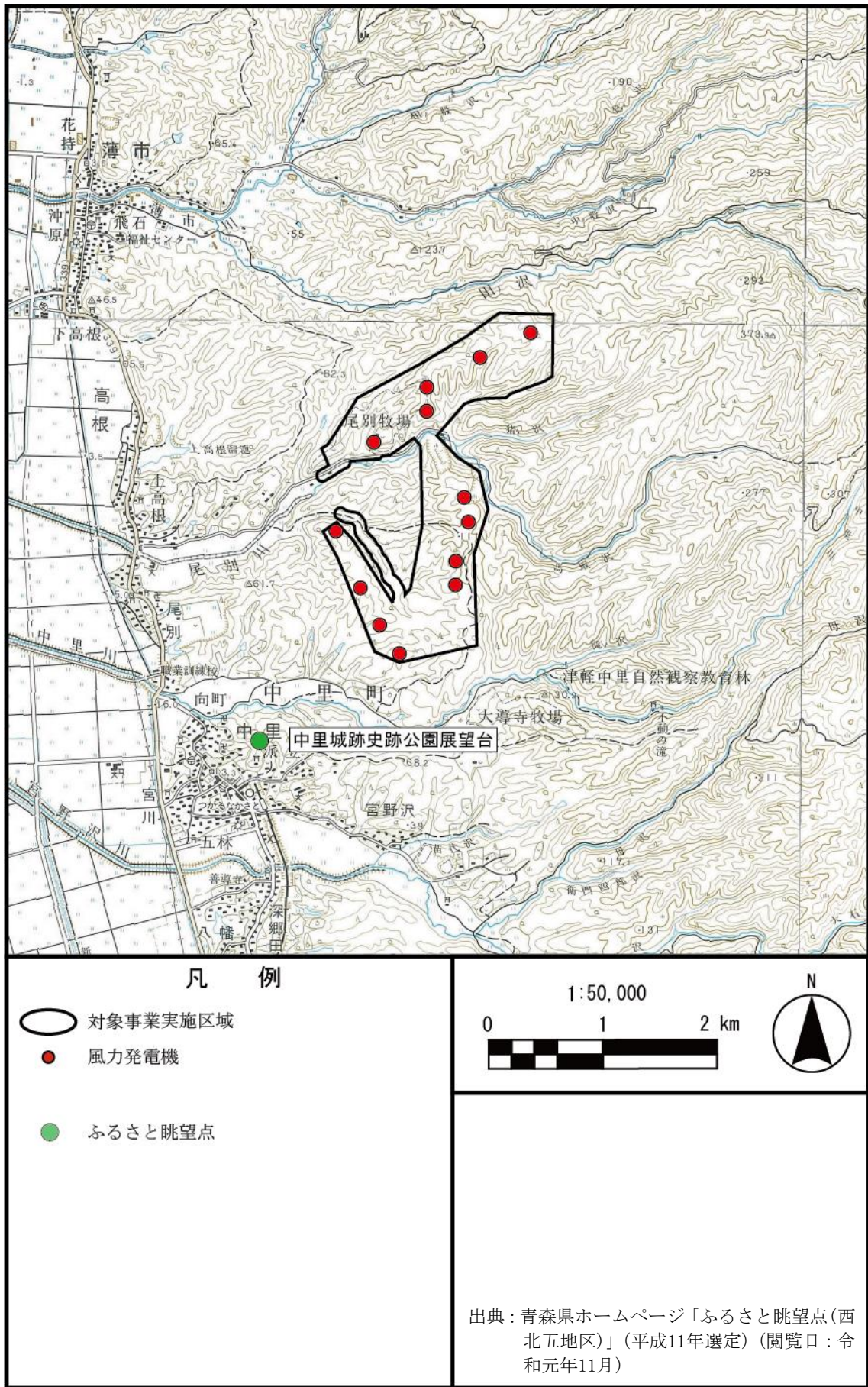


図 3-2-8-5 ふるさと眺望点

## 6) 保安林

対象事業実施区域及びその周辺における「森林法」(昭和26年 法律第249号)に基づく保安林の指定状況を図3-2-8-6(1)～(2)に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には、国有林が広く分布している。国有林は、水源かん養保安林や土砂流出防備保安林などに指定されている他、普通林の区域もある。対象事業実施区域の森林地域の大部分は国有林の普通林であり、対象事業実施区域の北側と東側の一部の区域は保安林となっている。

対象事業実施区域の南東約0.7kmの位置には、自然観察教育林(当該地域の自然を特色づけ、変化に富み、小中学校の自然科学教育に適した地域や特異な自然で自然探勝などで接することにより、国民の自然科学的興味を助長させることに適した地域)として指定されている「津軽中里自然観察教育林」(面積74.33ha)が存在する。この自然観察教育林は、中泊町の中里地区にある親水公園「滝ノ沢砂防愛ランド」に隣接しており、大正時代に植えられたスギや天然ヒバ・広葉樹の広がる森林の中を遊歩道が続いている。駐車場や公園が整備されており、林内にある不動の滝は、修験道の修行の場となっている。

## 7) 砂防指定地

対象事業実施区域及びその周辺における「砂防法」(明治30年 法律第29号)に基づく砂防指定地の状況を図3-2-8-7に示す。

対象事業実施区域の周辺に砂防指定地が分布している。

## 8) 急傾斜地崩壊危険区域等

対象事業実施区域及びその周辺における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年 法律第57号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定状況を図3-2-8-7に示す。

対象事業実施区域には、急傾斜地崩壊危険区域はない。

## 9) 地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「地すべり等防止法」(昭和33年 法律第30号)に基づく地すべり防止区域に指定されている箇所はない。

ただし、独立行政法人(平成27年4月より「国立研究開発法人」に名称変更)防災科学技術研究所が発表している地すべり地形分布状況によると、対象事業実施区域の北側の一部には、地すべり地形が分布している。

対象事業実施区域及びその周辺における地すべり地形の分布状況(平成14年 独立行政法人防災科学技術研究所)を図3-2-8-8に示す。

## 10) 土砂災害警戒区域

対象事業実施区域及びその周辺における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年 法律第57号)に基づく土砂災害警戒区域の指定状況を図3-2-8-9に示す。

対象事業実施区域には、土砂災害警戒区域はない。

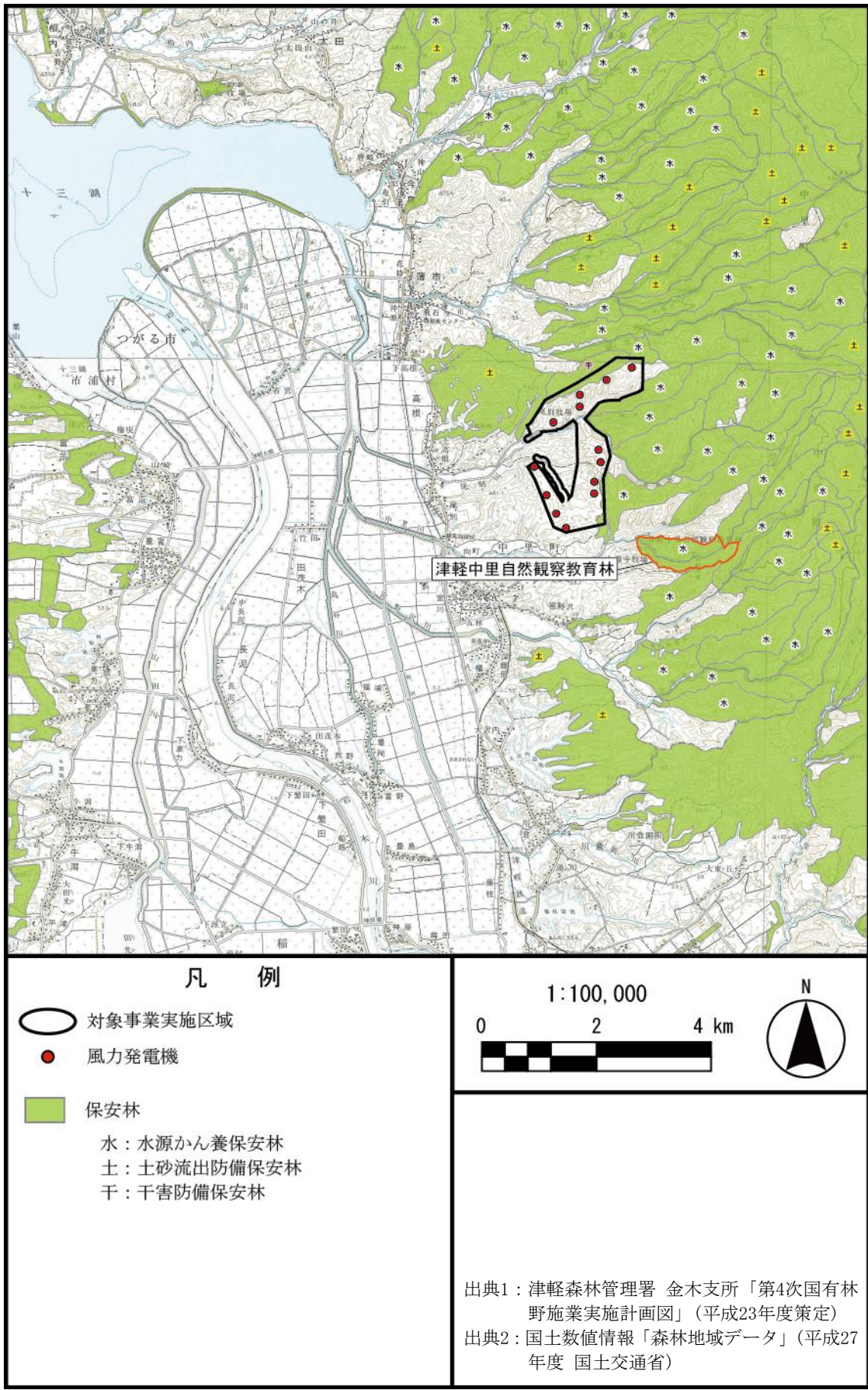


図 3-2-8-6(1) 保安林の指定状況

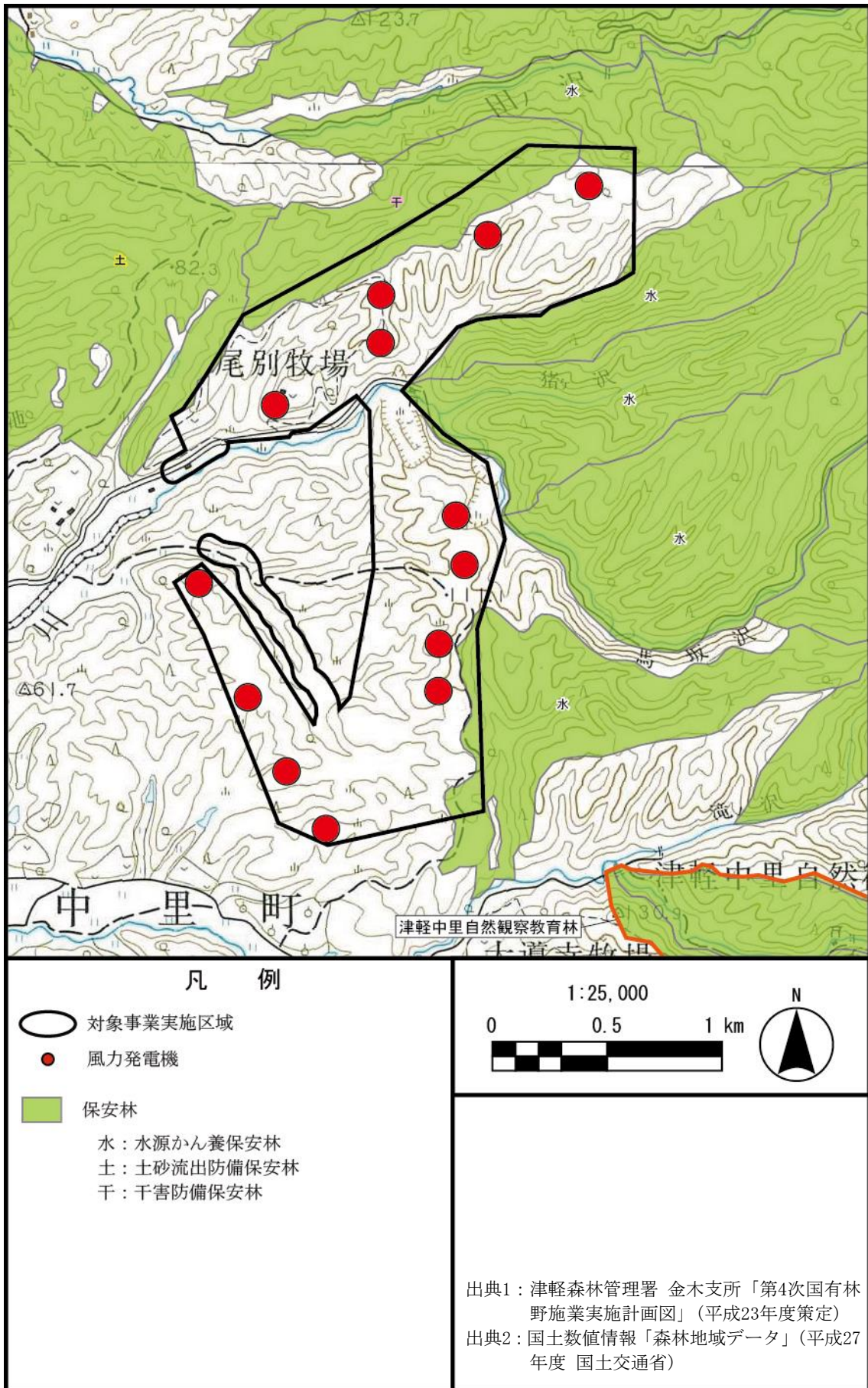
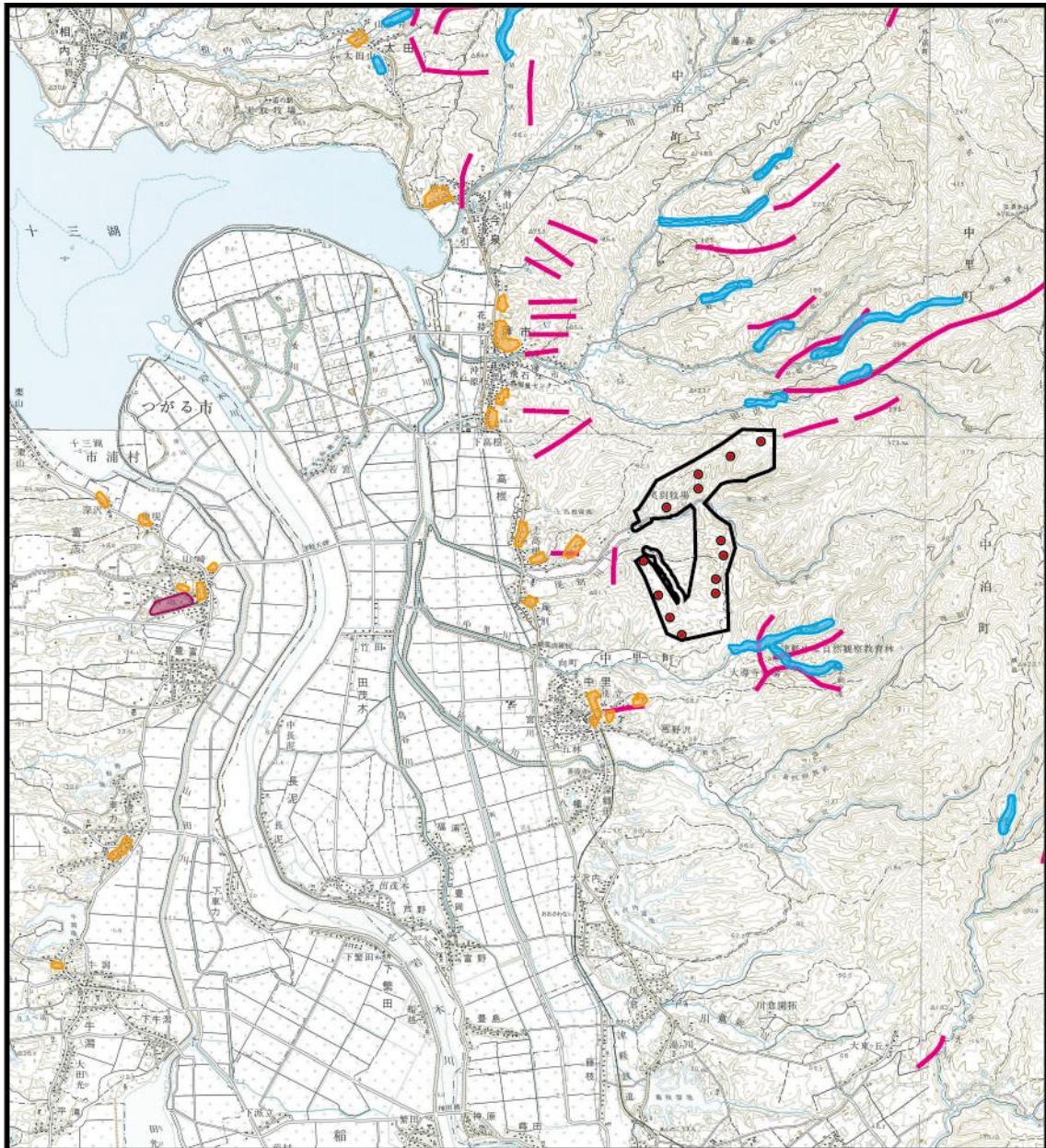


図 3-2-8-6(2) 保安林の指定状況（拡大）



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  砂防指定地
- 急傾斜地崩壊危険区域
  -  急傾斜区域
  -  地すべり区域
  -  土石流区域

1:100,000



出典1：土地保全基本調査 GISデータ 砂防指定地 20万分の1 青森県(国土交通省)  
 出典2：青森県河川砂防課資料

図 3-2-8-7 砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険区域の状況

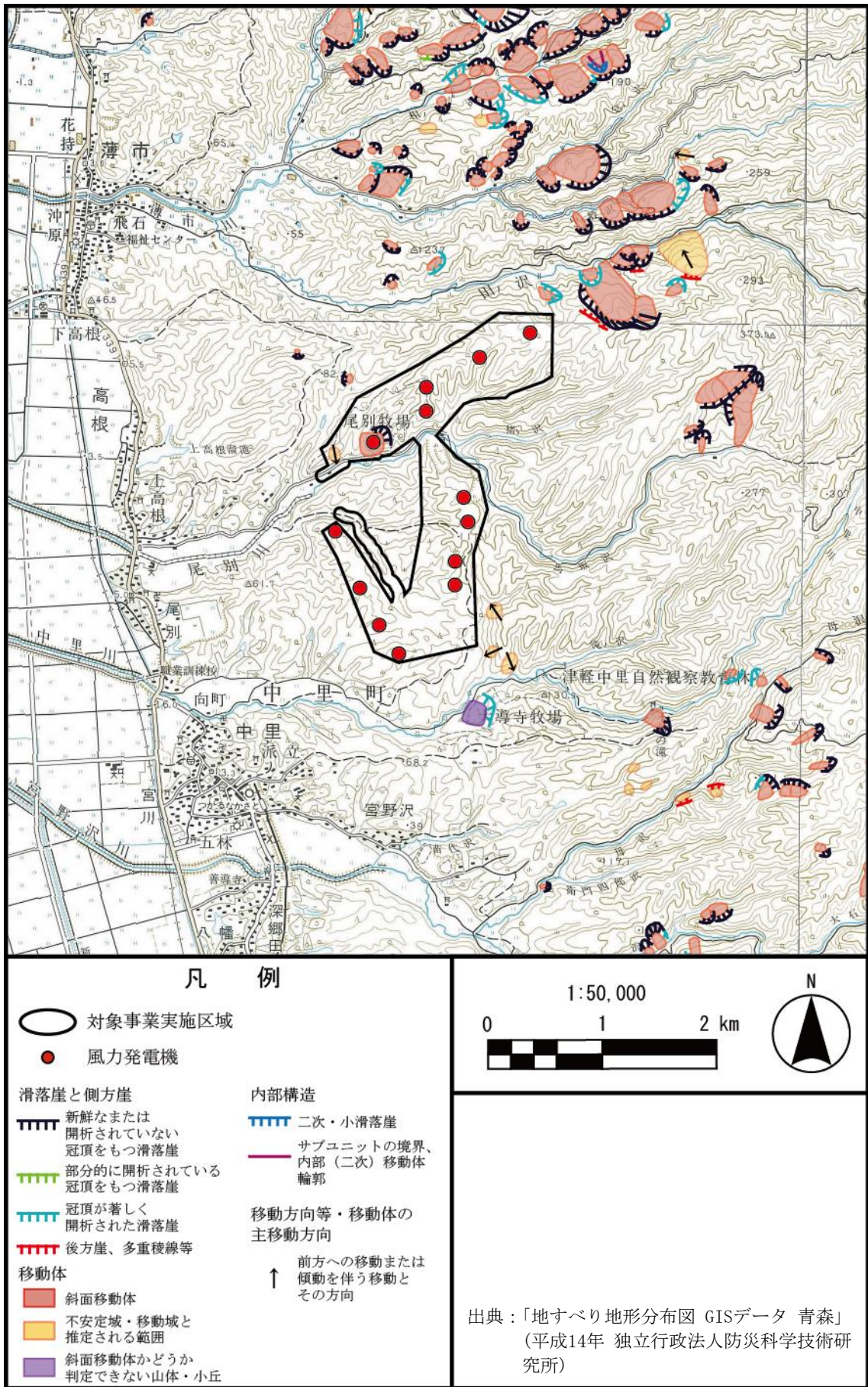


図 3-2-8-8 地すべり地形分布図



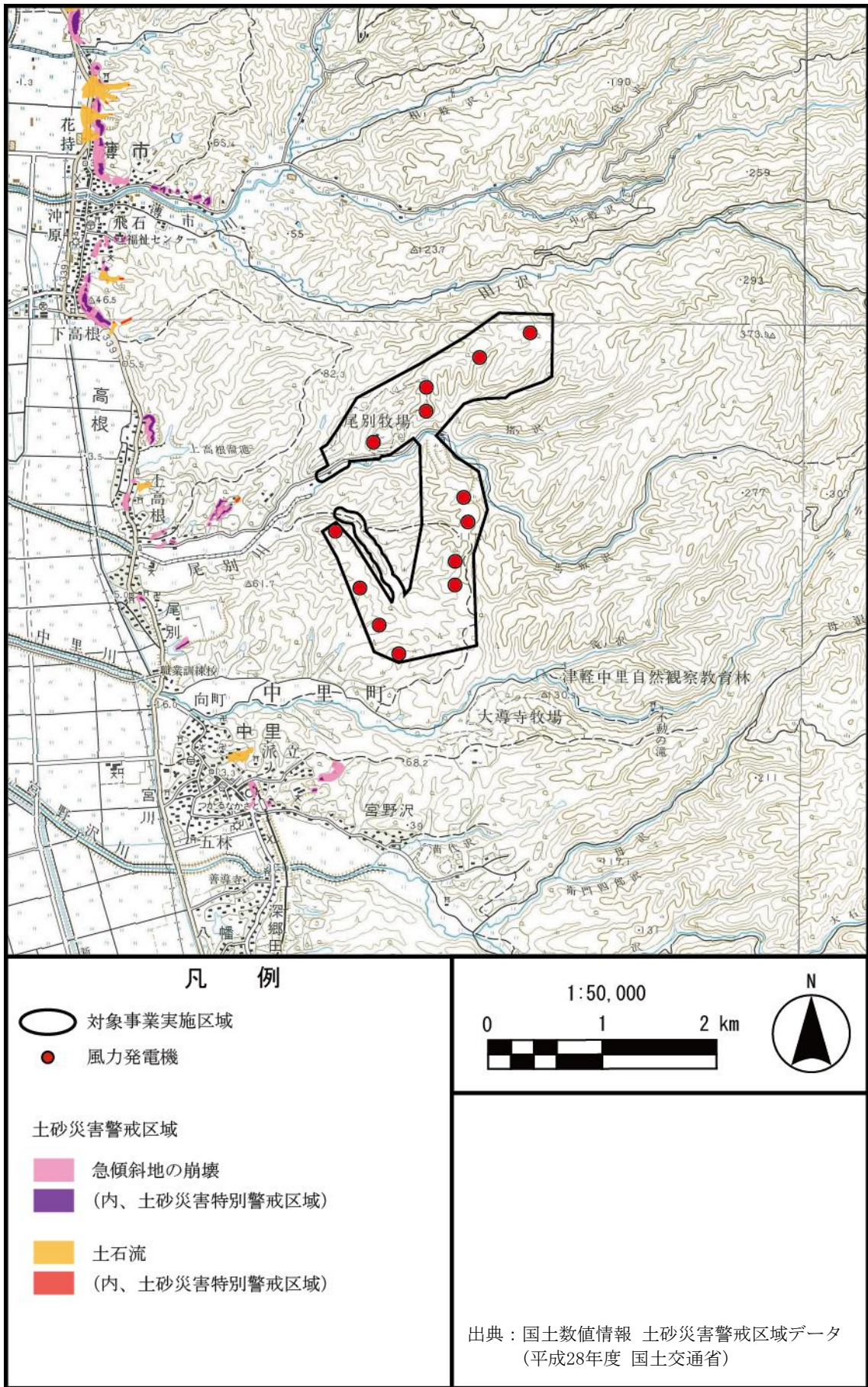


図 3-2-8-9 土砂災害警戒区域の指定状況

### 3-2-9 関係法令による規制状況のまとめ

対象事業実施区域及びその周辺の関係法令による指定及び規制状況を表 3-2-9-1(1)～(2)に示す。

表 3-2-9-1(1) 関係法令による指定及び規制状況

地域・地区等		法令との関連の有無		法令等	
		対象事業 実施区域	周辺地域 半径 2km 内		
土地利用計画に係るもの					
都市地域	都市地域	×	×	都市計画法	
	市街化調整区域	×	×		
農業地域	農業地域	○	○	農業振興地域の整備に関する法律	
	農用地区域	○	○		
森林地域	国有林	○	○	森林法	
	地域森林計画対象民有林	○	○		
	保安林	○	○		
自然保全地域		×	×	自然環境保全部	
自然公園地域		×	×	自然公園法	
世界遺産(文化遺産、自然遺産、複合遺産)		×	×	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	
公害防止に係るもの					
大気汚染	環境基準	○	○	環境基本法	
	排出基準	○	○	大気汚染防止法	
水質汚濁	環境基準	健康項目	○	環境基本法	
		生活環境項目	×		×
	排水基準		○	○	水質汚濁防止法
	上乗せ排水基準		×	×	排水基準を定める条例
土壌汚染	環境基準		○	○	環境基本法
	農用地土壌汚染対策地域		×	×	農用地の土壌の汚染防止に関する法律
	要措置区域及び 形質変更時要届出区域		×	×	土壌汚染対策法
騒音	騒音に係る環境基準		×	×	環境基本法
	騒音規制地域		×	×	騒音規制法、 青森県公害防止条例
振動	振動規制地域		×	×	振動規制法、 青森県公害防止条例
悪臭	悪臭規制地域		○	○	悪臭防止法、 青森県公害防止条例

注：○：指定地域等がある。×：指定地域等はない。

表 3-2-9-1(2) 関係法令による指定及び規制状況

地域・地区等		法令との関連の有無		法令等
		対象事業 実施区域	周辺地域 半径 2km 内	
自然環境保全に係わるもの				
自然公園等	国立公園	×	×	自然公園法
	国定公園	×	×	
	県立自然公園	×	×	青森県立自然公園条例
自然環境 保全地域等	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
	自然環境保全地域	×	×	
	県自然環境保全地域	×	×	青森県自然環境保全条例
	県開発規制地域	×	×	
	県緑地保全地域	×	×	
世界遺産	文化遺産、自然遺産、 複合遺産	×	×	世界の文化遺産及び自然遺産 の保護に関する条約
鳥獣保護区等	鳥獣保護区	×	×	鳥獣の保護及び管理並びに狩 猟の適正化に関する法律
	特定猟具使用禁止区域(銃)	×	×	
	休猟区	×	×	
文化財に係わるもの				
史跡・名勝・天然記念物 (注：地域を定めず指定は除く。)		×	×	文化財保護法
		×	○	青森県文化財保護条例等
周知の埋蔵文化財包蔵地		×	○	文化財保護法
景観に係わるもの				
景 観	大規模行為景観形成基準	○	○	青森県景観条例
	ふるさと眺望点	×	○	
国土保全に係わるもの				
保安林		○	○	森林法
砂防指定地		×	○	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域		×	○	急傾斜地の崩壊による災害防 止に関する法律
地すべり防止区域		×	×	地すべり等防止法
土砂災害警戒区域		×	○	土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関 する法律

注：○：指定地域等がある。×：指定地域等はない。